

第5次さっぽろ子ども未来プラン（案）

皆さまからのご意見を募集します
～パブリックコメントの実施について～

募集
期間

令和7年1月30日（木）から
令和7年2月28日（金）まで【必着】

近年、こども基本法の制定を始めとし、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向かって大きく動きだしており、これまで以上に子ども・若者や子育て当事者への支援が求められています。また、ヤングケアラーなど、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。

札幌市ではこれらの状況を踏まえ、令和7年度以降の5年間に取り組むべき子ども・若者の権利保障や、市民ニーズに即した子ども・若者、及び子育て当事者への支援施策を総合的に推進するための「第5次さっぽろ子ども未来プラン」の計画案を作成しましたので、皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を参考に、令和7年3月頃に計画を策定する予定です。また、ご意見の概要及びそれに対する札幌市の考え方については、別途公表いたします。

《お問い合わせ先》

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943
Eメール kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

札幌市

市政等資料番号
01-G01-24-2570

《ご意見募集要項》

1 募集期間

令和7年(2025年)1月30日(木)から2月28日(金)まで 【必着】

2 提出方法

(1) 郵送、持参の場合

※下記にご郵送ください。なお、子ども未来局、市役所市政刊行物コーナー、各区役所等で配布している「概要版」には、「ご意見記入用紙」が添付されておりますので、ご活用ください(切手不要)。

※お持ちいただく場合、受付は平日の8時45分から17時15分までとなります。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 宛て

(2) FAX の場合

上記の「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 宛て

FAX: 011-211-2943

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「第5次さっぽろ子ども未来プラン(案)について」として、住所、氏名(フリガナ)、年齢を記載の上、下記アドレスに送信してください。

メールアドレス: kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

(4) ホームページからの場合

下記ホームページ内の「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

【留意事項】

- 電話・口頭によるご意見は受け付けておりません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に当たって、ご記入いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に則って、適正に取り扱います。また、ご意見の概要を公表する場合は、お名前・ご住所等は公表いたしません。
- 下記のホームページ、又は、札幌市子ども未来局、各区役所等に、計画案本書のほか、子ども(小学生・中学生)向け概要版も用意しておりますので、ご参考にしてください。

札幌市公式ホームページ(右の二次元コードからも確認できます。)

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/shinplan.html>



目次

第1章 計画の策定	- 1 -
1 計画策定の背景及び趣旨	- 1 -
2 計画における「子ども」の定義	- 6 -
3 計画の位置づけ	- 6 -
4 計画の対象	- 7 -
5 計画期間	- 7 -
第2章 札幌市の現状	- 8 -
1 前計画の実施状況	- 8 -
(1) 前計画全体の成果指標の達成状況	- 10 -
(2) 前計画の各基本目標の主な取組結果	- 11 -
(3) 前計画の総括	- 19 -
2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状	- 20 -
(1) 子ども・若者を取り巻く現状	- 20 -
(2) 子育て当事者の現状	- 38 -
3 前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性	- 49 -
第3章 計画の推進体系	- 54 -
1 基本理念	- 54 -
2 基本的な方針	- 55 -
3 基本目標	- 55 -
4 計画体系	- 56 -
5 成果指標	- 58 -
(1) 計画全体の指標	- 58 -
(2) 各基本目標の基本施策ごとの指標	- 59 -
(3) 主な活動指標	- 61 -
第4章 具体的な施策の展開	- 63 -
基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実	- 64 -
基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実	- 91 -
基本目標3 子育て当事者への支援の充実	- 107 -
第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画	- 117 -
1 現状と課題	- 117 -

(1) 子どもの貧困率	- 117 -
(2) 札幌市の子どもの生活の実態	- 118 -
(3) 実態調査から見えてきた課題	- 122 -
2 計画の推進	- 123 -
(1) 基本目標	- 123 -
(2) 計画の対象	- 123 -
(3) 施策の展開にあたっての共通の視点	- 123 -
(4) 施策体系	- 124 -
(5) 成果指標	- 125 -
3 具体的な施策の展開	- 126 -
第6章 ひとり親家庭等自立促進計画	- 134 -
1 前計画の実施状況	- 135 -
(1) 計画全体の成果指標の達成状況	- 135 -
(2) 各基本目標の主な取組結果	- 135 -
(3) 前計画の総括	- 139 -
2 現状と課題	- 140 -
(1) ひとり親家庭を取り巻く状況	- 140 -
(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(令和4年度調査)	- 141 -
(3) 支援者ヒアリング(令和6年度調査)	- 146 -
(4) 課題の整理	- 148 -
3 計画の推進	- 149 -
(1) 施策体系	- 150 -
(2) 成果指標	- 151 -
4 具体的な施策の展開	- 152 -
(1) 基本目標1 子育て・生活支援の充実	- 152 -
(2) 基本目標2 就業支援の充実	- 153 -
(3) 基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	- 154 -
(4) 基本目標4 経済的支援の推進	- 154 -
(5) 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	- 155 -
第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画	- 156 -
1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について	- 156 -
2 教育・保育提供区域の設定	- 156 -

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	- 156 -
(1) 教育・保育.....	- 156 -
(2) 地域子ども・子育て支援事業	- 157 -
4 教育・保育の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)	- 158 -
(1) 「量の見込み」の基本的な考え方	- 158 -
(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基本的な考え方	- 158 -
(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(全市).....	- 159 -
5 地域子ども・子育て支援事業の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)	- 163 -
(1) 利用者支援事業.....	- 163 -
(2) 時間外保育事業	- 164 -
(3) 放課後児童健全育成事業.....	- 165 -
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ).....	- 166 -
(5) 地域子育て支援拠点事業.....	- 166 -
(6) 一時預かり事業(幼稚園型)	- 167 -
(7) 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	- 168 -
(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業).....	- 169 -
(9) 子育て援助活動支援事業(就学後)	- 170 -
(10) 乳児家庭全戸訪問事業.....	- 170 -
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業.....	- 171 -
(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業.....	- 171 -
(13) 子育て世帯訪問支援事業.....	- 172 -
(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	- 172 -
(15) 産後ケア事業	- 173 -
6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」	- 174 -
(1) 中央区	- 174 -
(2) 北区	- 177 -
(3) 東区	- 180 -
(4) 白石区	- 183 -
(5) 厚別区	- 186 -
(6) 豊平区	- 189 -
(7) 清田区	- 192 -

(8) 南区	- 195 -
(9) 西区	- 198 -
(10) 手稲区	- 201 -
第8章 計画の推進	- 204 -
1 計画の推進体制	- 204 -
(1) 庁内の推進体制	- 204 -
(2) 様々な主体との連携による計画の推進	- 204 -
2 計画の進行管理・評価	- 204 -
(1) 計画の進行管理	- 204 -
(2) 附属機関による評価の実施	- 204 -
3 計画の見直し	- 204 -
参考資料	- 205 -
1 各種調査結果	- 205 -
(1) 札幌市子どもに関する実態・意識調査	- 205 -
(2) 札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査	- 206 -
(3) グループヒアリング調査	- 207 -
2 子どもからの提案・意見募集ハガキ	- 208 -
(1) 子どもからの提案・意見募集ハガキ	- 208 -
(2) 子ども議会	- 208 -
3 用語解説	- 209 -

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を制定し、平成21年(2009年)4月に施行しました。

また、権利条例の理念を具体化し、総合的かつ計画的に子どもの権利を保障するため、平成23年度(2011年度)以降、順次、「札幌市子どもの権利に関する推進計画(以下、推進計画という)」を策定し、具体的な取組を進めてきました。

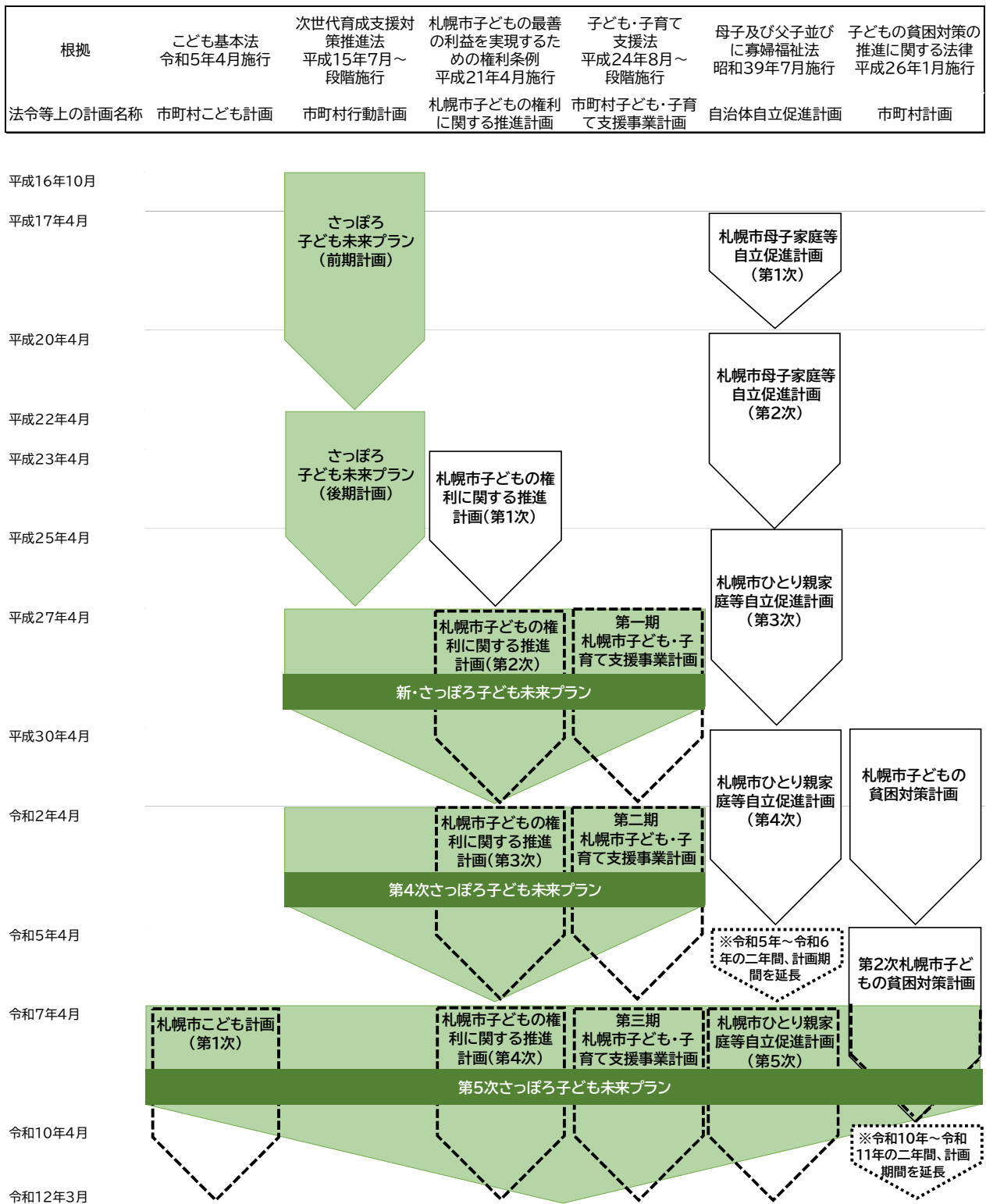
一方、平成15年(2003年)に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもを育成するため、「さっぽろ子ども未来プラン」(前期計画、後期計画)を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきました。

その後、平成27年度(2015年度)から国により「子ども・子育て支援新制度」が開始され、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」が義務化されたことを受け、第2次推進計画と第1期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」を策定しました。この計画では、子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできました。その後、基本理念や基本目標を引き継ぎつつ、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な連携により、総合的な支援を行う視点を加え、第3次推進計画と第2期札幌市子ども・子育て支援事業計画を包含する「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定しました。

こうした中、令和4年(2022年)には、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」が制定されました。また、令和5年(2023年)には、こども家庭庁が発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」が決定され、これまで別々に実施されてきた少子化対策や子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策などの様々な施策を共通の基盤の下で一体的に進めていくこととされました。また、取組の方向性を示す「市町村こども計画」策定の努力義務が規定されました。

こうした社会的な情勢も踏まえ、札幌市においても、令和7年度(2025年度)以降に取り組むべき子どもの権利保障や当事者の視点に立った子ども・若者施策をより一体的に推進するため、こども大綱を勘案し、第4次推進計画及び第3期札幌市子ども・子育て支援事業計画に加え、第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画(旧第2次札幌市子どもの貧困対策計画)及び第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を新たに統合し、こども基本法で求める「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第5次さっぽろ子ども未来プラン(以下「本計画」という。)」を策定いたします。

<これまでのさっぽろ子ども未来プラン及び関係計画の経過>



ポイント① 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について

-すべての子どもは、未来と世界へと羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です-

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成21年(2009年)4月施行

子どもの権利とは

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切にし、保障を進めることを宣言しています。

この条例では、子どもにとって大切な権利と、それを保障するための大人の役割や、札幌市の取組について定めています。

大切にしたい4つの権利

権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

安心して生きる権利(第8条)

愛情を持って生まれ、
いじめや虐待から守られること

自分らしく生きる権利(第9条)

個性を尊重され、
自由に思いや考えを表現すること

豊かに育つ権利(第10条)

学び、遊び、休息し、様々な経験して
豊かに育つこと

参加する権利(第11条)

自分に関わることに参加し、
意見を表明すること

ポイント② 計画策定に関連する国の動きについて

※ここでは、国の表記に従い、「こども」と表記します。

○こども基本法(令和5年(2023年)4月1日施行)

- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。
- こども基本法では、こども施策を決めるうえで、以下の6つの基本理念を定めています。
 - 1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - 2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
 - 4 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
- また、国及び地方公共団体に対して、こども・若者の意見を聴きながらこども施策を進めていくよう求めています。

○こども大綱(令和5年(2023年)12月22日発出)

- こども大綱は、こども基本法に基づき作られており、これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律(現法律名「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)」に基づく3つの大綱を1つにまとめ、少子化の背景にある経済的な不安定さ等の課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決、子どもの貧困への対策等、幅広いこども施策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定されました。
- こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こども大綱では、この「こどもまんなか社会」が実現することで、こどもや若者が自分の希望や能力をいかし、結婚や出産も含めた自らの願いを叶えることができるとしています。また、その結果として、少子化対策や未来を担う人材を社会で育てることに繋がり、社会経済の持続可能性を高め、子ども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての人を幸せにするとしています。

■ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども大綱では以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- 1 こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る。
- 2 こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める。
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する。
- 4 成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるように取り組む。
- 6 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ また、「こどもまんなか社会」を実現するためには、全てのライフステージで共通する課題、特定のライフステージ¹に応じた課題、及び子育て当事者の支援を念頭に置き、各施策に取り組むことが必要と述べています。

ライフステージを通じて重要な課題として、こどもが権利の主体であることを周知し、多様な体験と活躍の機会をつくり、連続的に保健や医療を提供することに加え、こどもの貧困の解消、障がい児支援・医療的ケア児²等への支援、児童虐待の防止対策と社会的養護³の推進及びヤングケアラー⁴への支援、自殺や犯罪などからこどもを守る取組をあげています。

次に、こどもの誕生前から幼児期では、安心・安全でこどもが成長でき、遊びも充実している環境づくりなどについて、学童期及び思春期では、質の高い公教育や居場所⁵づくり、いじめ防止などについて、青年期では就労・結婚の支援に加えて、若者や家族が抱える悩みへの相談体制整備などについて、三つのライフステージの各段階における取組をあげています。

最後に、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、健康で自己肯定感⁶とゆとりをもってこどもに向きあえることが、こどもの健康や成長には欠かせないということを踏まえ、子育てにかかる経済的負担の軽減や、地域や家庭での子育てと教育の支援、共働き・共育てに向けた取組やひとり親家庭への支援について述べています。

○孤独・孤立対策

人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、更には新型コロナウイルス感染拡大の影響により、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、令和5年(2023年)5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年(2024年)4月に施行されました。

「孤独・孤立対策推進法」に基づき、令和6年(2024年)6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」においては、①孤独・孤立双方への社会全体での対応、②当事者等の立場に立った施策の推進、③社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進、の3つが孤独・孤立対策の基本理念として示されています。

地方公共団体においても、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、地域の状況に応じた施策を実施することが求められており、こども施策分野を含む様々な分野に孤独・孤立対策の視点を取り入れ、各分野の取組を着実に進めるとともに、地域で孤立している方や支援を必要としている方への分野横断的な支援にも取り組んでいく必要があります。

2 計画における「子ども」の定義

札幌市では権利条例を定め、その理念が最も優先されるべきものとして、子ども施策を推進してきました。権利条例では、「子ども」を、「18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者」と定義しています。本計画は、権利条例に基づく計画である「子どもの権利に関する推進計画」を包含する計画でもあることから、権利条例の定義に則り、「子ども」と表記し、定義は権利条例と同様とします。

なお、「こども基本法」や「こども大綱」では、平仮名表記の「こども」を用い、その定義を「心身の発達の過程にある者」＝「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」としています。

この定義は、「年齢により必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことを示したもの」です。

さっぽろ子ども未来プランは、これまでも「子どもの権利の尊重」を通底の理念とし、子どもの視点や、成長・発達段階に応じて長期的に支える視点をもって、子ども施策全般に取り組んできました。これは「こども基本法」が「こども」という定義で示す考え方と同様であるため、本計画では「子ども」と表記しながらも、こども基本法等で求められる視点に立ち、施策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

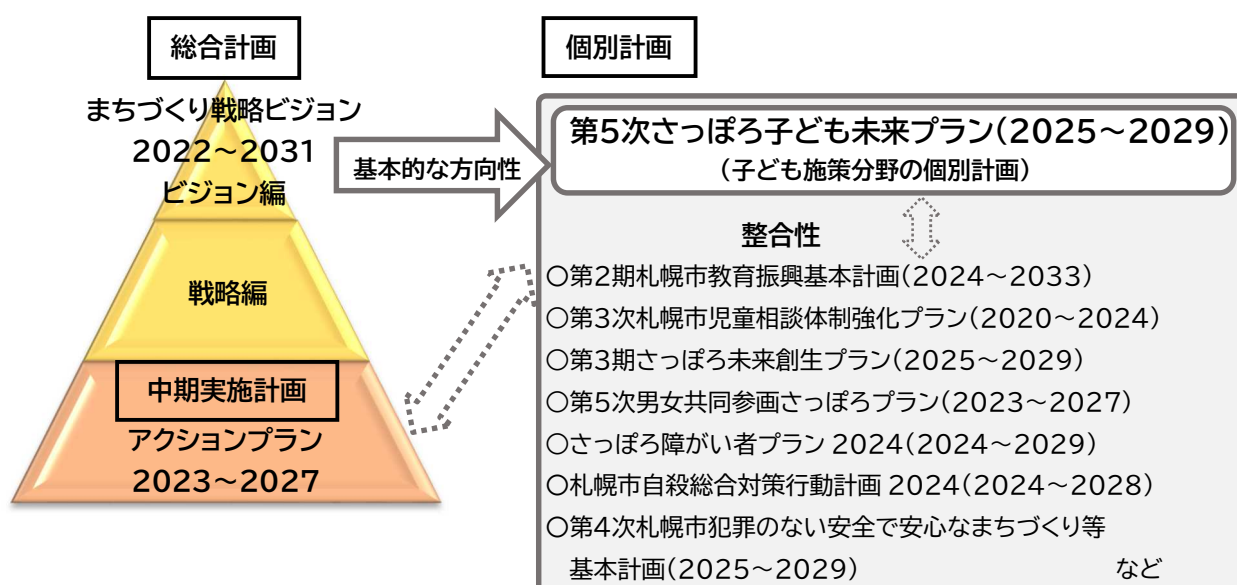
■ 法令等に基づく計画との関係

本計画は、以下の計画を包含しています。

法律名・条例名／該当条項	法令上の計画名称	本計画の該当章
札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例／第46条第1項	子どもの権利に関する推進計画	第1章～第4章
こども基本法／第10条第2項	市町村こども計画	第1章～第4章
次世代育成支援対策推進法／第8条第1項	市町村行動計画	第1章～第4章
子ども・若者育成支援推進法／第9条第2項	市町村子ども・若者計画	第1章～第4章
児童福祉法／第56条の4の2第1項	市町村整備計画	第1章～第4章
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針／I-3	母子保健計画	第1章～第4章
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律／第10条第2項	市町村計画	第1章～第5章
母子及び父子並びに寡婦福祉法／第12条	自立促進計画	第1章～第4章、第6章
子ども・子育て支援法／第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画	第7章

■ 札幌市の関連する計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度））」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画です。また、同ビジョンの中期実施計画として令和5年度（2023年度）に策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」、更には、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）（以下、SDGsという。）」の視点も意識し、本計画を推進していきます。

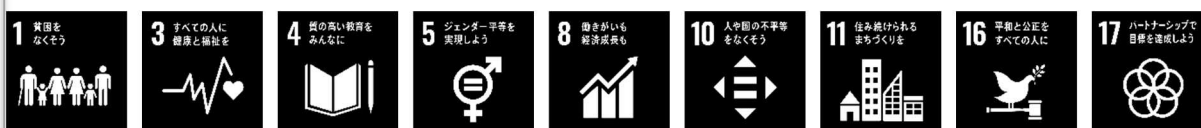


<SDGsの視点と本計画との関わりについて>

令和12年（2030年）までの国際目標として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に当たっては、国だけではなく、企業や自治体、市民団体など全ての主体の参加が必要です。その中でも自治体が定める個別計画は、市役所はもとより、市民・企業・関係団体が共有するべきものであり、計画の策定や改定に当たり、SDGsの視点や趣旨を反映させる必要があります。

本計画に掲げる各基本目標に紐づく各基本施策については、SDGsに定める目標（ゴール）とも関係しており、様々な主体との連携により、計画に掲げる取組を推進していき、基本目標の達成を目指す中で、各ゴールの達成にも寄与していきたいと考えています。

<本計画と関連するSDGsのゴール>



4 計画の対象

本計画は、全ての子ども（おおむね18歳まで）、若者（おおむね15～34歳まで、施策によってはそれ以上の年齢を含む）、及び子育て当事者（妊娠・出産期を含む。）を主たる対象とします。

また、事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

第2章 札幌市の現状

1 前計画の実施状況

令和2年(2020年)3月に策定した前計画では、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を前々計画から引き続き基本理念とし、「子どもの権利を大切にする環境の充実」、「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つの基本目標を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容や成果指標の達成状況について、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行ってきました。

(参考)前計画の施策体系

基本理念

**子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**

基本的な視点

《視点1 子どもの視点》

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

《視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点》

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

《視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点》

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

《視点4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点》

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

計画体系



(1) 前計画全体の成果指標の達成状況

(表2-1)前計画における「計画全体の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
①自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4%	67.6%	67.3%	67.2%	62.4%	80.0%
②子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合	50.9%	47.6%	41.4%	36.8%	38.5%	80.0%
	参考(③)	52.7%	52.9%	40.3%	54.8%	-

(出典)①: H30、R5「子どもに関する実態意識調査」(R5:n=1,679)それ以外は、中間年の参考値として実施した調査に基づく。

②: 札幌市指標達成度調査(R5:n=3,251)

③: 札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査／札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査

前計画では、札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す計画全体の成果指標として、2つの数値目標を設定しています(表2-1)。

自己肯定感に関連する項目の一つである成果指標①の「自分のことが好きだと思う子どもの割合」について、この5年間で当初値に比べて5.0ポイント減少しています。一方で、他の関連項目である、「自分という存在を大切に思える」と答えた割合は73.2%、「自分には様々な可能性があると思う」と答えた割合は69.0%など、肯定的な回答割合が高くなっています。

自己肯定感は、年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものではありませんが、コロナ禍により子どもたちの活動が制限されたことも、数値の変動に影響を及ぼしている可能性があると考えられます。そのため、子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る必要があるものと考えます。

成果指標②の「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」については、18歳以上の市民全般を対象とした調査では、この5年間で12.4ポイント減少しています。こちらについて、0歳から5歳の子どもがいる世帯を対象にした調査においては、同様の質問に対し、54.8ポイントの割合で回答が得られており、子育て世帯からの半数以上の評価は得られているものの、引き続き子育て世帯に対する相談・支援機能の強化をはじめ、経済的負担を軽減できるような支援など効果的な支援を行うことに加えて、子育て世帯だけでなく、子育てに関わる方が少ない方への情報発信や周知を継続して行う必要があるものと考えます。

(2) 前計画の各基本目標の主な取組結果

ア 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-2)前計画における「基本目標1の成果指標」の達成状況

指標		当初値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典(令和5年度)
①子どもの権利についての認知度	大人 子ども	61.0% 61.4%	54.4% 65.2%	75.0% 75.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
②子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人 子ども	49.2% 63.8%	37.6% 63.8%	65.0% 70.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
③いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 ※目標値は令和5年度	小学生 中学生 高校生	93.5% 88.1% 87.9%	94.2% 90.5% 94.2%	96.0% 90.0% 90.0%	札幌市教育委員会悩みやいじめに関するアンケート調査 (小学生:n=85,643、中学生:n=40,271、高校生:n=6,203)

【主な成果】

■ 子どもの権利を大切にする意識の向上

さっぽろ子どもの権利の日⁷事業に加え、子どもの権利普及ポスターやラジオでの広報など、広く市民に向けた子どもの権利の普及・啓発を実施したほか、子どもの権利条例パンフレットを小学4年生、中学1年生に配布したり、令和2年度(2020年度)から新たに乳幼児保護者向けリーフレットを3歳児クラスの保護者に配布したりするなど、子どもや保護者等に対する理解促進の取組を実施しました。

■ 子どもの参加・意見表明の促進

市政やまちづくり⁸への子どもの参加・意見表明の機会として「子ども議会」や「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施し、その結果を子どもの権利広報紙に掲載し配布することで、市政や地域における子どもの参加や意見表明の取組を促進しました。

■ 子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

子ども食堂⁹など子どもの居場所づくり活動や子どもの状況把握、見守りの活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費を一部補助しました。また、いじめ対策・自殺予防事業としてアンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修を充実させたほか、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場を提供するなど、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めました。

■ 子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図ったほか、より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、無料通信アプリ「LINE」による相談方法を導入し、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進めました。

イ 基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-3)前計画における「基本目標2の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典(令和5年度)
①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1%	39.6%	70.0%	札幌市指標達成度調査(n=3,251)
②「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合	47.6%	52.6%	60.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(n=5,394)
③希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合	67.3%	84.1%	80.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(n=5,394)

【主な成果】

■ 高まる保育ニーズへの対応

待機児童解消に向けた認可保育所等の整備や、幼稚園の認定こども園化などにより、保育定員の確保に取り組みました。また、潜在保育士¹⁰等の復職や求職と求人のマッチング等を行う「札幌市保育人材センターさば笑み」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行いました。

その結果、令和6年(2024年)4月現在の国定義での待機児童¹¹数は、平成30年度(2018年度)から7年連続で0人となりました。

■ 社会全体での子育て支援の充実

子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPO¹²などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営支援、並びにさっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行うなど、子育て家庭が安心して子育てができるよう、取組を実施しました。

また、男女がともに暮らし働きやすい社会に向けて、ワーク・ライフ・バランス¹³や女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」を運用のほか、企業の働き方改革を支援する常設相談窓口の開設、父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信などを行いました。

■ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

各区保健センターにおいて新たに母子保健相談員¹⁴を全区に配置するなど、「子育て世代包括支援センター¹⁵」の機能を強化し、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ったほか、予期せぬ妊娠や困難な状況にある妊婦に対し、SNS¹⁶等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供などを実施しました。

■ 経済的支援の充実

子ども医療費助成(通院)の助成対象を中学校3年生まで拡大しました。また、認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度(2024年度)から世帯年収や兄弟姉妹の年齢差に関わらず無償化し、子育て家庭の経済的負担軽減を図りました。

ウ 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-4)前計画における「基本目標3の成果指標」の達成状況

指標		当初値	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典(令和5年度)
①難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している子どもの割合 ※目標値は令和5年度	小6 中2 高2	77.3% 71.4% 66.2% (平成30年度)	69.6% 63.0% 63.6%	78.0% 72.0% 67.0%	さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン 札幌市全体の共通指標(小・中)・独自調査(高)(小:n=13,018、中:n=11,607、高:n=6,203)
②近所や地域とのつながりがある子どもの割合		47.8% (平成30年度)	57.0%	60.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
③社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合		49.8% (平成28年度)	41.0%	60.0%	札幌市指標達成度調査(n=551(20~39歳の市内回答者))

【主な成果】

■ 充実した学校教育等の推進

全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫の系統的な教育を進めることにより、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童・生徒の資質・能力を育むよう取り組み、令和6年度(2024年度)から、家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるためコミュニティ・スクール¹⁷を導入しました。

また、市立幼稚園が幼児期の遊びの重要性や小学校教育との接続等について実践研究を行うとともに、成果を私立幼稚園等に発信・啓発することで幼児教育の質の向上を図ったほか、少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図るなど取組を進めました。

■ 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

放課後児童クラブ¹⁸において、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ったほか、小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行い、放課後の子どもの居場所づくりを進めました。

■ 地域における子どもの成長を支える環境づくり

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、規制を極力排除した公園等で地域住民等が開催・運営する「プレーパーク」を進めるなど、多様な体験機会の提供を推進しました。また、若年層の自発的なIT学習を促進し、将来的にITの高度利用ができるよう取組を行うことやものづくりを体験できる場やイベントを通じて若年層に対してもものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、ものづくりに興味を持つ機会の提供など人材育成についても積極的に取り組みました。

■ 次代を担う若者への支援体制の充実

ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し、幅広く相談を受けるとともに、就労や就学に向けたプログラムの実施や、支援機関へのつなぎ等を行い連携、社会的な自立に向けた支援を総合的に推進しました。また、様々な困難を抱えながらも自ら相談や支援に繋がりづらい若年女性を支援するため、令和3年度(2021年度)より、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ¹⁹支援、安心安全な一時的な居場所の提供、自立支援や関係機関連携会議への出席など、若年女性の状況に応じた機関と連携しながら伴走型支援を行いました。

エ 基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-5)前計画における「基本目標4の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	直近の値	目標値 (令和6年度)	出典
①障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合	20.0%	31.2% (令和4年度)	60.0%	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査(令和4年度:n=359)
②子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親(二世帯世帯)の割合	18.5%	15.0% (令和5年度)	15.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査(令和5年度:n=5,394)

【主な成果】

■ 児童相談所体制の強化

児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養護の推進に向け、令和2年度(2020年度)に作成した「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司といった専門職員や、緊急対応担当職員の増員など、計画的な体制強化に取り組みました。

また、増加する虐待通告や法令改正等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化などといった相談体制の強化をするべく、相談支援拠点としての第二児童相談所の整備を行っています。

■ 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供し、相談や情報提供などの子育て支援を行うほか、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について、幼児教育支援員²⁰が私立幼稚園の教諭等からの相談に応じる等、障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実を図っています。

■ 子どもの貧困対策の推進

「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、様々な要因により困難な状況にある子どもと家庭への支援を総合的に推進しました。特に、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター²¹」が、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援へのつなぎや重層的な見守りを行う事業を実施したほか、広く市民に対して、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施しました。

■ ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付²²の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援することや、札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行いました。

■ 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣し、日本語指導の研修の充実を図りました。

(3) 前計画の総括

前計画期間においては、前述のとおり、子ども・若者や子育て当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んできましたが、基本目標1～4に掲げる指標が目標値に達していないものがあります。

基本目標1では、「子どもの権利についての認知度」及び「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」について、大人の値が当初値より減少しています。前計画期間中の令和2年(2020年)頃から、世界的規模で新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会経済活動が大きく制限されました。これにより、子どもや若者においても様々な体験の機会が失われたり、地域活動が制限されるなどの影響がありました。これが、子どもの権利に触れる機会が減少したことの要因の一つと考えられることから、子どもの権利の認知度や理解促進に向けた普及啓発、体験や参加の機会の確保など、引き続き取り組んでいく必要があります。

基本目標2では、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」が当初値よりも減少しています。前計画を策定した5年前と比べると母親が就労している割合は大きく増加(平成30年度:56.9%→令和5年度:71.1%)しており、こうした背景の中、社会全体として働き方改革や男性の育児休業取得などへの意識が高まっています。ワーク・ライフ・バランスの推進等に引き続き取り組むとともに、職場環境の改善のほか、金銭的な側面についても国の支援策等を踏まえ、子育て世帯の負担を軽減する施策の実施が求められていると考えます。

基本目標3では、「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合」及び「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」が当初値より減少しています。コロナ禍での活動自粛等により、挑戦する機会そのものが減少してしまったことで、子ども・若者の意識醸成に影響したものと考えられます。そのため、子ども・若者にとっての多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進め、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に引き続き努める必要があります。

基本目標4では、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすい街であると思う保護者の割合」が当初値に比べ増加しているものの、目標値からはいまだ大きく離れています。児童発達支援²³や放課後等児童デイサービス²⁴事業の取組実施や公立保育園、児童クラブにおける医療的ケア児の受け入れ拡充を進めているところですが、障がいがある子どもやその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き取組を進める必要があります。

近年、こども基本法の制定やこども家庭庁の発足、こども大綱の発出など、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向かって大きく動きだしており、これまで以上に子ども・若者や子育て当事者への支援が求められているところです。

また、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難な状況にある若年女性への支援など、前計画策定後、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。更に、地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保・育成も重要です。

これらのことを踏まえ、本計画期間においては、こども基本法やこども大綱の理念や考え方を前提としつつ、後述する子ども・若者・子育て当事者に関する調査等の結果も踏まえた札幌市における課題について、行政機関や民間機関、地域が連携して各種相談体制を充実させていくなど、取組を着実に進めることが必要であると考えます。

2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状

(1) 子ども・若者を取り巻く現状

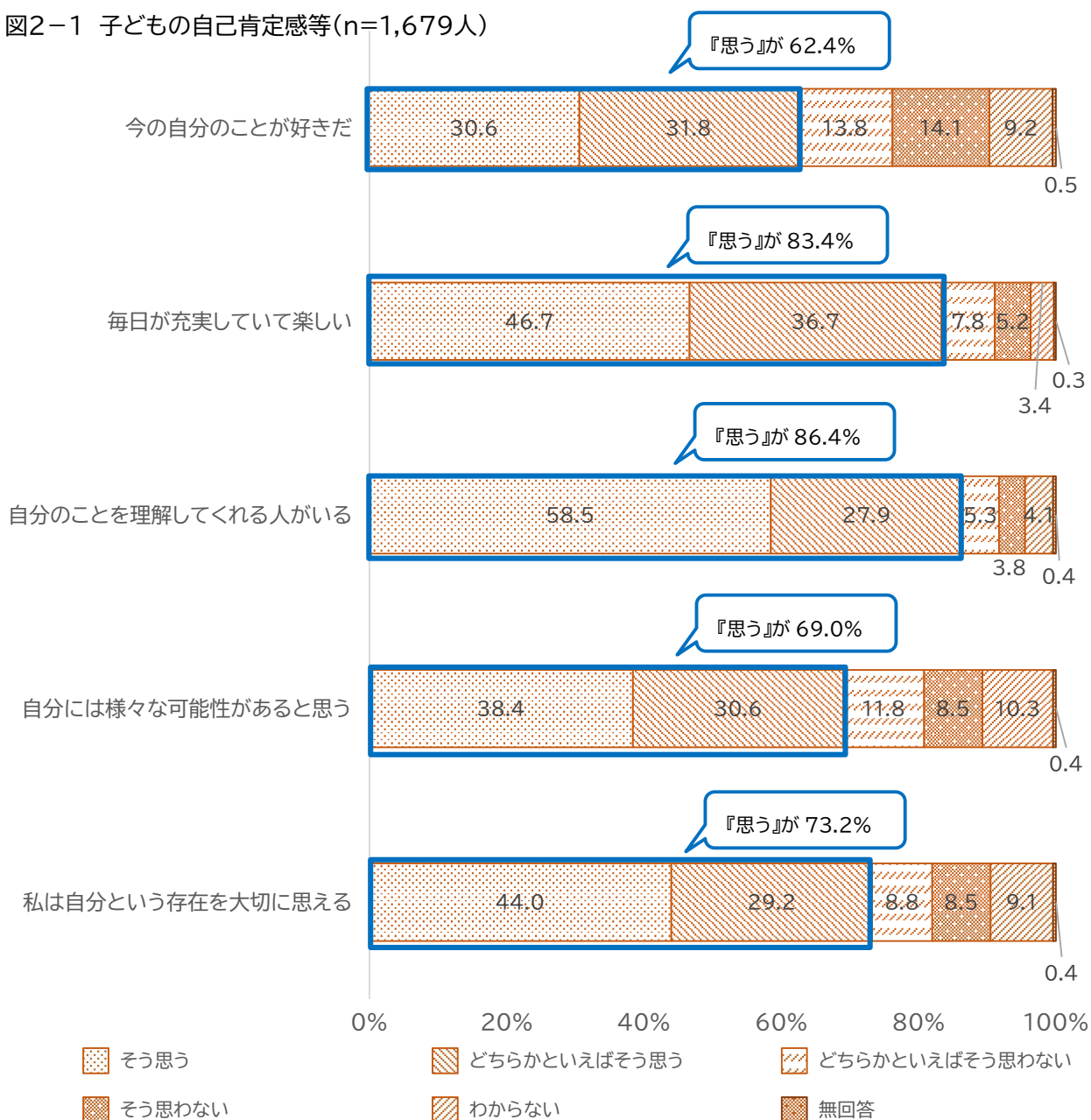
ア 子どもの権利に関する現状(子どもに関する実態・意識調査¹を中心に)

■ 子どもの意識(自己肯定感等)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は低下しています。(平成30年度:67.4%、令和5年度:62.4%)

一方、「毎日が充実していて楽しい」「自分のことを理解してくれる人がある」「自分という存在を大切に思える」等の関連項目で、肯定的な回答の割合は高くなっています。

図2-1 子どもの自己肯定感等(n=1,679人)



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

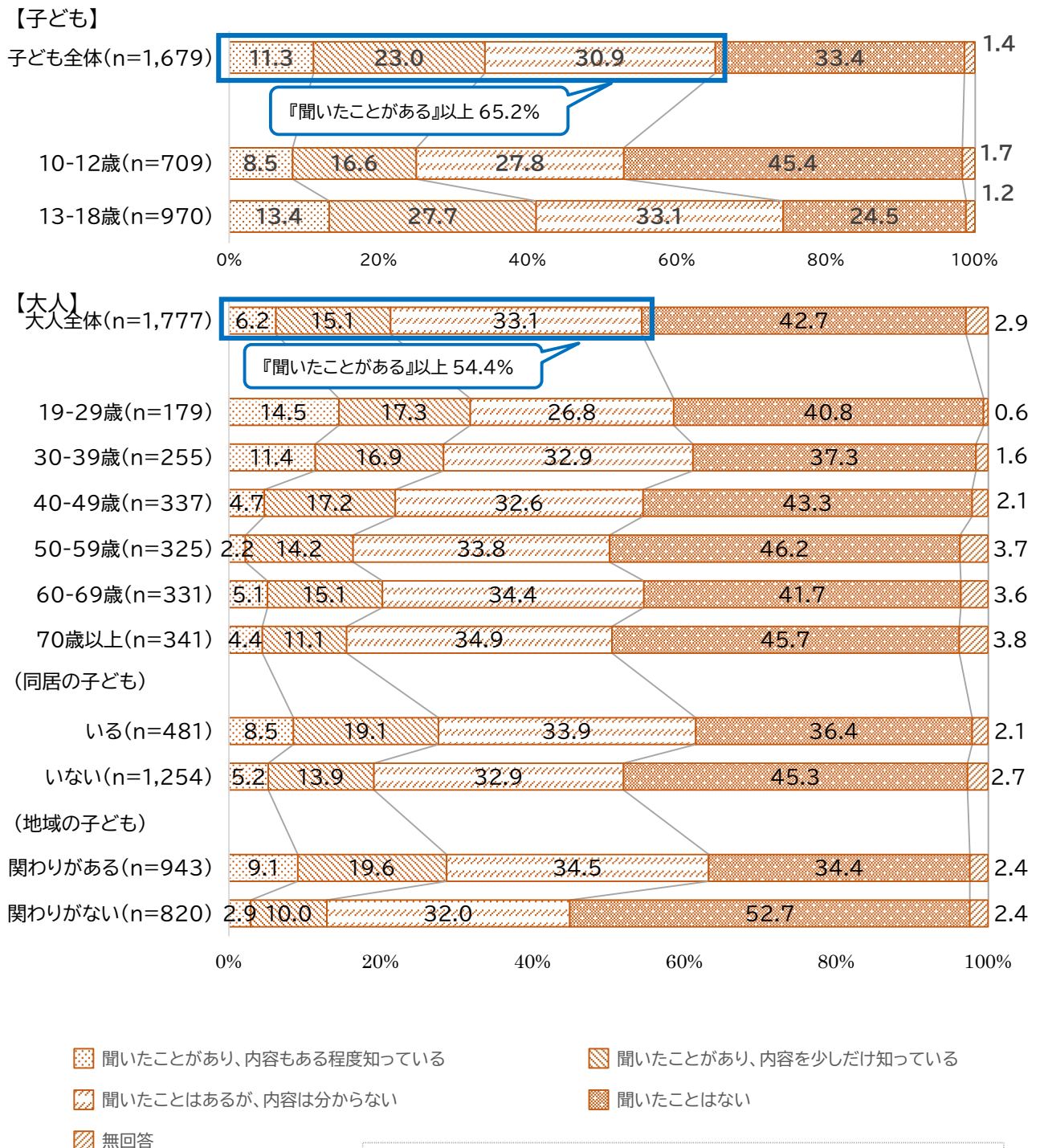
¹ 調査方法や回答数等については、参考資料に掲載しています。

■ 子どもの権利の普及・啓発

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利の認知度(「聞いたことがある」以上)は、子どもは上昇し、大人は減少しています。(平成30年度:子ども61.4%、大人61.0%、令和5年度:子ども65.2%、大人54.4%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は年代別では19-20代、30代の若年層が、状況別では同居する子どもがいる、地域の子どもの関わりがある人の認知度が高く、特に、地域との関わりの有無による認知度の差が顕著となっています。

図2-2 子どもの権利の認知度



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■ 子どもの権利の保障

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばい、大人は低下しています。(平成30年度:子ども63.8%、大人49.2%、令和5年度:子ども63.8%、大人37.6%)

より大切にしてほしい権利として、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」は子ども・大人ともに回答が多く、「安心して暮らせる社会」と「権利侵害からの救済」の必要性がうかがえます。

「学び、遊び、休息すること」「プライバシーが守られること」「仲間をつくり、集まること」は子どもと大人で回答に違いが見られ、子どもはひとりの人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向がうかがえます。

図2-3 子どもの権利が大切にされているまちだと思うか

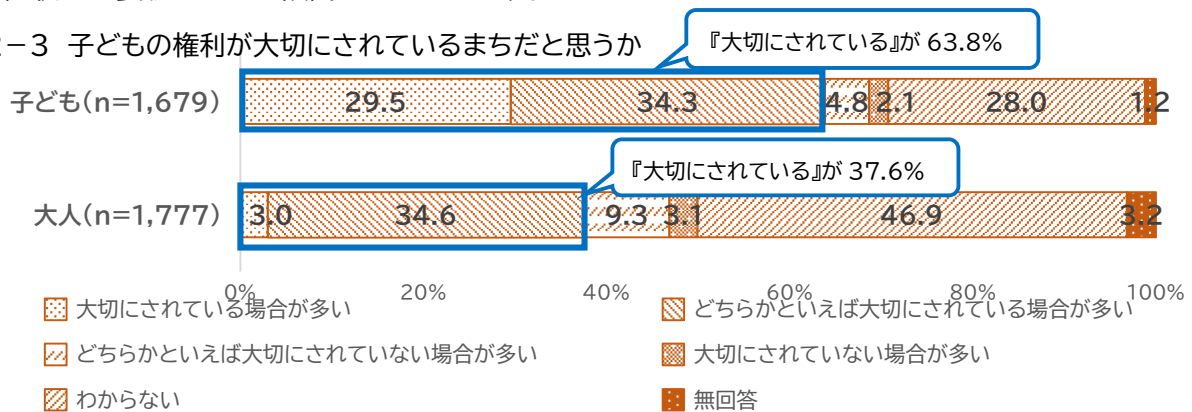
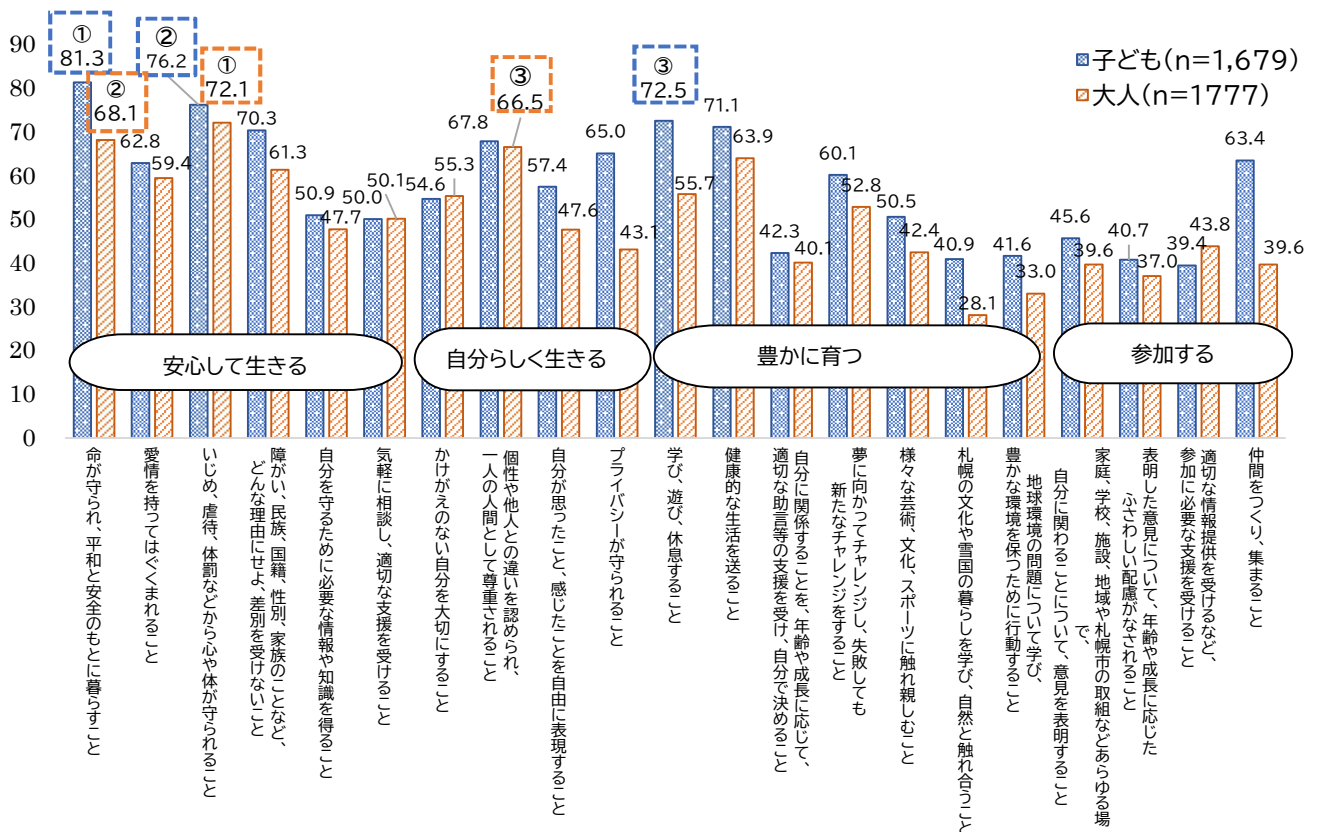


図2-4 【子ども】大切にしてほしい権利(複数回答) 【大人】大切にしていける必要がある権利



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■ 子どもの参加・体験機会・意見表明

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会は多く、職業体験や社会体験、まちづくりやボランティア活動の機会、気軽に過ごせる居場所は十分ではないとの傾向があります。

また、意見表明の機会では、家庭や学校における意見表明の機会は比較的ありますが、地域や札幌市政については、「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高くなっています。

図2-5 子どもを対象とした参加の取組や環境について

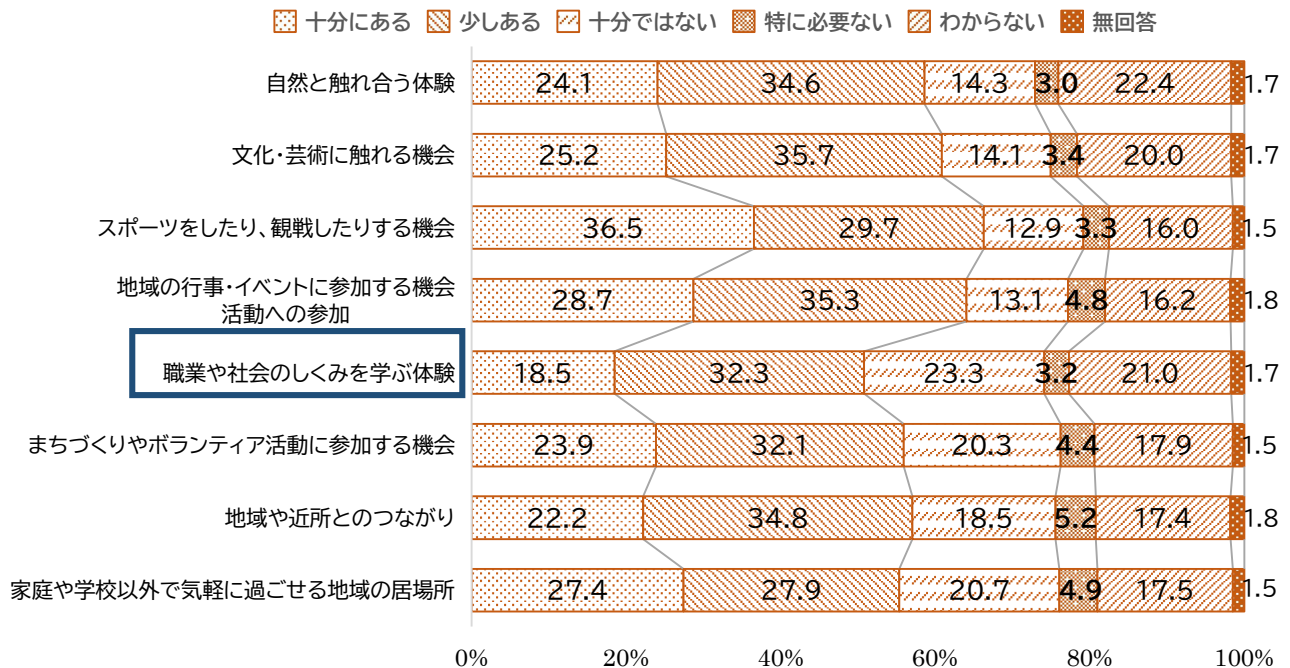
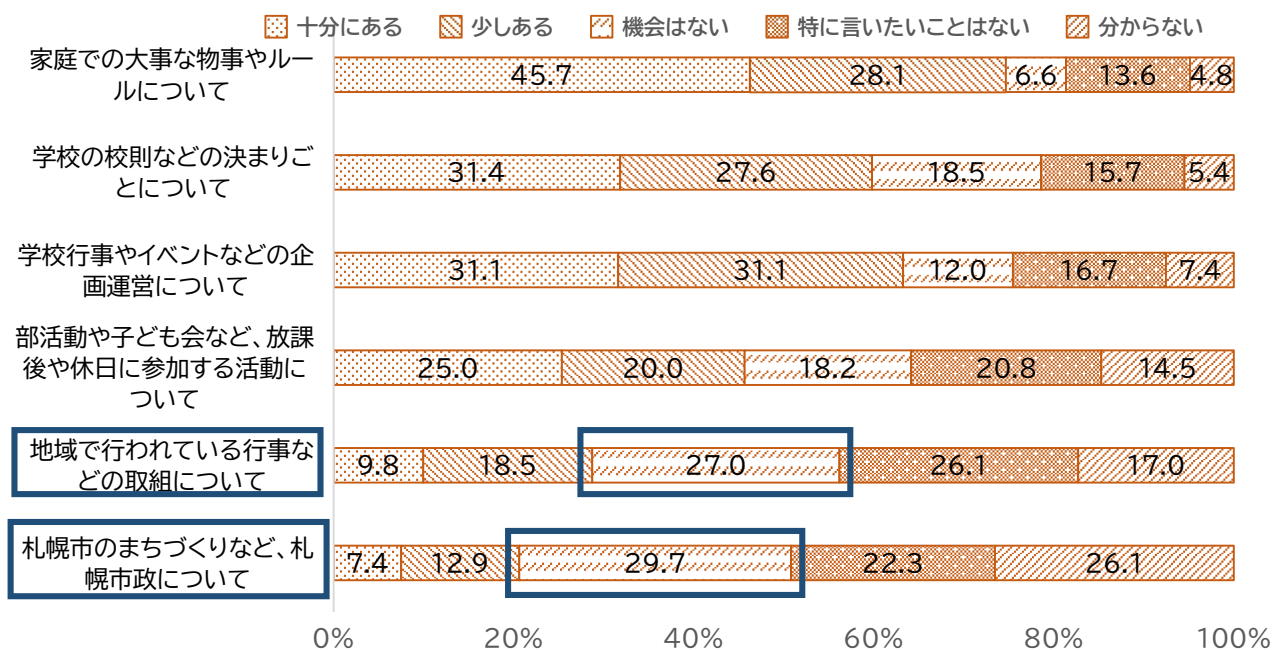


図2-6 自分の考えや思いを伝える機会はあるか



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■ 子どもの悩みや困りごとの相談相手

大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生等身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数います。

悩みを相談しようと思わない理由としては、「相談しても状況が変わらない」、「悩みを理解してもらえない」の回答割合が高くなっています。

図2-7 悩みごとの相談相手(n=1,679)

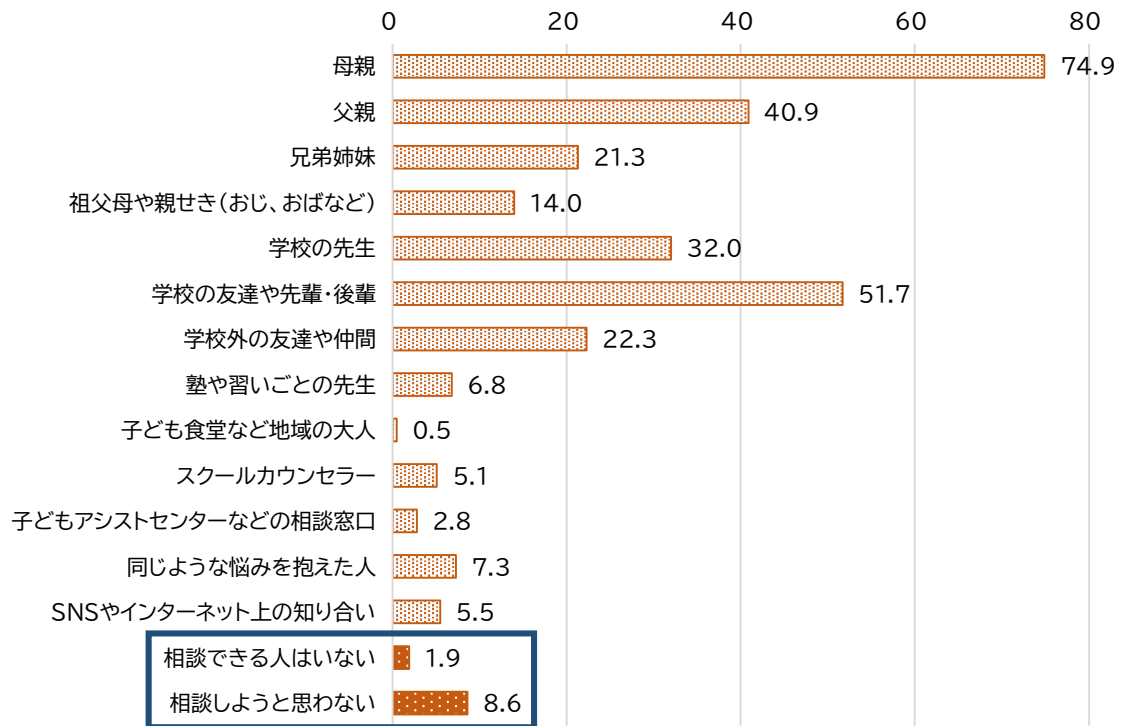
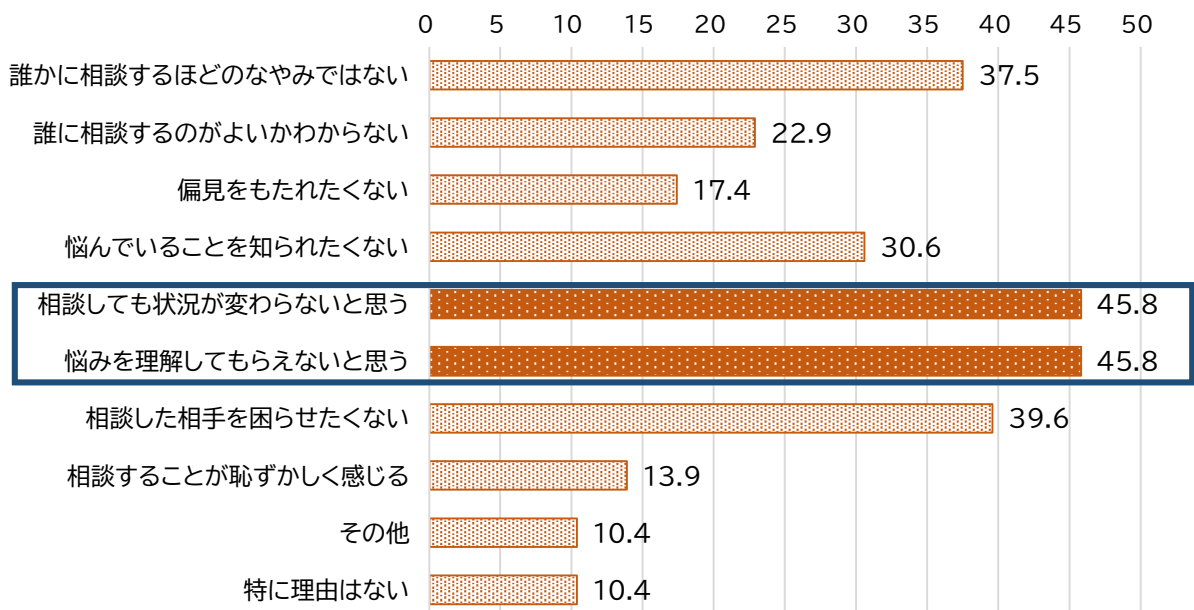


図2-8 相談しようと思わない理由(n=144)



出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

■ 子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)

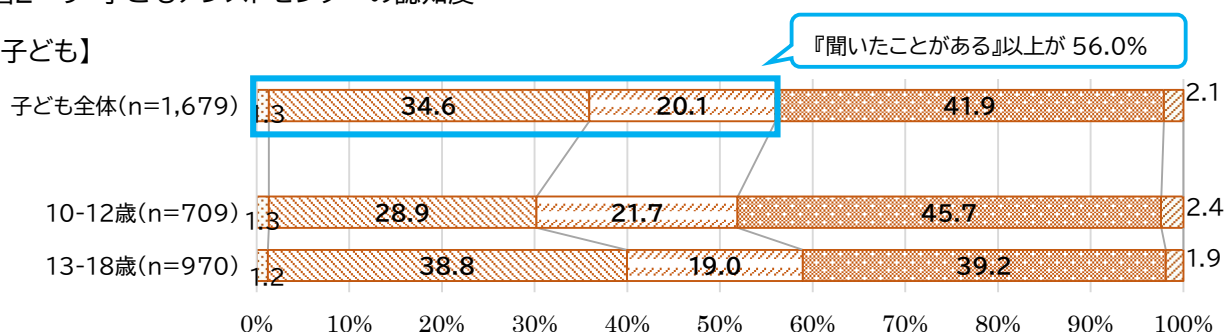
令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、子ども・大人ともに低下しています。(平成30年度:子ども62.1%、大人33.8%、令和5年度:子ども56.0%、大人27.6%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は、同居の子どもがいる、または地域の子どもの関わりがある場合に比較的認知度が高くなっています。

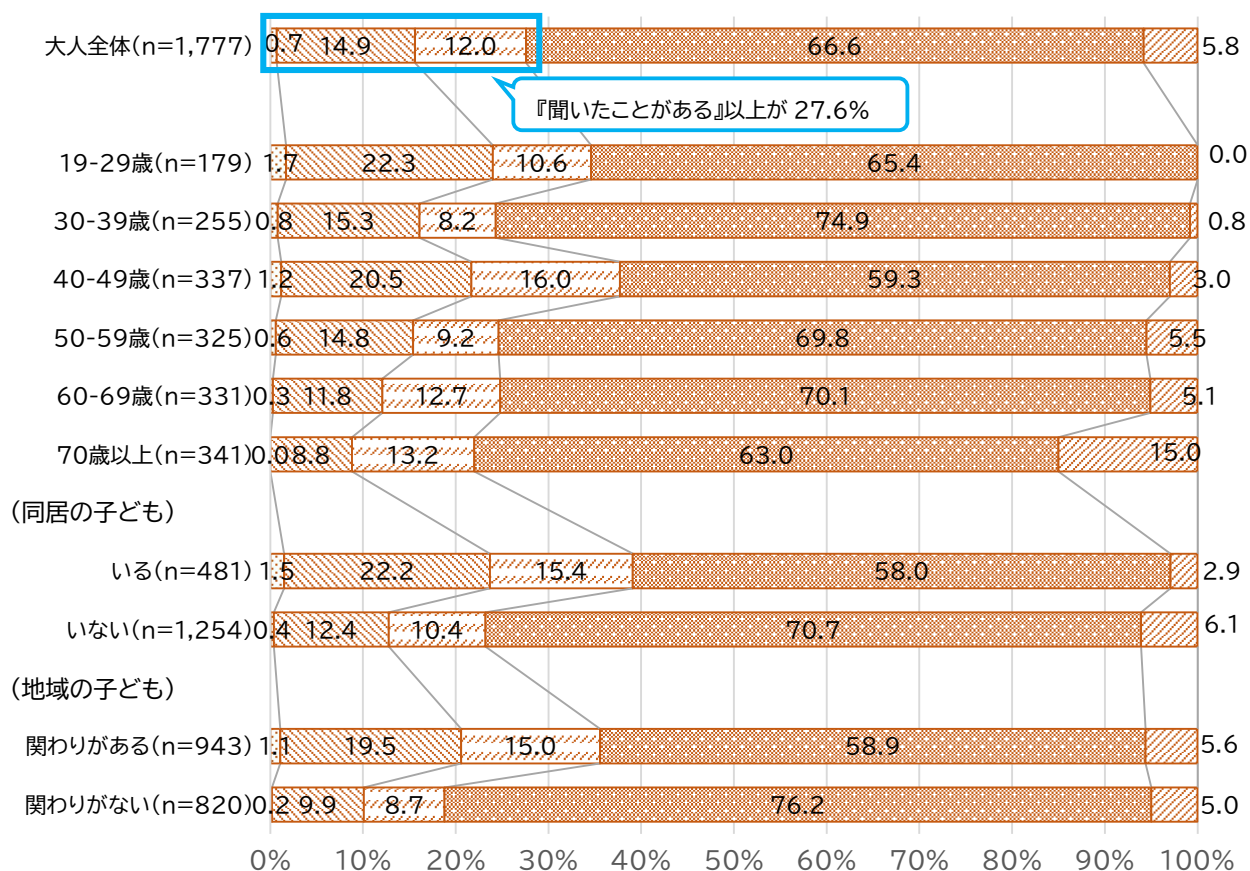
相談件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、特に LINE での相談が大きく増加しています。相談内容については、子どもからは友人関係や精神不安に関して、大人からは親子・兄弟関係、養育・しつけ、いじめに関する相談が多く寄せられています。

図2-9 子どもアシストセンターの認知度

【子ども】



【大人】



■ 利用したことがある ■ 知っているが利用したことはない ■ 名前だけ聞いたことがある ■ 知らない ■ 無回答

出典元：札幌市令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果

表2-6 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	LINE	電 話	Eメール	面 談	その他	合 計
令和元年度	498件	1,500件	867件	196件	1件	3,062件
令和2年度	813件	1,516件	770件	128件	3件	3,230件
令和3年度	736件	1,464件	537件	140件	9件	2,886件
令和4年度	1,144件	1,105件	379件	72件	5件	2,705件
令和5年度	1,692件	1,125件	317件	98件	6件	3,238件

表2-7 主な相談内容

令和5年度相談件数:延べ件数 3,238件(実件数 1,144件)

	子どもからの相談 2,311件	大人からの相談 927件
① 友人関係	489件(21.2%)	親子・兄弟関係 85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	養育・しつけ 74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	いじめ 74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	子どもと教師の関係 69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	不登校 66件(7.1%)

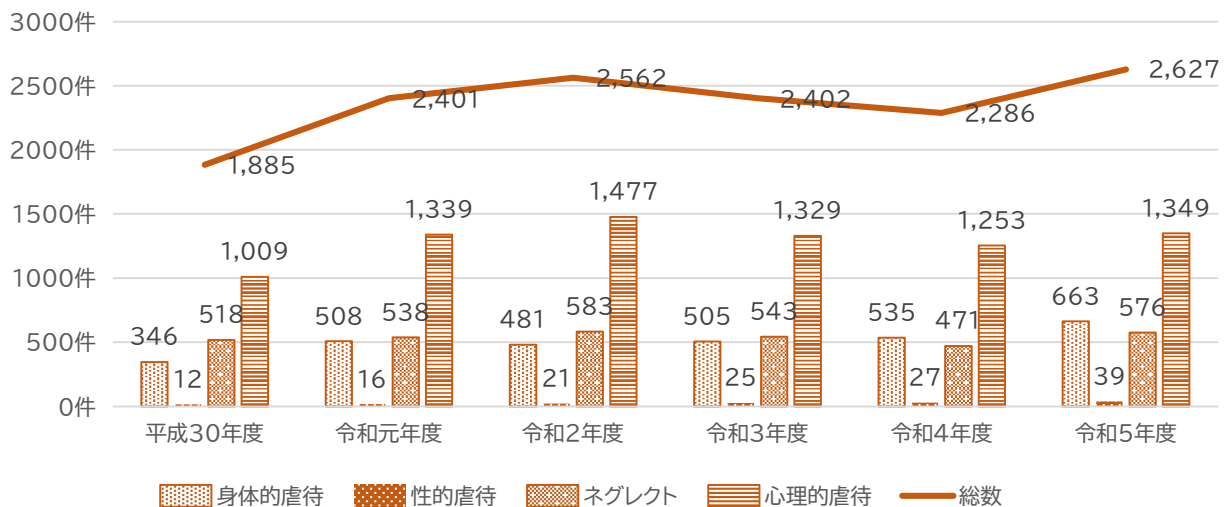
出典元：札幌市子ども未来局

■ 児童相談所における相談業務の状況

札幌市児童相談所における児童虐待認定件数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。令和5年度(2023年度)は増加に転じています。また、虐待の内容別では、心理的虐待が最も多くなっており、全ての年度において全体の50%以上となっています。

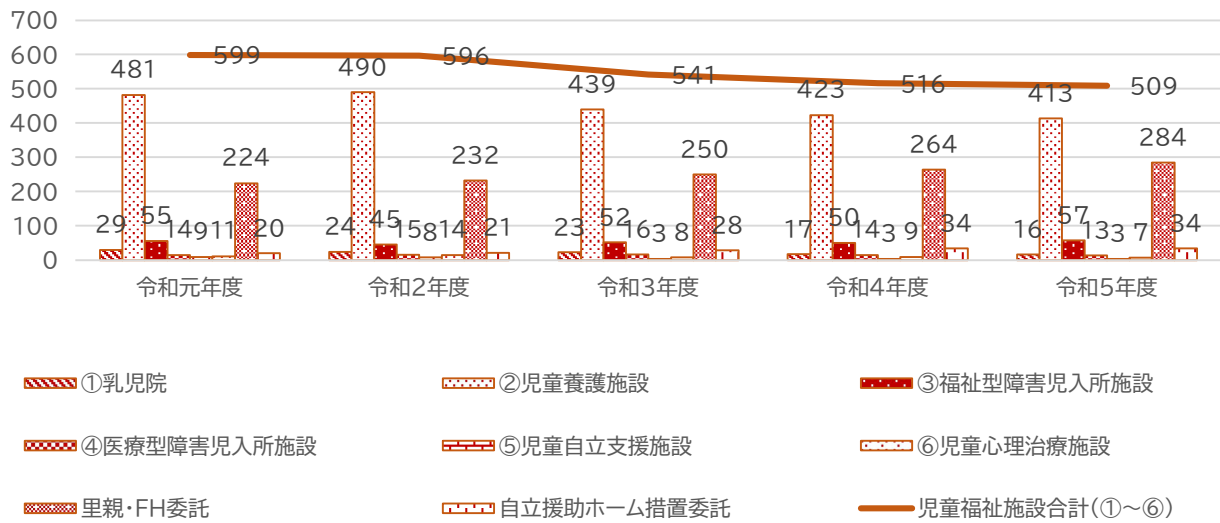
また、児童養護施設の措置児童数は減少傾向にあります。里親²⁵及びファミリーホーム²⁶に委託されている児童数は増加傾向にあります。

図2-10 児童虐待認定件数の推移



出典元：札幌市子ども未来局

図2-11 児童福祉施設²⁷、里親、ファミリーホーム、及び自立援助ホーム²⁸に委託されている児童数の推移



出典元：札幌市子ども未来局

イ 若者の社会参加や意識に関する現状(若者意識調査より)

本計画を策定するにあたり、札幌市で生活する若者が、市政に対してどのような考えを持って生活しているのかを明らかにするため、18歳から39歳の市民を対象に、若者意識調査を実施し、計855件の回答を得ました。

■ 社会とのつながりと居場所、相談者の有無

家族以外の人とのつながりの有無について、「ある」と答えた割合は87.0%、「ない」と答えた割合は13.0%で、多く若者が家族以外とのつながりがある一方で、家族以外とつながりのない若者も一定数います。また、居場所の有無について、「ある」と答えた割合は88.8%、「ない」と答えた割合は11.2%で、居場所がないと感じている若者が一定数いる状況です。

嫌なことや困ったことがある時の相談者の有無についてみると、14.9%の若者が相談者は「いない」と答えています。

図2-12 社会とのつながり及び居場所の有無(n=855)

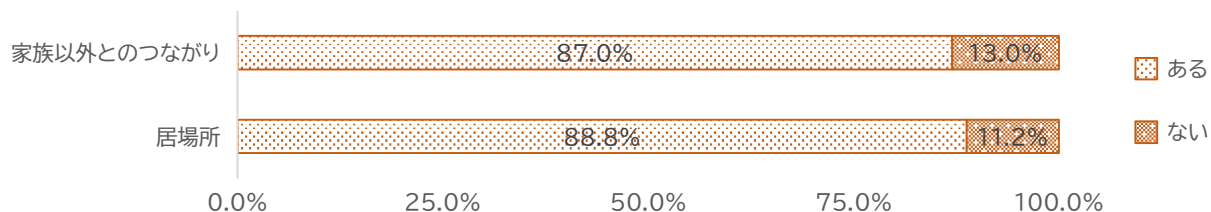
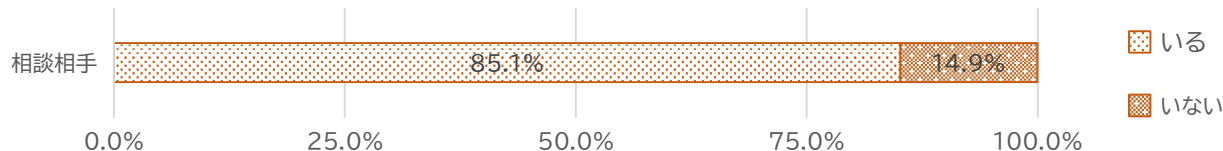


図2-13 相談者の有無(n=855)



■ 札幌市や行政機関に対する意見表明意欲や機会と手段

札幌市や行政機関に対して思うことや伝えたい意見がある若者が多い一方で、伝える機会が「ある」「どちらかといえばある」と答えた割合は25.8%に過ぎず、若者の意見表明機会の確保について課題があることがわかりました。また、伝える手段について、「インターネットのフォーム」「アンケート(web)」「SNS」「オンライン」「メール」が伝えやすい手段の上位に挙がっており、インターネット等を活用した意見表明の機会の推進が必要であることがわかりました。

図2-14 札幌市や行政機関に伝えたい意見はあるか / 伝える機会はあるか(n=855)

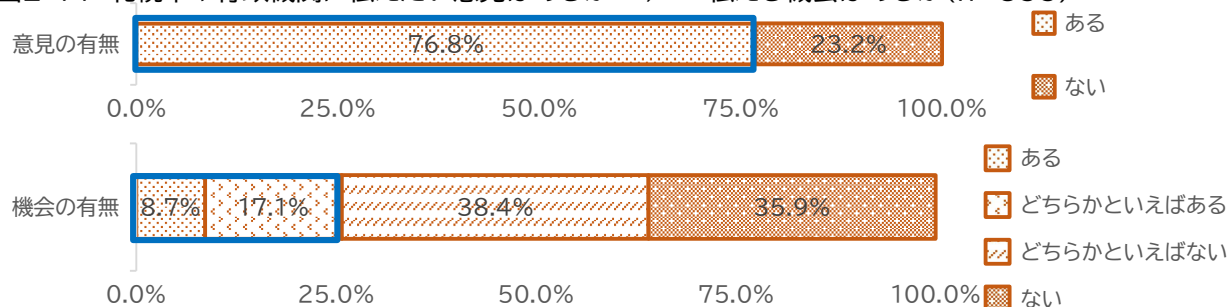
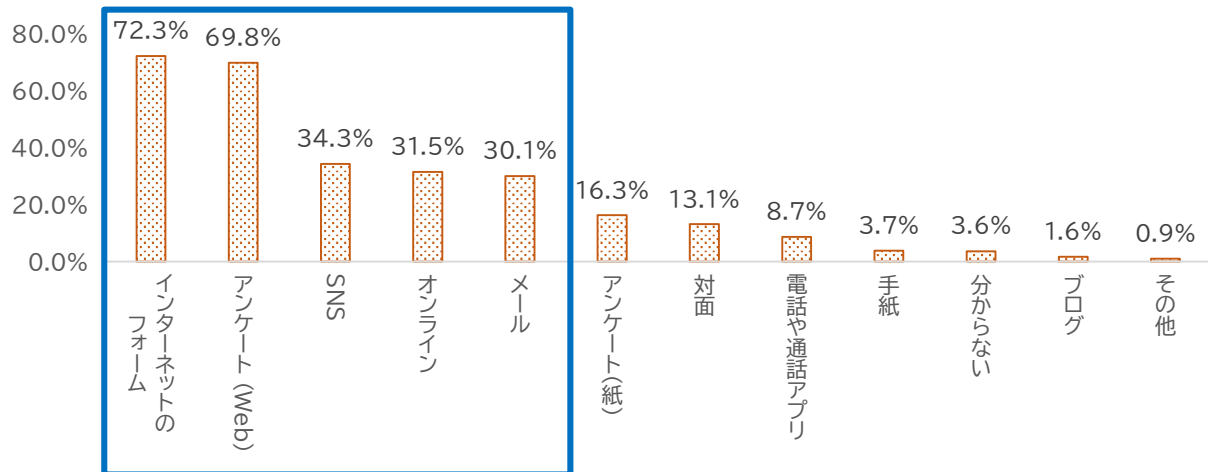


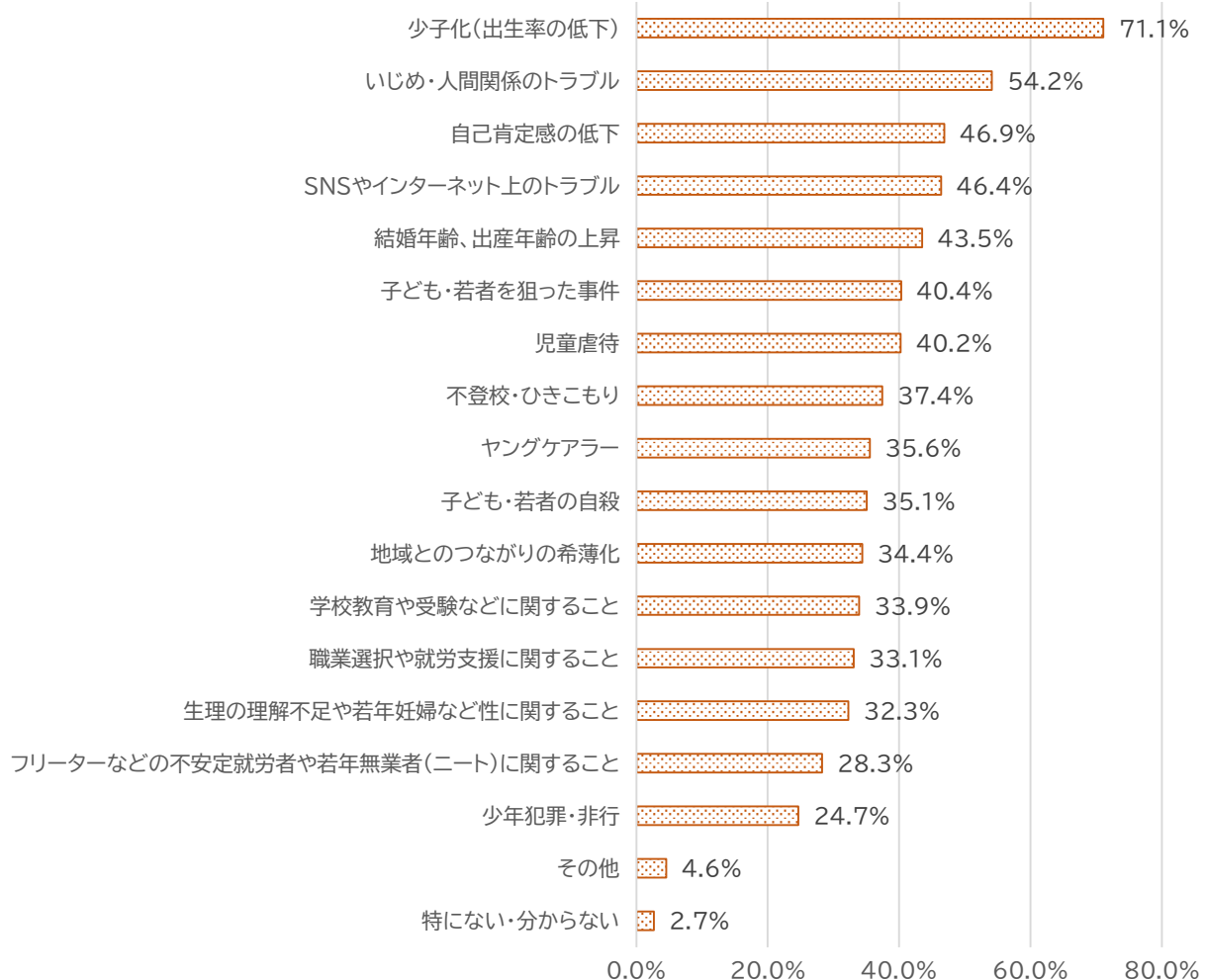
図2-15 札幌市や行政機関に意見表明する際に伝えやすい手段(複数回答可)(n=855)



■ 関心のある社会的課題

子ども・若者に関する社会的な課題について、「少子化(出生率の低下)」が71.1%を占めており、関心の高さがうかがえます。また、「いじめ・人間関係のトラブル」「自己肯定感の低下」「SNS やインターネット上のトラブル」といった、実生活やネット上での対人関係を起因としたトラブルや、自己肯定感の低下が問題と捉えられている状況がうかがえます。

図2-16 関心のある子ども・若者に関する社会的な課題(複数回答可)(n=855)



■ 子ども・若者のためにしてほしい取組や希望する札幌市の将来像

子ども・若者のために札幌市にしてほしい取組では、「安心して暮らせる地域づくり」「ワーク・ライフ・バランスが整った雇用環境の推進」「子ども・若者の居場所づくり」と続いており、地域で安心して生活していくために、ワーク・ライフ・バランスの推進や、子ども・若者の居場所づくりを進める必要があることが示唆されます。

加えて、札幌市がどのようなまちになってほしいかについて、「地下鉄やバス、新幹線など交通機関が整備されて便利なまち」「子ども・若者の権利が守られ、すべての人が子ども・若者を大切にしているまち」「犯罪や交通事故が少なく、安心して暮らせるまち」が続いており、公共交通機関等のハード面の整備や犯罪等を軽減させる取組を推進し、便利で安心して暮らせるまちにすることに加え、若者自身からも、子ども・若者の権利が尊重される「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

図2-17 子ども・若者のために札幌市にほしい取組(複数回答可)(n=855)

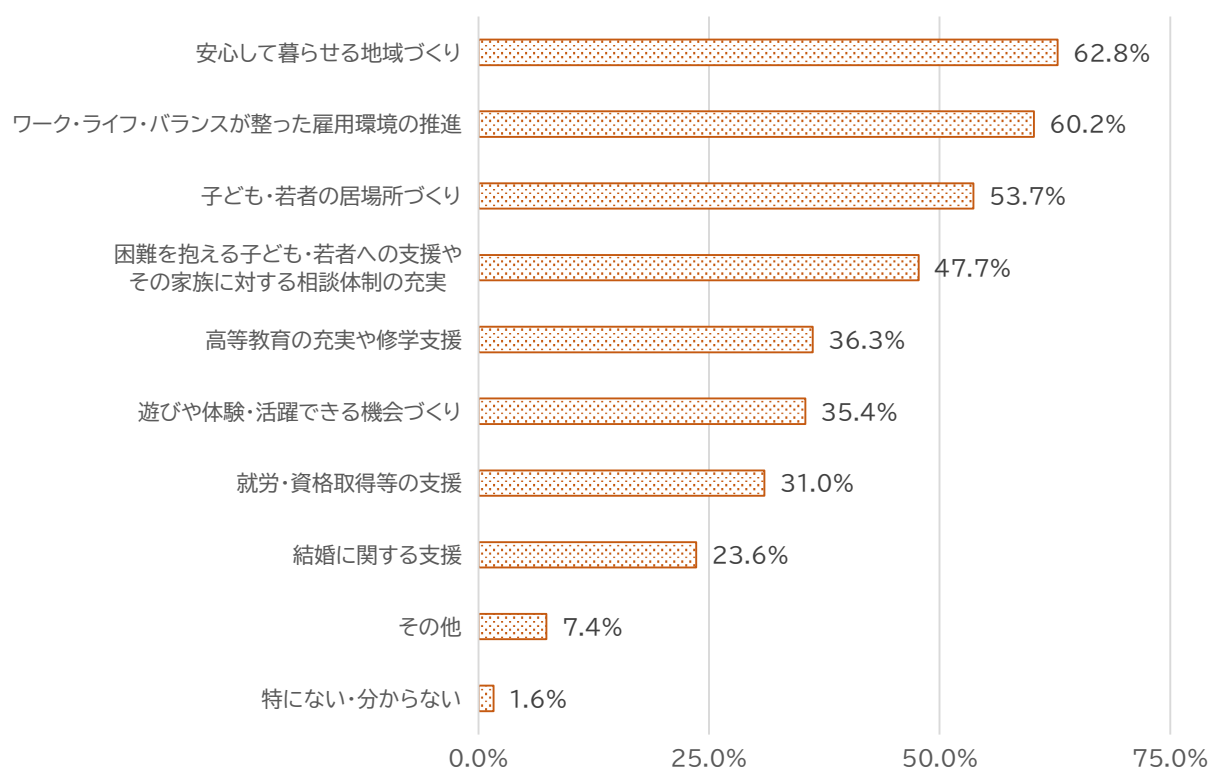
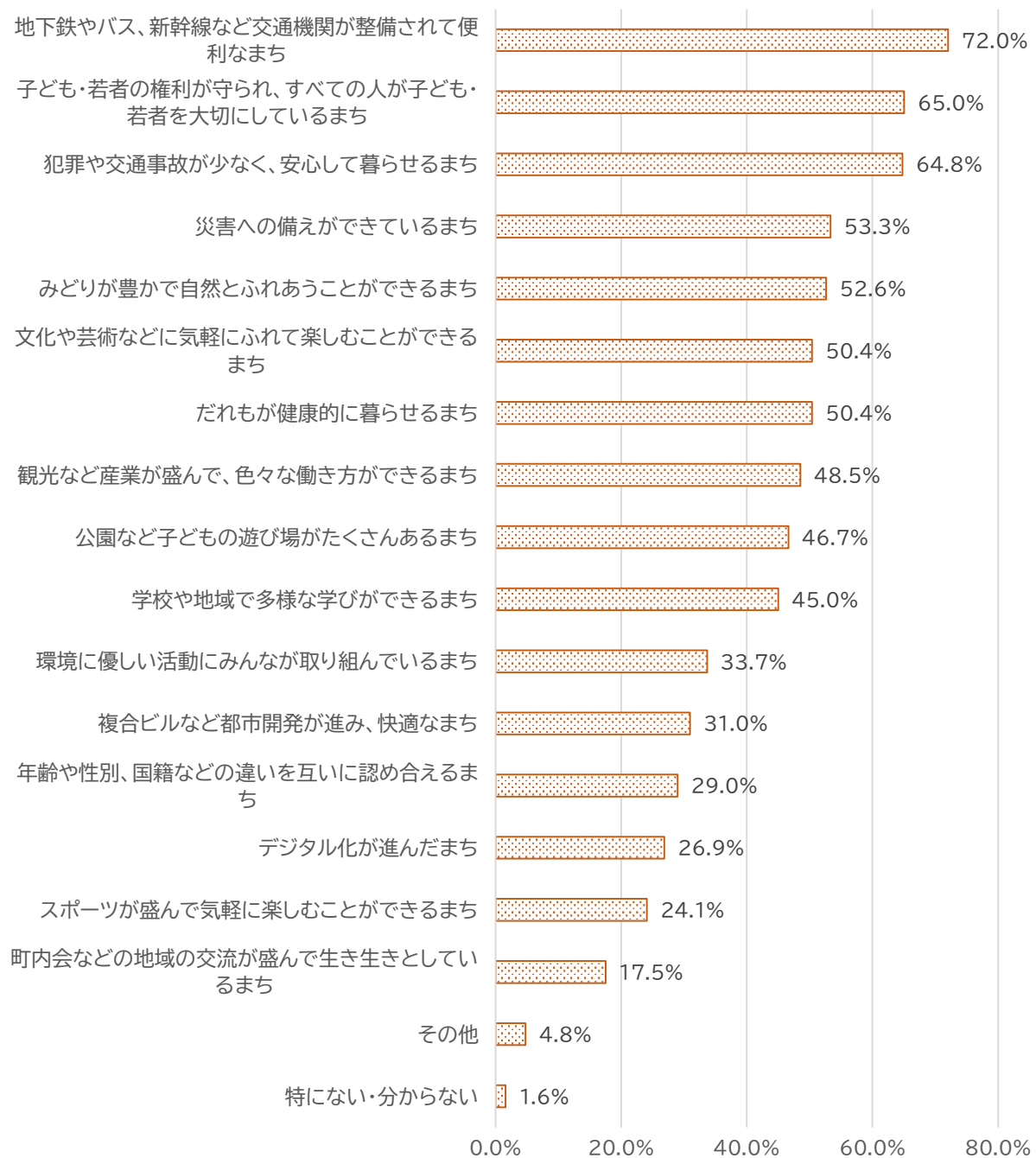


図2-18 札幌市がどのようなまちになってほしいか(複数回答可)(n=855)

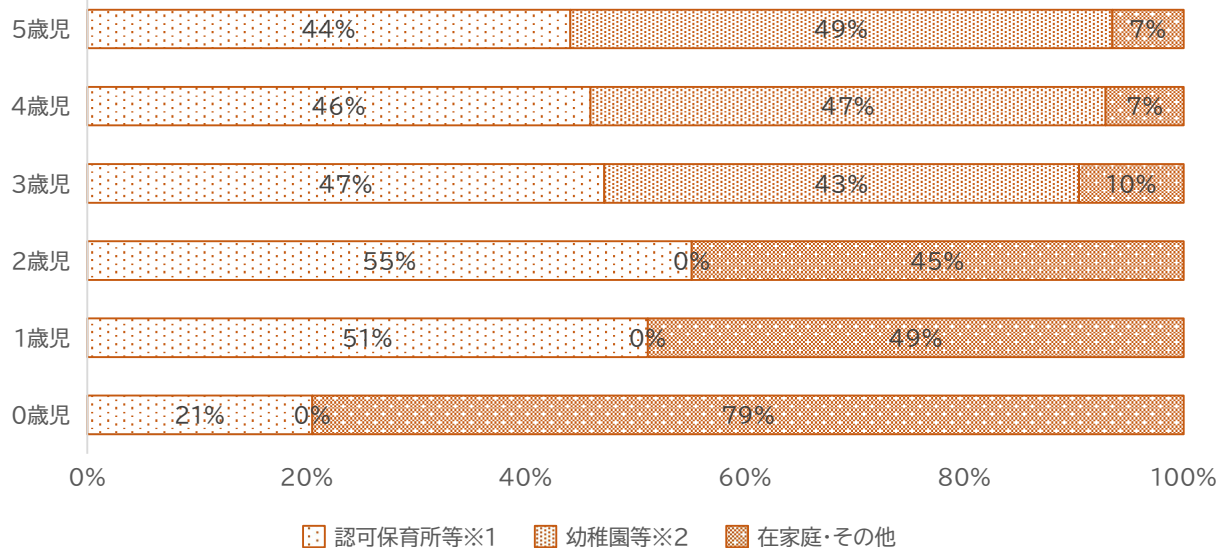


ウ 様々な子ども・若者の育ちの現状

■ 就学前児童の日中の過ごし方

就学前児童が日中過ごす場を見ると、0歳児の約8割、1～2歳児の約5割が家庭等で過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、認可保育所等、幼稚園等に通う割合が増え、5歳児では9割以上の児童が何らかの保育・教育施設を利用しています。

図2-19 就学前児童の日中の過ごし方



※1 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業

※2 幼稚園等…幼稚園及び認定こども園(教育機能部分)

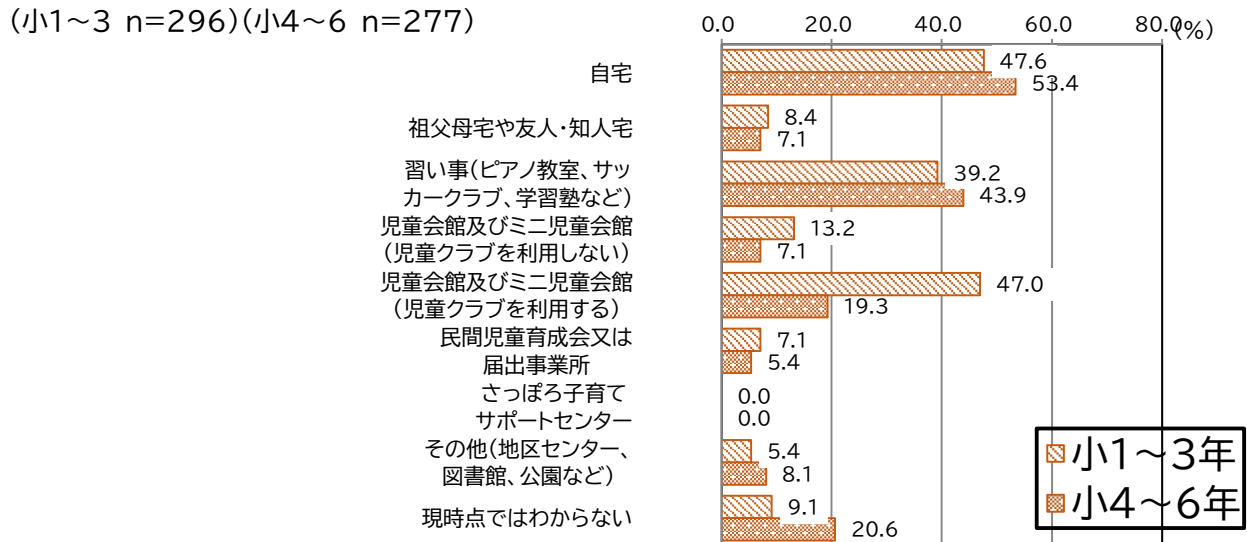
出典元：札幌市子ども未来局

■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

令和5年度(2023年度)調査の結果、小学校低学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が47.6%と最も多く、次いで、「児童会館及びミニ児童会館(児童クラブを利用する)」47.0%、「習い事」39.2%が続いています。

一方、小学校高学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が53.4%と最も多く、次いで、「習い事」43.9%、「現時点ではわからない」20.6%が続いています。

図2-20 放課後の時間を過ごさせたい場所(※回答者は5歳以上の就学前児童の保護者)

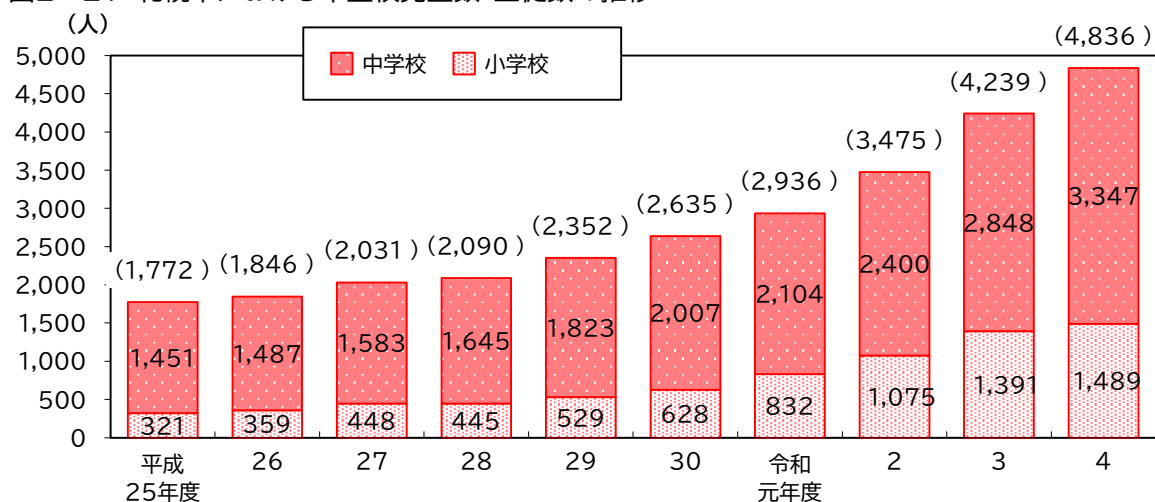


出典元：令和5年度札幌市就学前児童就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■ 不登校児童・生徒数の推移

不登校の児童・生徒数は小学校、中学校ともに年々増加しており、令和4年度(2022年度)ではあわせて4,836人となっています。

図2-21 札幌市における不登校児童数・生徒数の推移

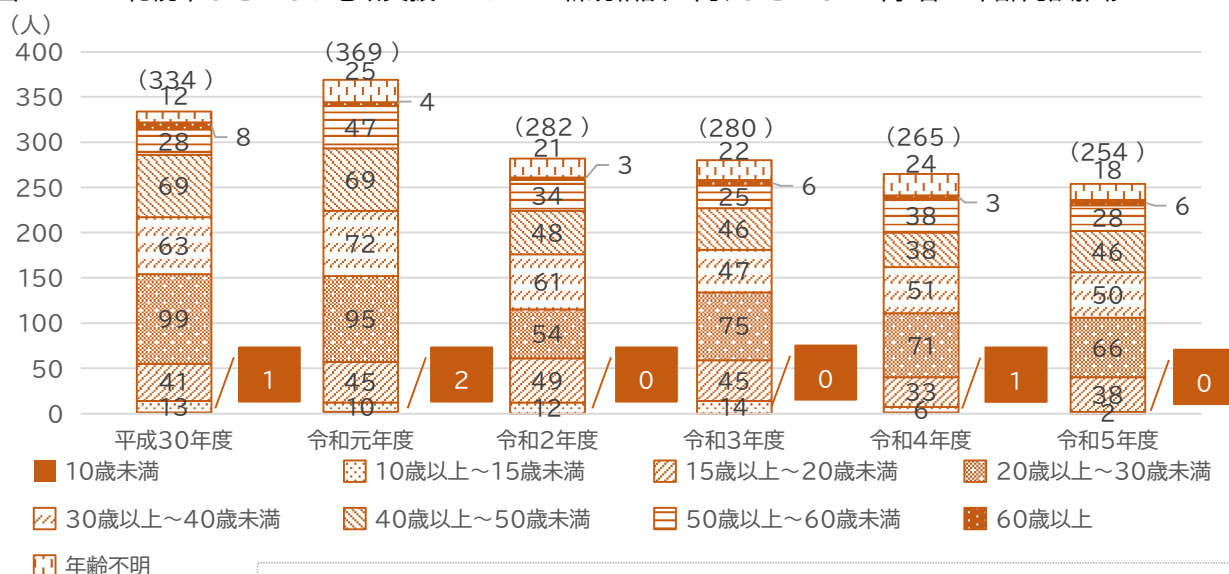


出典元：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

■ 札幌市ひきこもり地域支援センター²⁹の新規相談状況

平成30年度(2018年度)以降、札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談の内、40歳未満の割合は常に6割を超えています。

図2-22 札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談の内、ひきこもり当事者の年齢内訳推移



出典元：札幌市ひきこもり地域支援センター事業実績報告書(H30～R5 年度分)

■ ヤングケアラーの状況

自分がお世話をしている家族がいると回答した人(ヤングケアラー)の割合は、中学生で 4.3%、高校生で 4.1%となっています。また、自分がお世話をしている家族の続柄の内訳を見ると、中学生では「きょうだい」が 72.1%と最も高く、次いで「母親」(14.0%)、「祖母」(9.3%)となっています。高校生では「きょうだい」の割合が 58.8%と最も高く、次いで「母親」(17.6%)、「祖母」(17.6%)となっています。

図2-23 自分がお世話をしている家族の有無

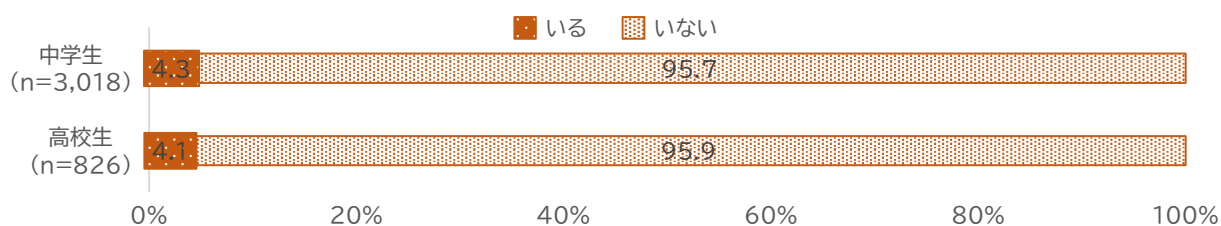


図2-24 自分がお世話をしている家族の続柄

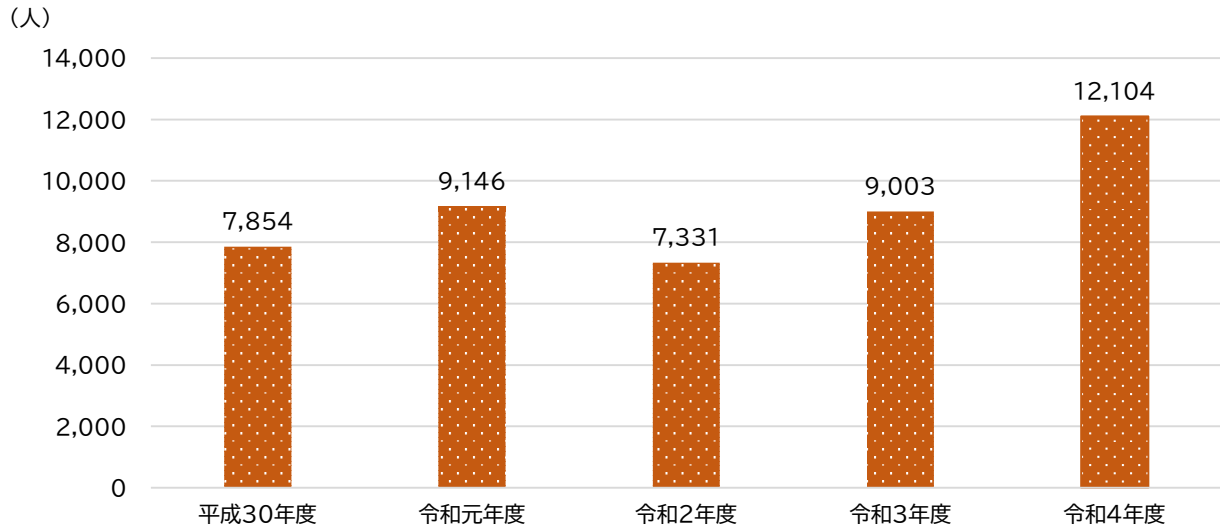


出典元：令和3年度札幌市ヤングケアラーに関する実態調査

■ いじめの認知件数の推移

札幌市立小学校・中学校・高校・特別支援学校のいじめの認知件数合計数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には10,000件を超えています。

図2-25 札幌市におけるいじめの認知件数の推移

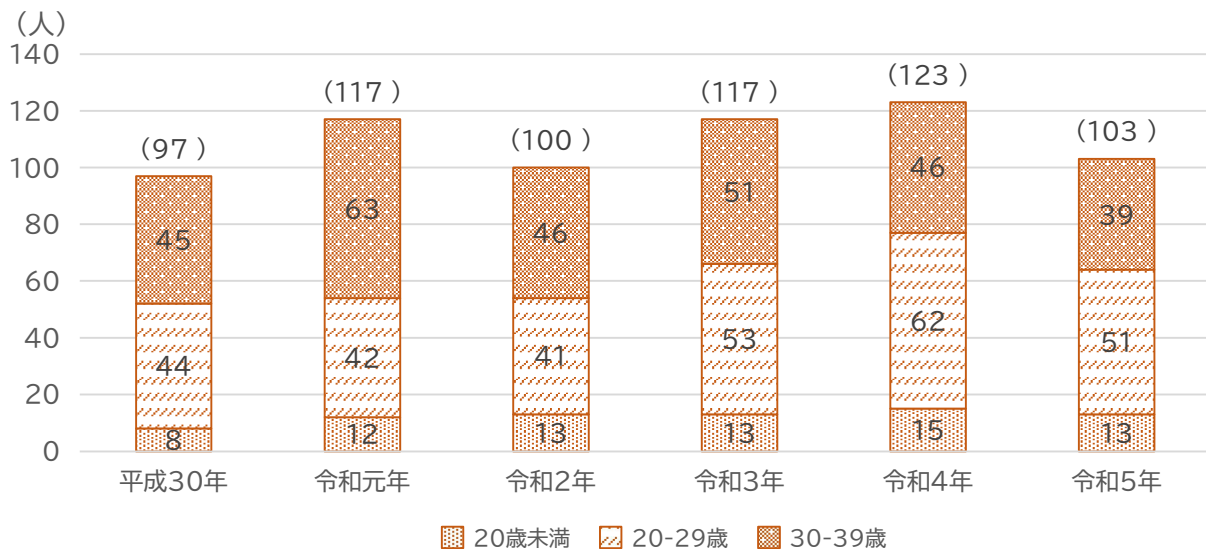


出典元：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

■ 子ども・若者の自殺者数の推移

39歳以下の年代別の自殺者数は、29歳以下は増加傾向となっており、30～39歳は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

図2-26 札幌市における39歳以下の自殺者数の推移

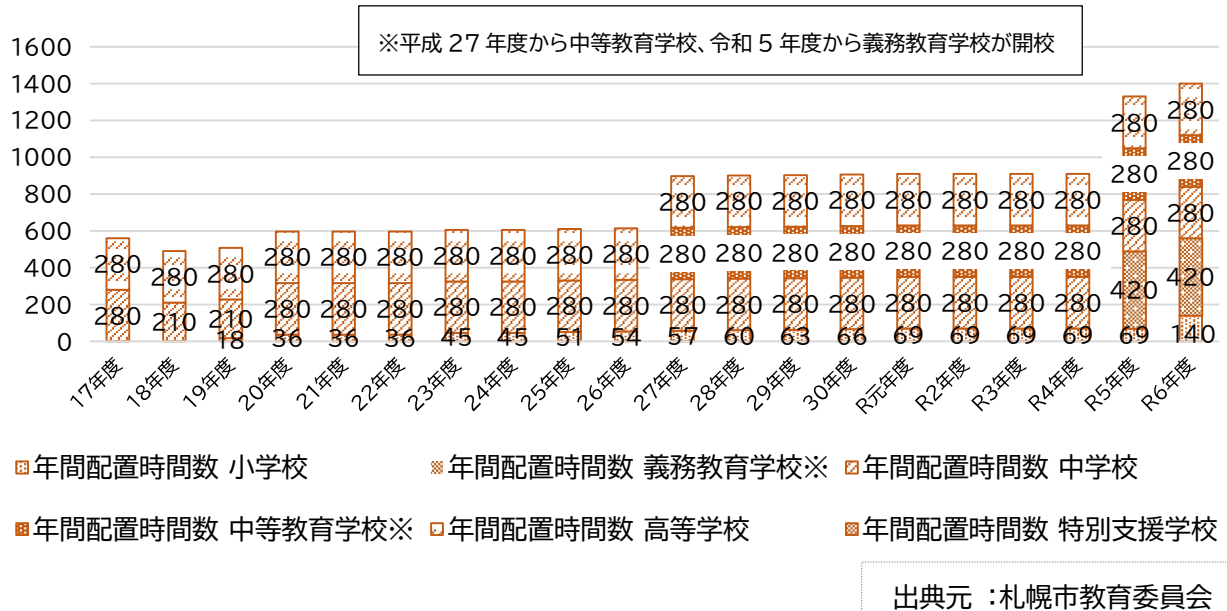


出典元：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

■ スクールカウンセラー³⁰の配置状況

スクールカウンセラー活用事業が始まった平成17年度(2005年度)以降、校種ごとに段階的に配置時間を拡充しています。小学校については、令和5年度(2023年度)の年間配置時数が69時間でしたが、令和6年度(2024年度)は140時間に倍増しています。

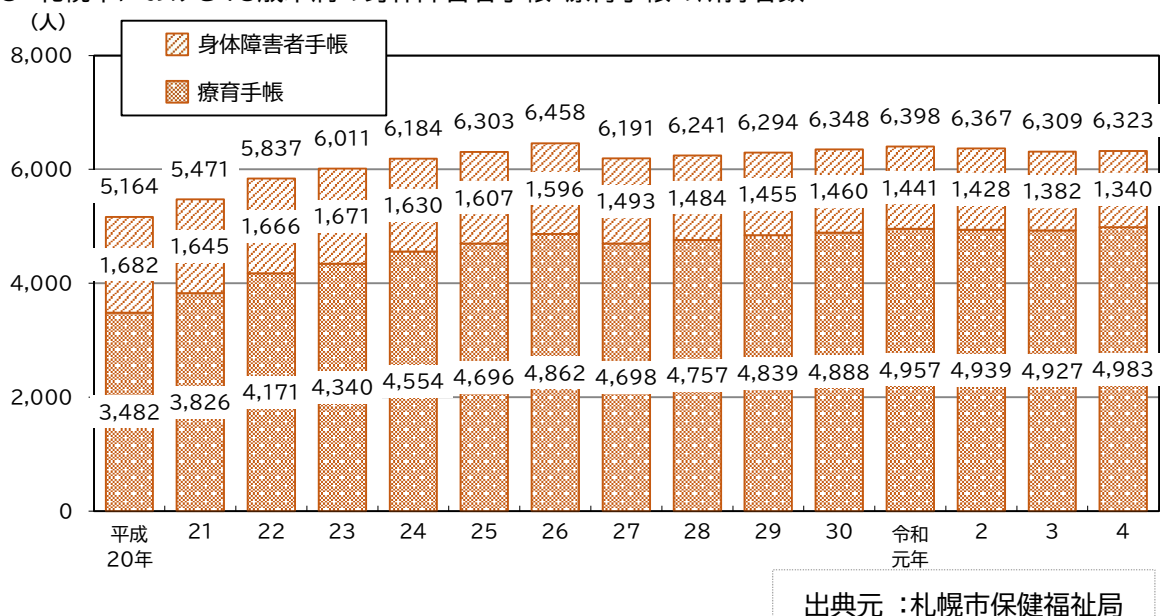
図2-27 各校種ごとのスクールカウンセラー年間配置時間数の推移



■ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

札幌市における18歳未満の子ども・若者の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。一方、知的障がいのある方向けの療育手帳所持者数は平成27年度(2015年度)に減少したものの、以降は横ばい～増加傾向にあり、平成27年度(2015年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると約6%増加しています。

図2-28 札幌市における18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数



■ 障がい児に係る通所サービスの支給決定人数推移

障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあります。特に、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、伸びが顕著になっています。

表2-8 札幌市における障がい児に係る通所サービスの支給決定者数の推移

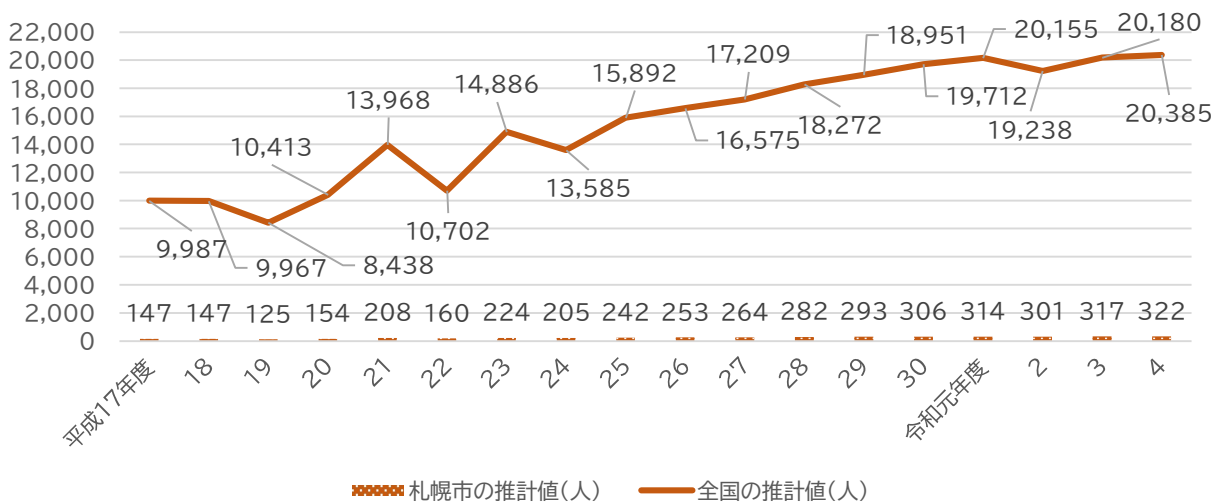
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	4,101人	4,591人	4,966人	5,489人	6,072人
医療型児童発達支援 ³¹	51人	64人	69人	74人	73人
放課後等デイサービス	6,281人	6,885人	7,960人	8,504人	9,055人
保育所等訪問支援 ³²	57人	92人	94人	146人	223人
居宅訪問型児童発達支援 ³³	3人	6人	6人	4人	4人

出典元：札幌市保健福祉局

■ 医療的ケア児の人数推計値

医療的ケア児について、令和4年度(2022年度)の全国の推計値は約20,000人と推計されており、全国的に医療的ケア児が増加傾向にあります。また、概ね人口1万人あたり1.5人の医療的ケア児がいる計算となることから、札幌市においては300人～350人の医療的ケア児がいると推測されます。

図2-29 医療的ケア児の推計値



出典元：札幌市保健福祉局

(2) 子育て当事者の現状

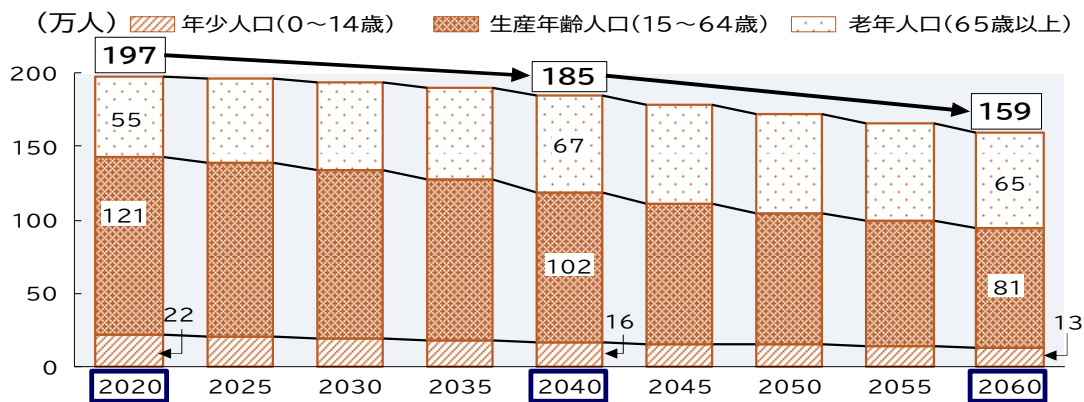
ア 子育て当事者を取り巻く社会状況

■ 札幌の人口推移

札幌市の将来人口は、令和2年(2020年)の197万人から、令和42年(2060年)には159万人となり、38万人の減少が見込まれます。

また、年齢別で見ると経済活動を主に支える生産年齢人口(15歳～64歳)は、令和2年(2020年)の121万人から、令和42年(2060年)には81万人となり、40万人の減少が見込まれます。また、年少人口(0～14歳)は、令和2年(2020年)の22万人から、令和42年(2060年)には13万人となり、9万人の減少が見込まれます。

図2-30 札幌市の人口の将来見通し(年齢3区分別)(各年10月1日現在)



注：2020年は国勢調査の確定値(不詳補完値)である。

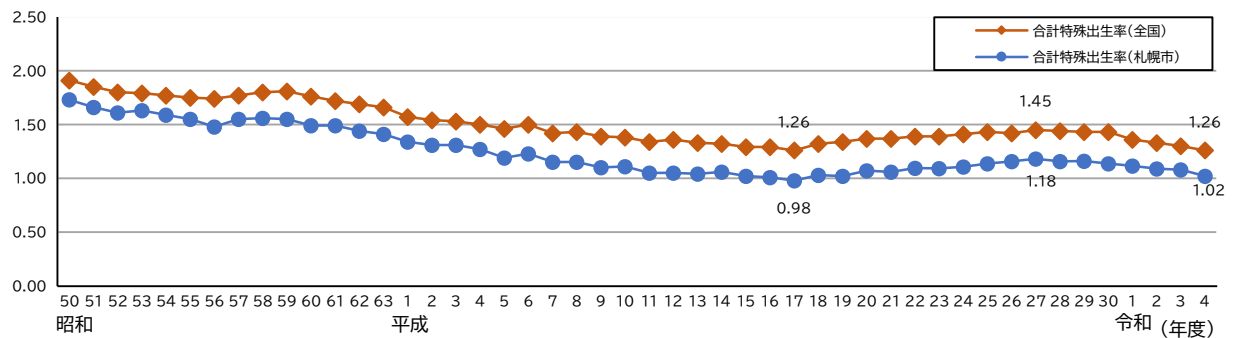
出典元：総務省「国勢調査」、札幌市

■ 合計特殊出生率³⁴の推移

札幌市の合計特殊出生率は昭和40年(1965年)の1.93をピークに低下傾向にあり、平成17年(2005年)には昭和40年(1965年)以降最低の0.98になりました。

以降、ほぼ横ばいから微増傾向で推移していましたが、平成30年(2018年)以降低下しており、令和4年度(2022年度)は1.02となっています。

図2-31 札幌市、全国における合計特殊出生率の推移

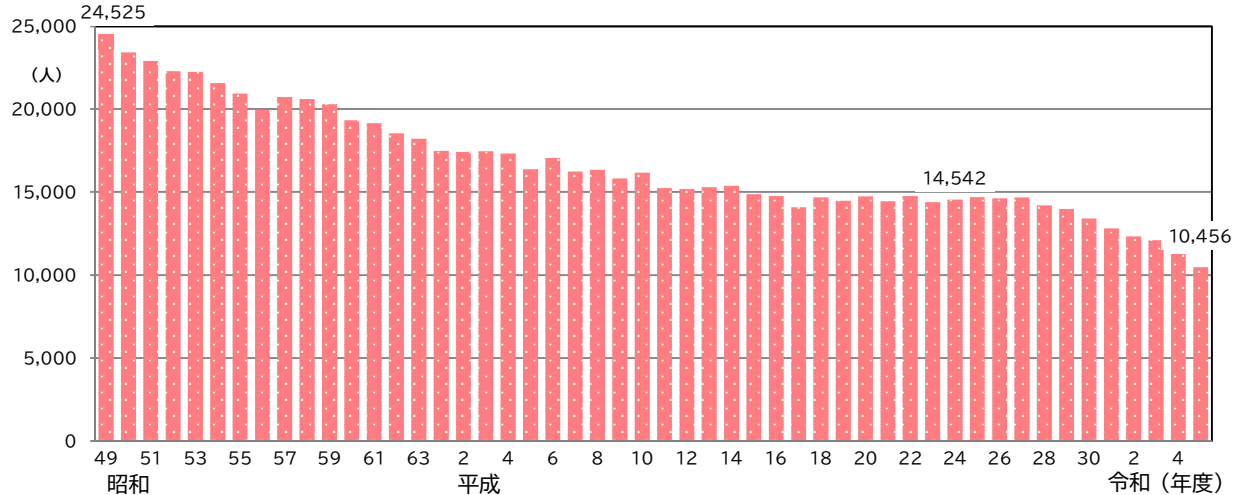


出典元：厚生労働省「人口動態統計」、札幌市「衛生年報」

■ 出生数

札幌市における出生数は、昭和49年(1974年)(第二次ベビーブーム期)の24,525人をピークにほぼ減少を続け、令和5年度(2023年度)には10,456人になりました。10年前の平成25年度(2013年度)の14,542人と比較すると、約4,000人減少しています。

図2-32 出生数の推移

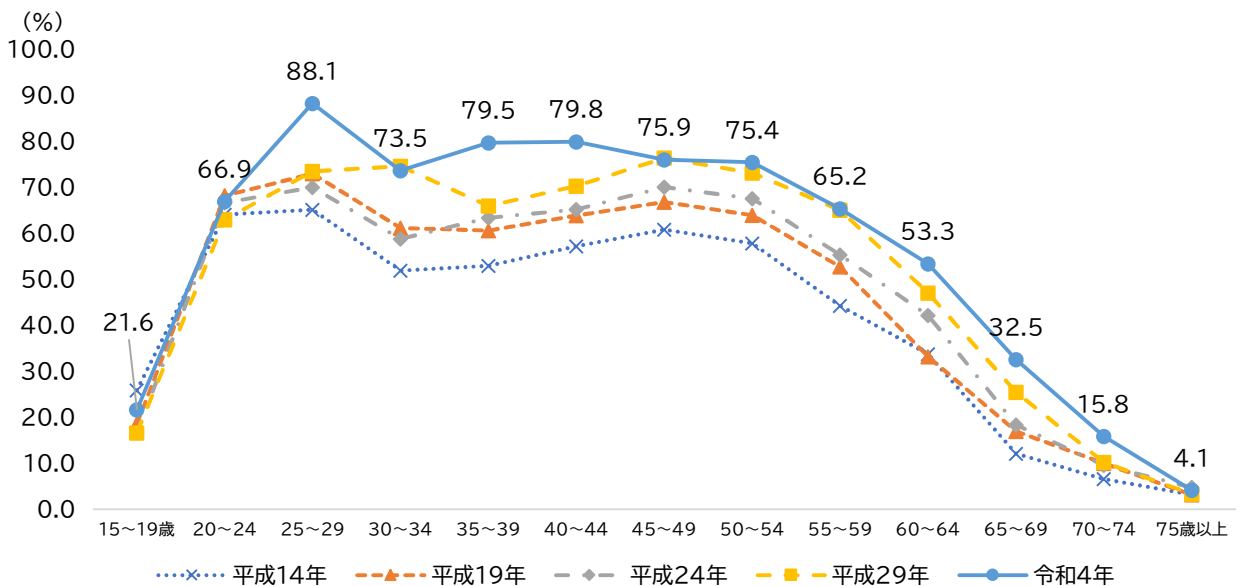


出典元：札幌市「人口動態統計」

■ 女性の年齢別有業率

札幌市における女性の有業率は、年齢別に見ると20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30～34歳で落ち込み、その後、40～44歳で次のピークを迎える「M字カーブ」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向があるためですが、近年、ほぼ全ての年齢区分において働く女性の割合が増えている傾向にあることがわかります。

図2-33 札幌市における女性の有業率



※(算式:女性の有業者数÷女性の総数)

出典元：総務省「就業構造基本調査」

■ 家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体で50.4%であるのに対し、低所得層Ⅰ²では81.2%、ひとり親世帯では70.7%と、厳しい状況がうかがえます。

図2-34 家計の状況(所得階層別)

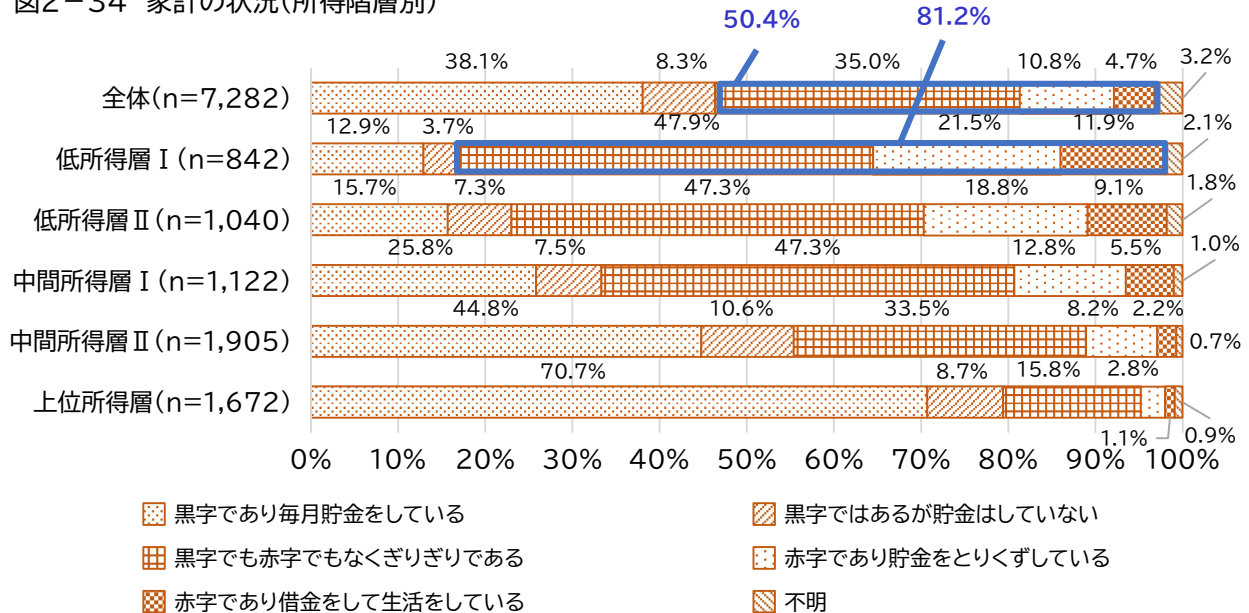
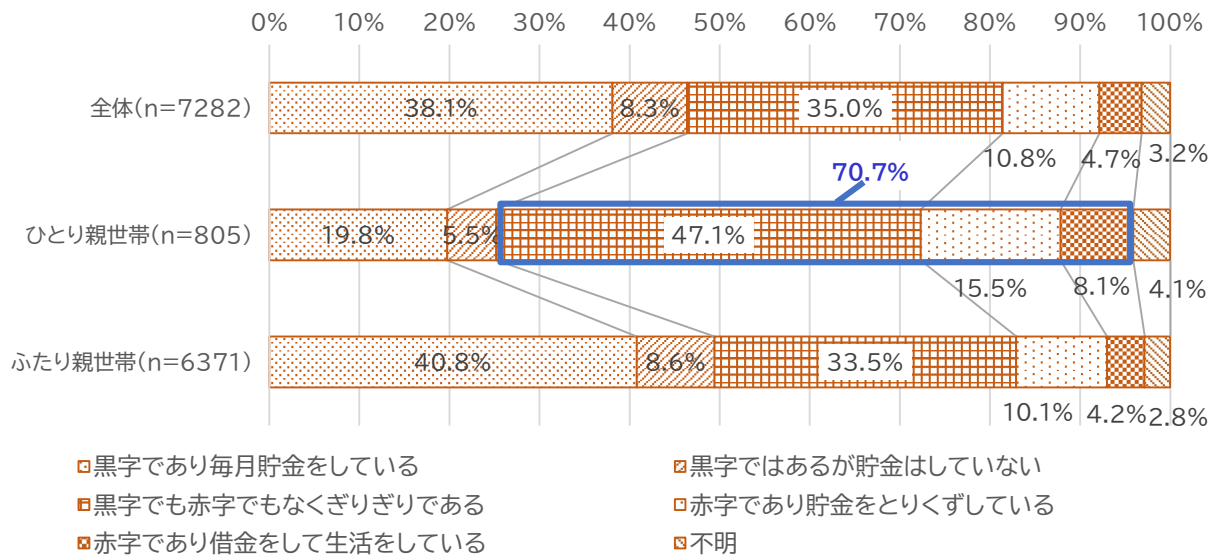


図2-35 家計の状況(世帯類型別)



※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者が回答

出典元：令和3年度札幌市子どもの生活実態調査

² 118 ページで各層について説明しています。

イ 子育て家庭の現状(札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査³より)

■ 保護者の就労状況

令和5年度(2023年度)調査の結果、平成30年度(2018年度)調査と比べ、母親がフルタイム、パート・アルバイト等で就労(休業中を含む)している割合は14.2%増加しています。(平成30年度:56.9%、令和5年度:71.1%)

父親の現在の就労状況について、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっており、休業中も含めたフルタイムの割合は、母親に比べ父親が高くなっています。(父親:94.1%、母親49.2%)

図2-36 母親の就労状況

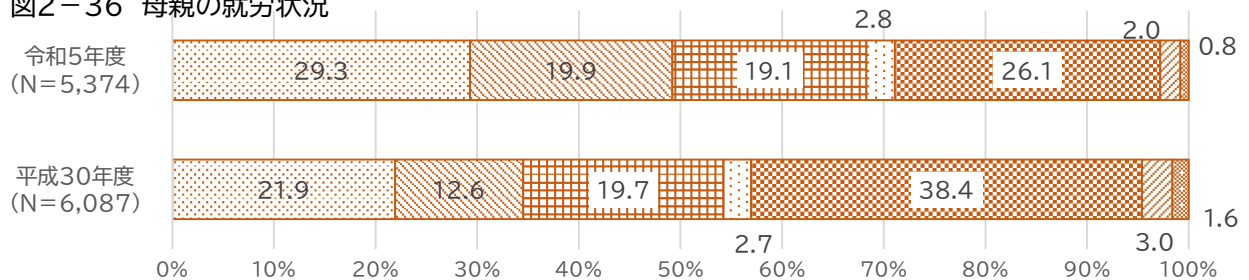
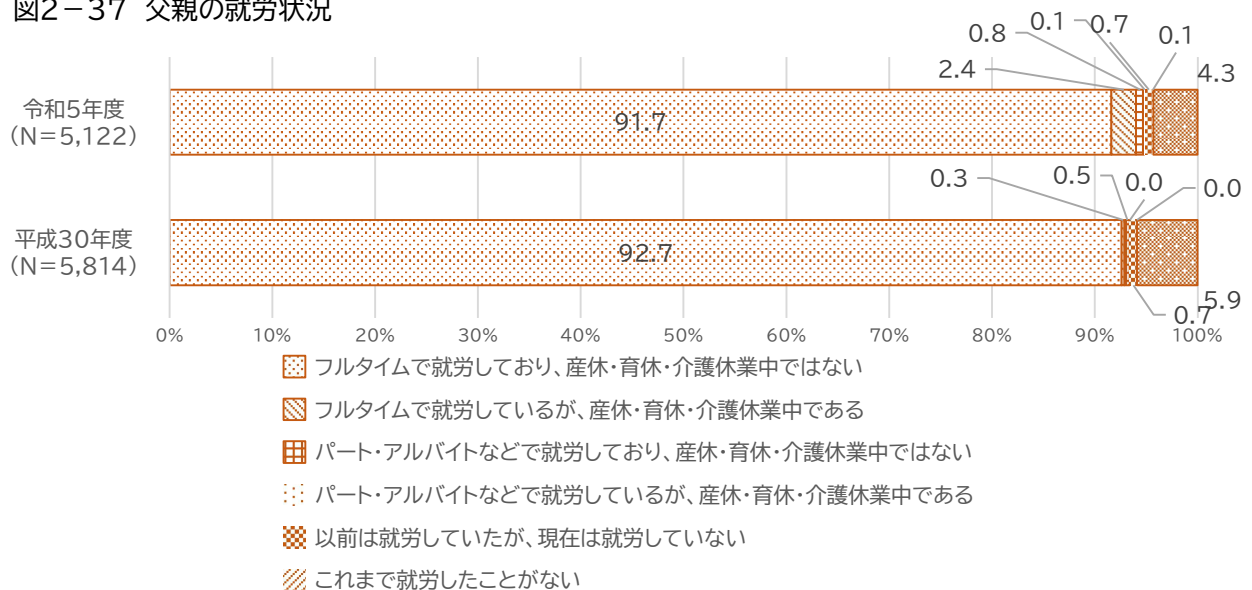


図2-37 父親の就労状況



³ 調査方法や回答数等については、参考資料に掲載しています。

■ 育児休業取得状況

令和5年度(2023年度)の調査の結果、働く母親の増加に合わせて、母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が38.4%と最も多くなっています。平成30年度(2018年度)調査の結果に比べ、母親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は増加しています。(平成30年度:38.3%、令和5年度:56.4%)

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が78.3%で最も多くなっていますが、平成30年度(2018年度)調査と比較すると、父親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は15.3%増加しています。

図2-38 母親の育児休業取得状況

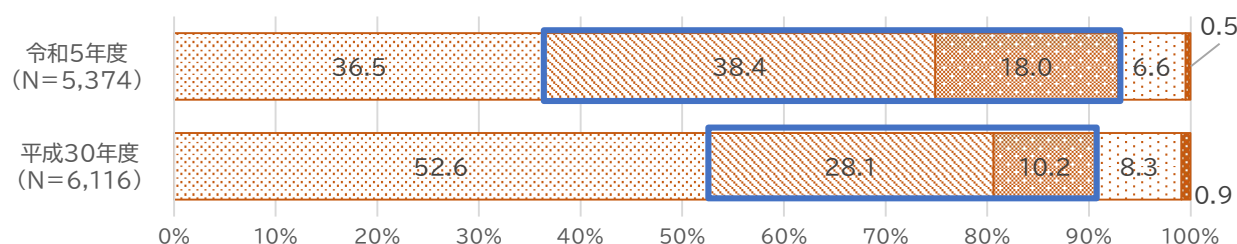
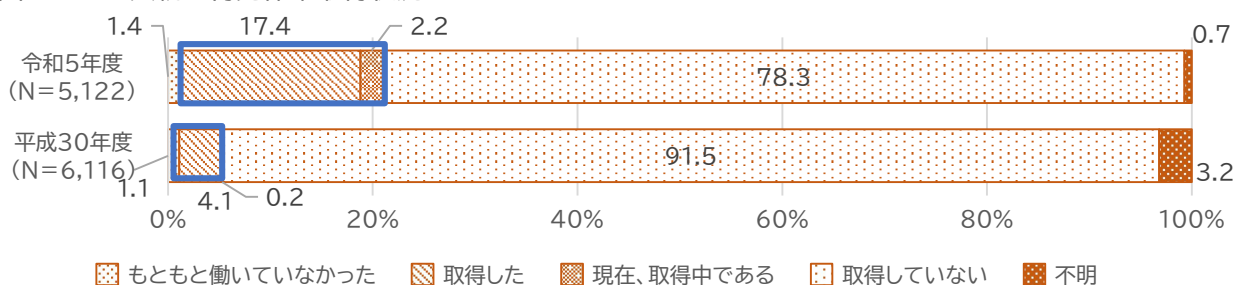


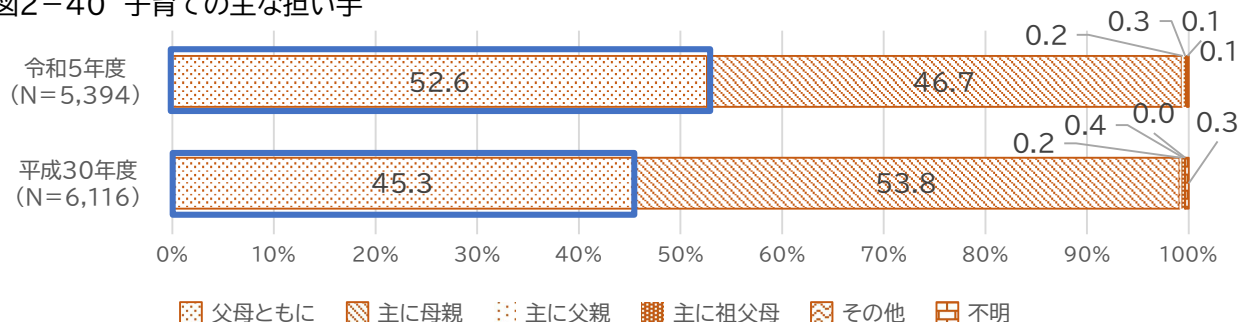
図2-39 父親の育児休業取得状況



■ 子育ての主な担い手

令和5年度(2023年度)調査の結果、平成30年度(2018年度)調査と比べ、子育ての担い手が「父母ともに」と回答する割合が増えており、父親の子育てに対する意識も変化しています。

図2-40 子育ての主な担い手

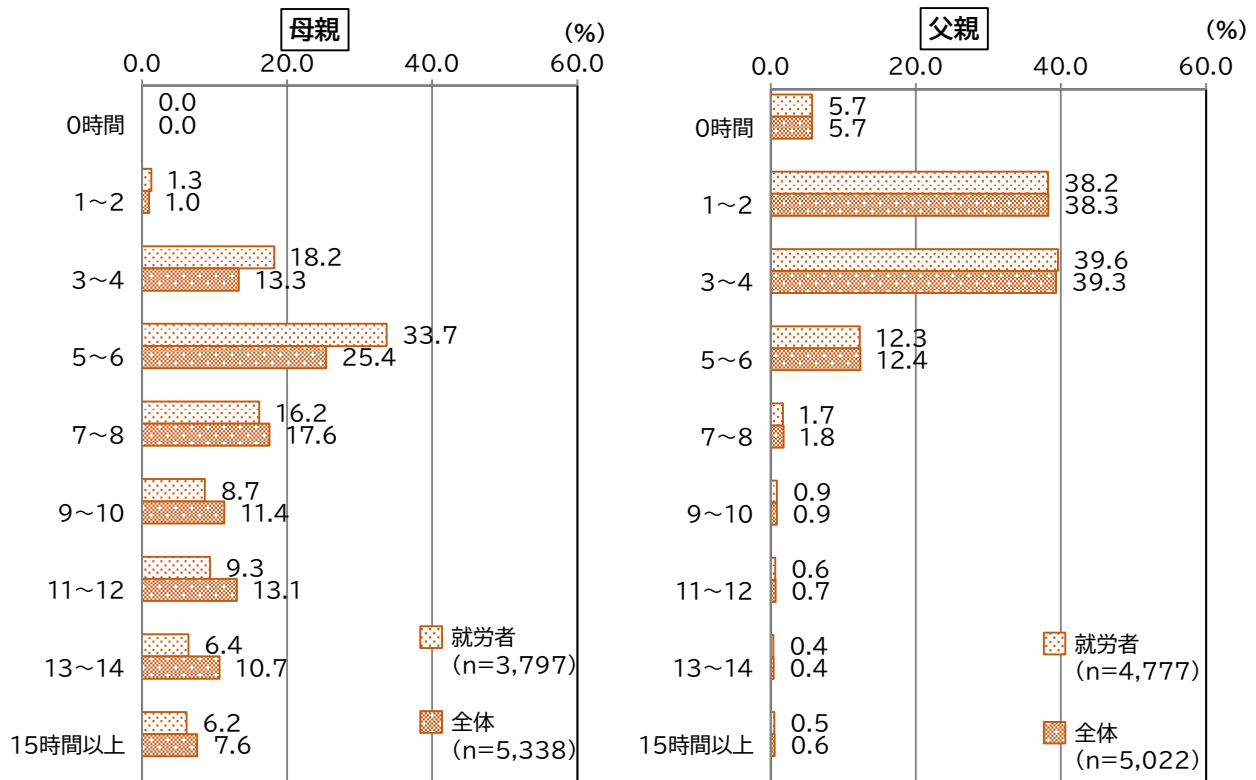


■ 親が子どもと過ごす時間

令和5年度(2023年度)の調査の結果、就労中の親が平日に子どもと過ごす時間については、母親は「5～6時間」が33.7%と最も多いのに対し、父親は「3～4時間」が39.6%と最も多くなっており、母親は働きながらも育児の多くを担っていることが推測されます。

就労者以外を含む総数で見ても、母親は「5～6時間」「7～8時間」が上位ですが、父親は「1～2時間」「3～4時間」が上位となっており、父親に比べ母親が子どもと過ごす時間が長くなっています。

図2-41 平日に親が子どもと過ごす時間



《保護者グループヒアリング》

Q. どうすれば/どういう働きかけがあれば、父親は今より積極的に子育てに関わるようになるか。

・母親の参加者からは「社会・職場の理解」「時短勤務や育休の更なる普及」といった意見が多く挙げられました。一方で、育休取得や時短勤務により「残業や減給等が発生しないようにしてほしい」との意見もありました。

・母親の参加者から配偶者に対しては、「子育ての意識付けを」「一緒に作業する」などの意見がありました。

・父親の参加者からも「職場の理解」「育休取得を評価に加える」など、職場における意識・制度の変革に着目する意見があがりました。

■ 子育ての楽しさと大変さ

令和5年度(2023年度)の調査の結果、「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」については、「楽しさの方が多い」、「どちらかといえば楽しさの方が多い」と答えた人は計60.6%でした。

一方、「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人は全体では計11.0%であったのに対して、「ひとり親世帯(子+母/父親)」においては計15.0%であり、全体と比較して多い状況です。

「子どもをみてもらえる親族等の有無別」では、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯は他の世帯と比べ、子育てを大変だと思う割合が高くなっています。

図2-42 子育ての楽しさと大変さについて(世帯類型別)

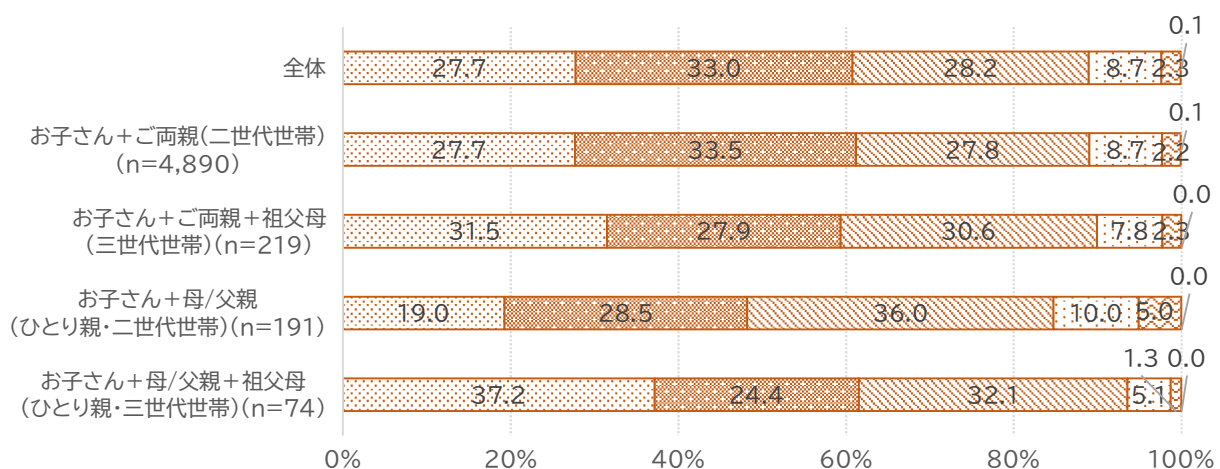
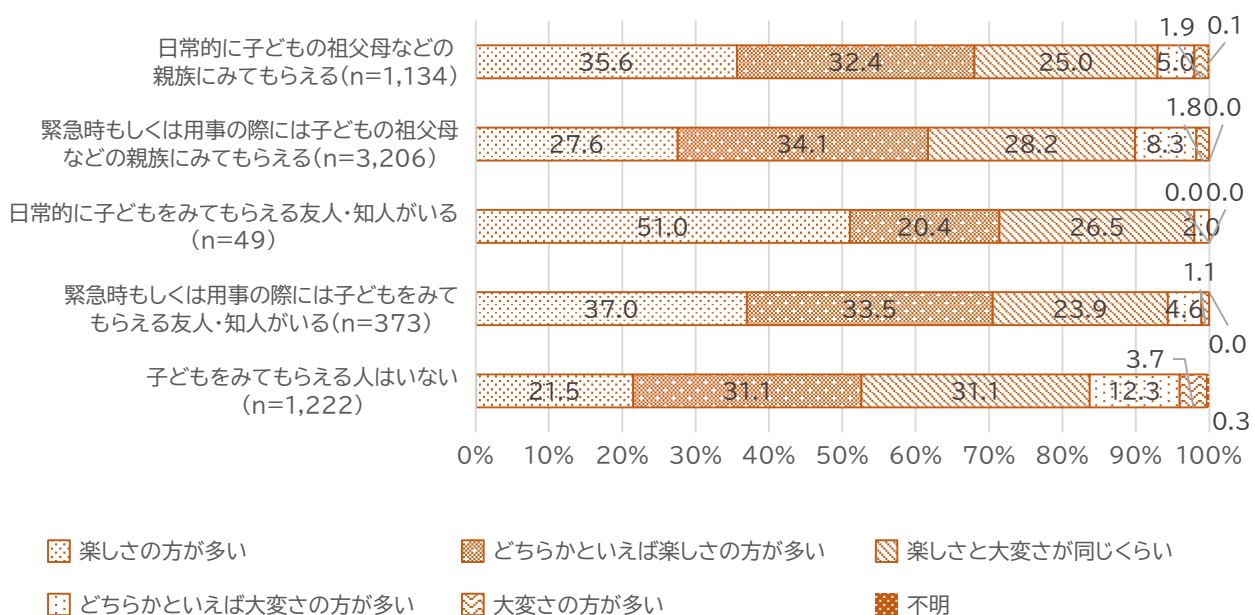


図2-43 子育ての楽しさと大変さについて(子どもをみてもらえる親族等の有無別)

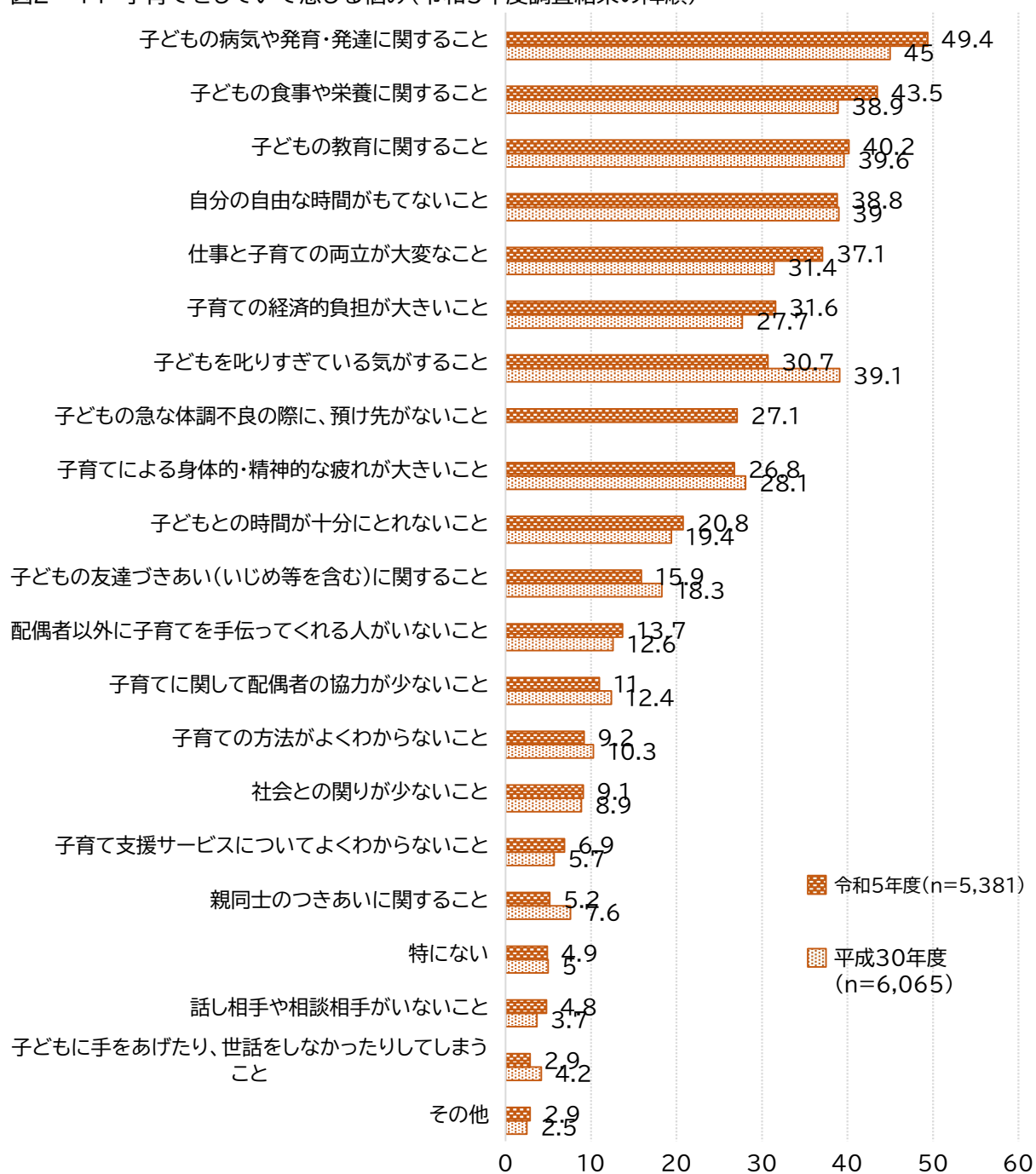


■ 子育てについて感じる悩み

令和5年度(2023年度)の調査の結果、子育てをしていて感じる悩みについては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」(平成30年度:45.0%⇒令和5年度:49.5%)が最も多く、次いで、「子どもの食事や栄養に関すること」(平成30年度:38.9%⇒令和5年度:43.5%)、「子どもの教育に関すること」(平成30年度:39.6%⇒令和5年度:40.2%)が続いており、いずれの数値も平成30年度(2018年度)調査より増加しています。

また、「仕事と子育ての両立が大変なこと」(平成30年度:31.4%⇒令和5年度:37.1%)の伸び率が高くなっています。

図2-44 子育てをしていて感じる悩み(令和5年度調査結果の降順)



《保護者グループヒアリング》

Q 子育てをしていてどのような時に大変なこと、困ったことがあったか。

・「子どもの預け先がない」「子どもの発育・しつけ」「自分の時間が持てない」「経済的な負担」「悩みの相談先がない」「子どもの急な体調不良の時に病児保育が受けられない」などの意見が多く挙げられました。「子どもの預け先がない」では「仕事」「(自身や子どもの)通院」時に、「子どもの発育・しつけ」では「自分に余裕がない時」「周りに知り合いがいいため相談できない」時に、「自分の時間が持てない」では「育児に時間を取られ、これまでの過ごし方ができない」時に、感じたという意見が挙げられました。

Q 何があれば／どうすれば解消できるか。

・「子どもの預け先がない」「自分の時間が持てない」ことに関しては、「一時預かりが気軽に使えるようになってほしい」「短時間(30～60分程度)でも預かってくれる場所があるといい」「仕事や自分が体調不良の時に助けてくれる・預かってくれる人や場所」「病児保育施設の充実」などの意見が挙げられました。

・「子どもの発育・しつけ」「悩みの相談先」については「自分に寄り添ってくれる相談先」「シングルマザーの集い」「同世代や先輩パパママから経験を聞く場」など、同じ境遇の人や経験者と意見交換などができる場を求める意見が挙がりました。

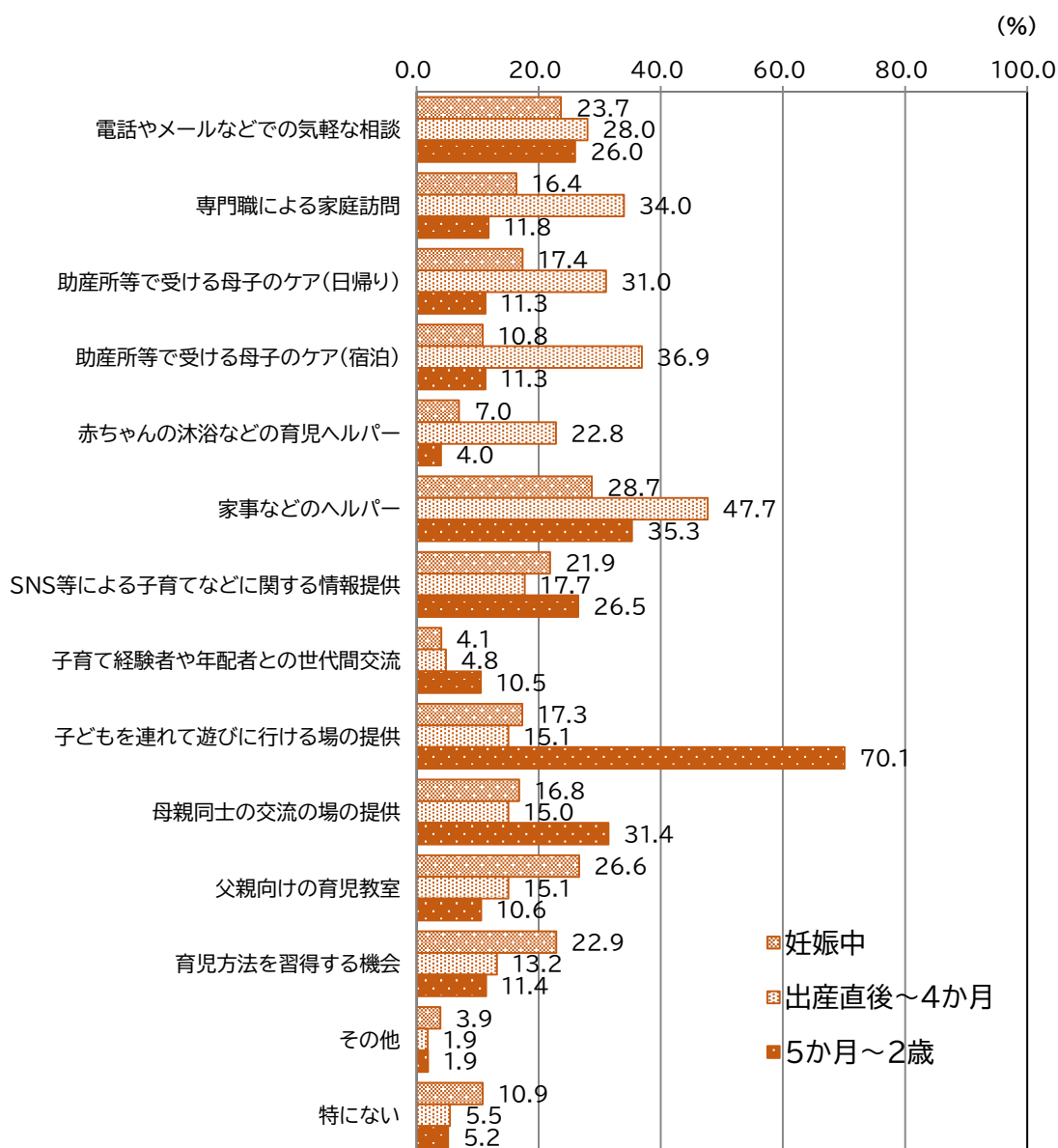
■ 妊娠中から出産後までに特に重要なサポート

令和5年度(2023年度)の調査の結果、妊娠中に、特に重要だと思うサポートについての回答は、「家事などのヘルパー」が28.7%と最も多く、次いで、「父親向けの育児教室」、「電話やメールなどでの気軽な相談」、「育児方法を習得する機会」が続いています。

出産後から4か月までに、特に重要だと思うサポートについての回答は、「家事などのヘルパー」が47.7%と最も多く、次いで、「助産所等で受ける母子のケア(宿泊)」、「専門職による家庭訪問」、「助産等で受ける母子のケア(日帰り)」が続いています。

5か月から2歳までに、特に重要だと思うサポートについての回答は、「子どもを連れて遊びに行ける場の提供」が70.1%と最も多く、次いで、「家事などのヘルパー」、「母親同士の交流の場の提供」、「SNS等による子育てなどに関する情報提供」が続いています。

図2-45 妊娠中から出産後まで特に重要なサポート(複数回答)

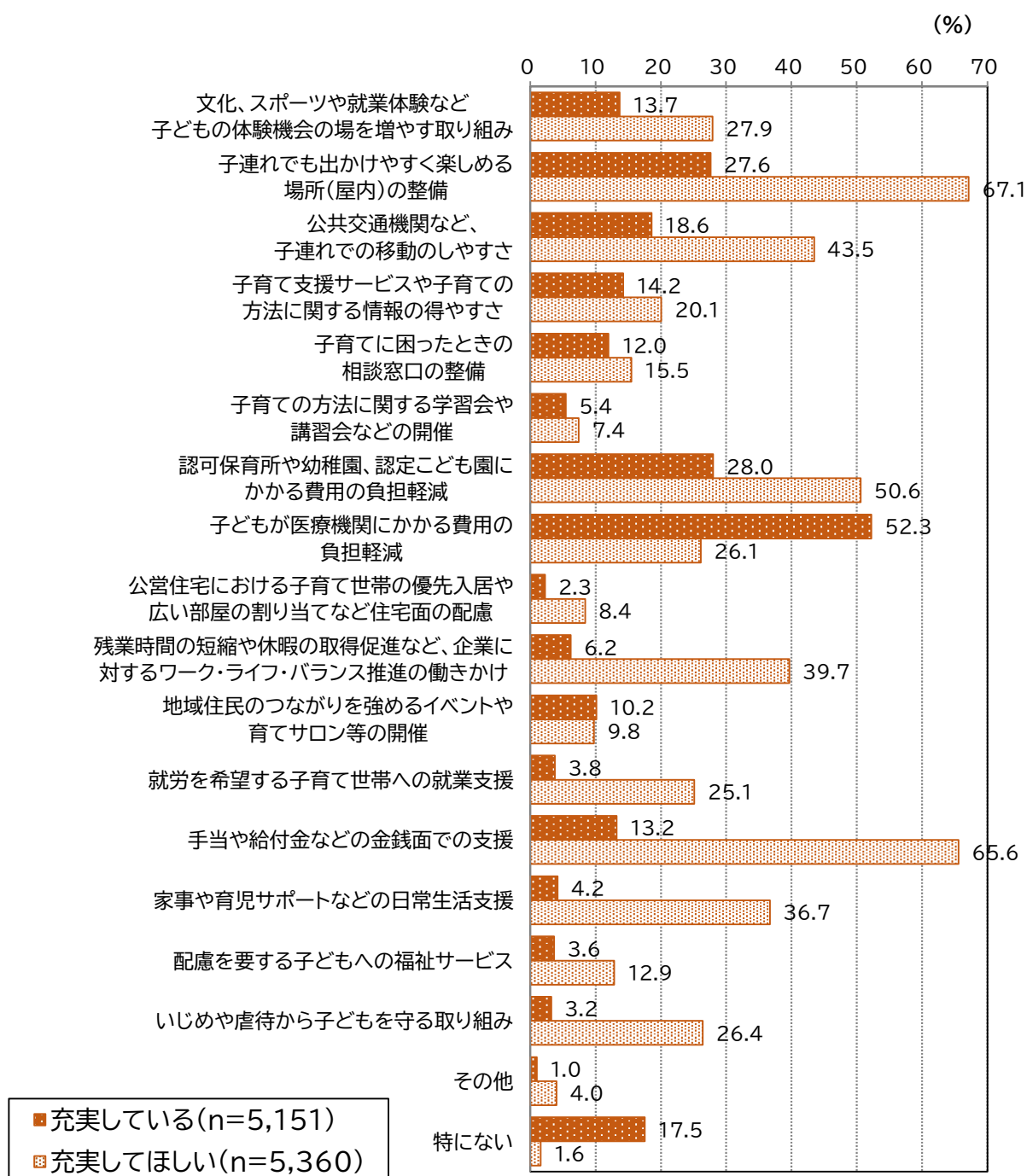


■ 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策

令和5年度(2023年度)の調査の結果、「充実していると考える子育て支援施策」については、「医療機関にかかる費用の負担軽減」が52.3%と最も多くの回答があり、次いで「認可保育所等にかかる費用軽減」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場(屋内)の整備」となっています。

「今後、充実させてほしい子育て支援施策」については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場(屋内)の整備」が67.1%と最も多くの回答があり、次いで、「手当や給付金などの金銭面での支援」、「認可保育所等にかかる費用負担軽減」、「公共交通機関など、子連れでの移動のしやすさ」が続いています。

図2-46 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策(複数回答)



3 前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性

前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、札幌市における子ども・若者施策の課題及び推進に関する方向性について、以下のとおり整理しました。

(方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも子どもと関わりのない大人の認知度が低い傾向にあります。また、子どもがより大切にしてほしい権利について、一人の人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向があります。加えて、若者も、札幌市に求める将来像として「子ども・若者の権利が守られ、すべての人が子ども・若者を大切にしているまち」を求めていることから、こどもまんなか社会に向け、子ども・若者の権利の認識を広げていくためには、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図2-2、4、18)
- 子どもが様々な体験をし、経験や成功体験を積み重ねていくことができるよう、職業体験や社会体験などの多様な体験機会や、地域・札幌市政等における子どもの主体的な参加機会の充実が求められています。(図2-5)
- 多くの若者が札幌市政について伝えたい意見があると答えた一方で、伝える機会がないと答える割合が高く、子どもについても地域や札幌市政について意見を言う機会が少ない傾向が見られることから、インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取組を進めるとともに、子ども・若者の意見を市政に反映していく取組の促進が必要です。(図2-6、14、15)
- 多くの子ども・若者が悩みや困りごとを相談している一方、相談しようと思わない、または相談者がいない子ども・若者が一定数いることから、子ども・若者の困難な状況に周囲の大人が気づき、その思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています。(図2-7、8、13)
- いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方で、子どもを権利侵害から迅速かつ適切に救済するための機関である「子どもアシストセンター」の認知度は低下していることから、当該機関を周知する取組を進めるとともに、他の相談機関と相互に連携して適切に対応するなどの権利救済体制の強化が必要です。(図2-9、10、25)

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後のより一層の子どもの権利の保障のために必要となる事項を、第4次推進計画として位置付け、施策の推進を図っていきます。

(方向性2) 困難な状況にある子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校児童数及び生徒数については小学校、中学校ともに年々増加しており、いじめの認知件数も増加傾向にある状況のため、子どもの困難な状況への大人の気づきや支援、未然に防ぐ取組などが求められます。(図2-21、25)
- 児童虐待認定件数は令和2年度(2020年度)以降低下傾向でしたが、令和5年度(2023年度)は増加しています。また、児童福祉施設への措置児童数が減少傾向にある一方、里親等への措置児童数は増加傾向にあり、児童虐待の防止対策と社会的養護の推進に向けた取組を進める必要があります。(図2-10、11)
- 「ヤングケアラーに関する実態調査」では、中学生では4.3%、高校生では4.1%が、自分がお世話をしている家族が「いる」(≡ヤングケアラーである)と回答していることから、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、子ども自身にヤングケアラーの周知・広報を行うとともに、子どもや家庭と関わる周囲の大人に対する理解促進の取組や相談体制の充実が求められます。(図2-23、24)
- 札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談のうちのひきこもり当事者の年齢内訳の推移をみると、40歳未満の割合は6割程度で推移している現状を踏まえ、子ども・若者のひきこもり支援を推進するための相談支援体制を整備するとともに、ひきこもり当事者の社会参加を促進し、当事者やその家族の福祉の増進を図る取組を進めることが求められます。(図2-22)
- 18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあるといった状況から、障がいのある子ども・若者が社会の一員として尊重され、自立し、充実した生活を送ることを支援していく取組が求められます。(図2-28、表2-8)
- 医療的ケア児が増加傾向にある中で、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする子ども・若者に対応するため、地域における連携体制を強化します。(図2-29)
- 子どもの貧困の解消に向けた対策、及びひとり親家庭への支援についての詳細は第5章及び第6章で述べますが、低所得層やひとり親世帯の多くは、家計の状況について「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」と回答している状況から、そういった家庭の子どもにも、様々な影響が出る可能性があることを鑑み、貧困の連鎖を断ち切るための取組が求められます。(図2-34、35)
- 社会とのつながりや、居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、若者が安心して過ごすことのできる居場所や、社会との接点を持つ機会を提供するための取組を進めます。(図2-12)
- これまで述べてきた方向性2の内容を支えるため、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保及び育成に取り組みます。

本計画では、複雑・多様化する困難な状況にある子ども・若者を含めた全ての子ども・若者が、各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、その結果自分らしく幸せに生活できるような「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本目標や施策を位置付けていきます。

(方向性3) 子育て当事者が安心して子育てできるよう支援します

- 母親の就労割合が増加している中、父親の育児に対する意識が高まりつつも、父親が平日子どもと過ごせる時間が少ない現状にあるため、父親の育児参加を更に充実させ、共育を推進していく必要があります。(図2-36、39、40、41)
- 父親の育児休業取得へのハードル、職場の子育てへの理解不足などが子育てのしにくさにつながっていることから、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけが必要です。(保護者グループヒアリングより)
- 親の就労という理由だけに寄らない多様な保育ニーズを踏まえた着実な取組の実施が必要です。また、子どもが病気やケガの時でも安心して預けられる環境づくりが求められています。(保護者グループヒアリングより)
- 子育てに孤立感を抱える方や、ストレスを抱える方への対応について、当事者同士が集まる場の提供や、自らそういった場に来れない方へのアウトリーチ支援を含め、保護者に寄り添った支援体制を構築していく必要があります。(図2-42、43、44)
- 子連れで楽しめる遊び場を求めるニーズが高く、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子どもの遊び場の充実が必要です。また、経済的支援を求める意見が多いことから、経済的支援について、国制度や市独自の制度を通して着実に実施していく必要があります。(図2-46)
- ひとり親世帯は、家計が厳しい状況に置かれている場合が多く、また、子育ての楽しさと大変さについても、ふたり親世帯と比べて「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人の割合は高くなっているなど、ひとり親家庭が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、総合的な支援を推進します。(図2-35、42)

本計画では、ニーズ調査などから見えてきた課題を踏まえ、子育て当事者の視点に立って、子育てを楽しみと思える環境が整えられるよう、施策を推進していきます。

コラム① 子どもが考える未来のさっぽろ

【さっぽろティーンズ委員会】

子どもにやさしいまちづくりを進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えるとともに、子ども・若者の意見を反映していくことが大切です。本計画の策定にあたり、子どもにやさしいまちはどのようなまちか、そのためにはどうしていくべきか、公募で選ばれた中高生からなる「さっぽろティーンズ委員会」に考えてもらいました。

検討にあたっては、市内の子どもから提案・意見募集ハガキ⁴で募集した「子どもにやさしいまち」の意見に加え、他都市の子どもたちとの意見交換も参考にし、意見をまとめました。

ア 概要

「子どもにやさしいまち」について考え、話し合った結果をまとめました。話し合いに当たっては、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」等で提案された「子どもにやさしいまち」の意見も取り入れ、検討を進めました。

考えた内容は、令和6年10月13日(日)に東京都で開催された、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」で発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちとの意見交換を踏まえ、最終的な子どもが考える「子どもにやさしいまち」の提言をまとめました。

イ 参加者

市内の中学生から高校生:6名

ウ 活動内容

○私が考える「子どもにやさしいまち」の検討(全5回)

「子どもにやさしいまち」がどんなまちか考え、話し合った結果をまとめ、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」での発表資料を作成しました。このほか、シンポジウムで放映する札幌市の紹介動画も作成しました。



○こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の参加

10月12日(土)～13日(日)東京都で開催されたこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に、札幌代表として参加しました。ユニセフハウスを見学したほか、シンポジウムでは「子どもにやさしいまち」を発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちと意見交換を行いました。



○子どもが考える「子どもにやさしいまち」まとめ

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の意見交換を踏まえ、改めて子どもが考える「子どもにやさしいまち」をまとめました。

⁴ 【市政テーマについて返信ハガキまたはウェブで意見を提出する取組。詳細については参考資料に掲載。】

子どもが考える子どもにやさしいまち

子どもが権利を自覚し、守られるまち

子どもが「自由に意見を発信できる」「その意見を大人が受け止めてくれる」環境をつくることが大切。そのためには子ども自身が意見を発信する権利があると自覚し、周りもその権利を認めることが必要になる。

まずは、「大人が聞いてくれる」と感じられる環境を目指すことで、子どもが自信をもって自分の意見を発信することに繋がる。

こころとからだを守られるまち

子どものこころやからだを守るために重要なことは、大人や地域が配慮をすること。通学路の見守りなど子どもの安全のサポートや、子どもが「自分のありのままの姿を受け入れてもらえる」と感じられるよう、子どもが話しやすい環境づくりが大事。

子どものコミュニケーション力を上げるためにも、大人と子どもが交流できる機会を増やすといい。

安心・安全なまち

子どもにやさしいまちには、「安心・安全なまち」であることが柱となり、一番大切であると考えました。



子どもが安心して過ごすことができるまち

子どもは居場所が各々にあることで安心することができる。居場所の重要性を理解し、子どもが実際に行ってみることができるよう、行きやすい環境づくりも大切。

全ての子どもが安心できる居場所を見つけ、心から楽しいと感じて生活することができるよう、一人も取りこぼさないまちを目指せるといい。

夢や将来を自由に選べるまち

子どもが夢や希望を持つことは、子どもの幸せや自信・自己肯定感アップにつながる、なくてはならないもの。そのため、成功体験や成長につなげられるよう、子どもや大人が学び、経験できる場所を作り、広めていくことが大切。

また、頑張る子どもが安心して挑戦できるよう、夢や目標に肯定的な考え方を広めることも大切。

●更に、他都市との交流を受けて・・・

意見を述べ、反映されるまち

自分の意見に共感してもらうことで、安心して意見を述べることができる。更に、子どもの意見を反映するように努めることで、もっと意見を言いやすい雰囲気を作る。子どもがまちづくりについて提案し、いつでも子どもの意見を聞くことができるような環境づくりが重要。

環境にやさしいまち

子どもが主体となった取組や企業と連携した取組で環境にやさしいまちづくりを進めていくことも大切。さらに企業等が行うアップサイクル³⁵などの活動を広報していくことで、サーキュラーエコノミー（循環経済）³⁶を目指していけるといい。

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

**子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち**

前々計画及び前計画では、平成21年(2009年)4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」をもとに、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とし、計画を推進してきました。

本計画では、この理念を引継ぎ、子どもだけではなく若者が射程に入ることを明確にするため「若者」の表現を加え、「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とします。

基本理念の礎としているこの権利条例の前文には、子どもは誰もがかけがえない存在で生まれながらにして「権利の主体」であり、大人は、「子どもの最善の利益」を考慮したうえで、子どもとともに考え、支援していく責務があると述べられています。また、子どもの権利の保障を進めることにより、子どもが、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育つ環境が整えられること、子どもにかかわる取組全般に子どもの視点を取り入れること、そして、子どものまちづくりへの参加を積極的に進めることなどにより、子どものみならず、全ての人にやさしいまちづくりが進められることが表されています。

また、令和5年(2023年)12月に発出されたこども大綱では、「こどもまんなか社会」(全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会)を目指しており、この社会の実現は、「子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」としています。

全ての人の幸福が高まることにつながる「こどもまんなか社会」は、札幌市が目指す子どもと若者が輝き、子育て当事者を含めた全ての市民を笑顔で結ぶ、全ての人にやさしいまちと同じであり、これを推進するため、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子ども・若者、子育て施策を展開していきます。

2 基本的な方針

基本理念に基づき、各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき4つの「基本的な方針」について、次のとおり定めます。

《方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

《方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり》

貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

《方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える》

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

《方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える》

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

3 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括及びニーズ調査等を踏まえた子ども・若者と子育て世帯を取り巻く状況や課題を考慮の上、基本理念を実現するため、次の3つの目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実》

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

《基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実》

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、子どもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

《基本目標3 子育て当事者への支援の充実》

子どもの健やかな成長のため、子育て当事者が健康で、かつ経済的な不安や孤立感を抱くことなく、心のゆとりを持ち、子どもと向き合えるよう子育て環境の充実を図ります。

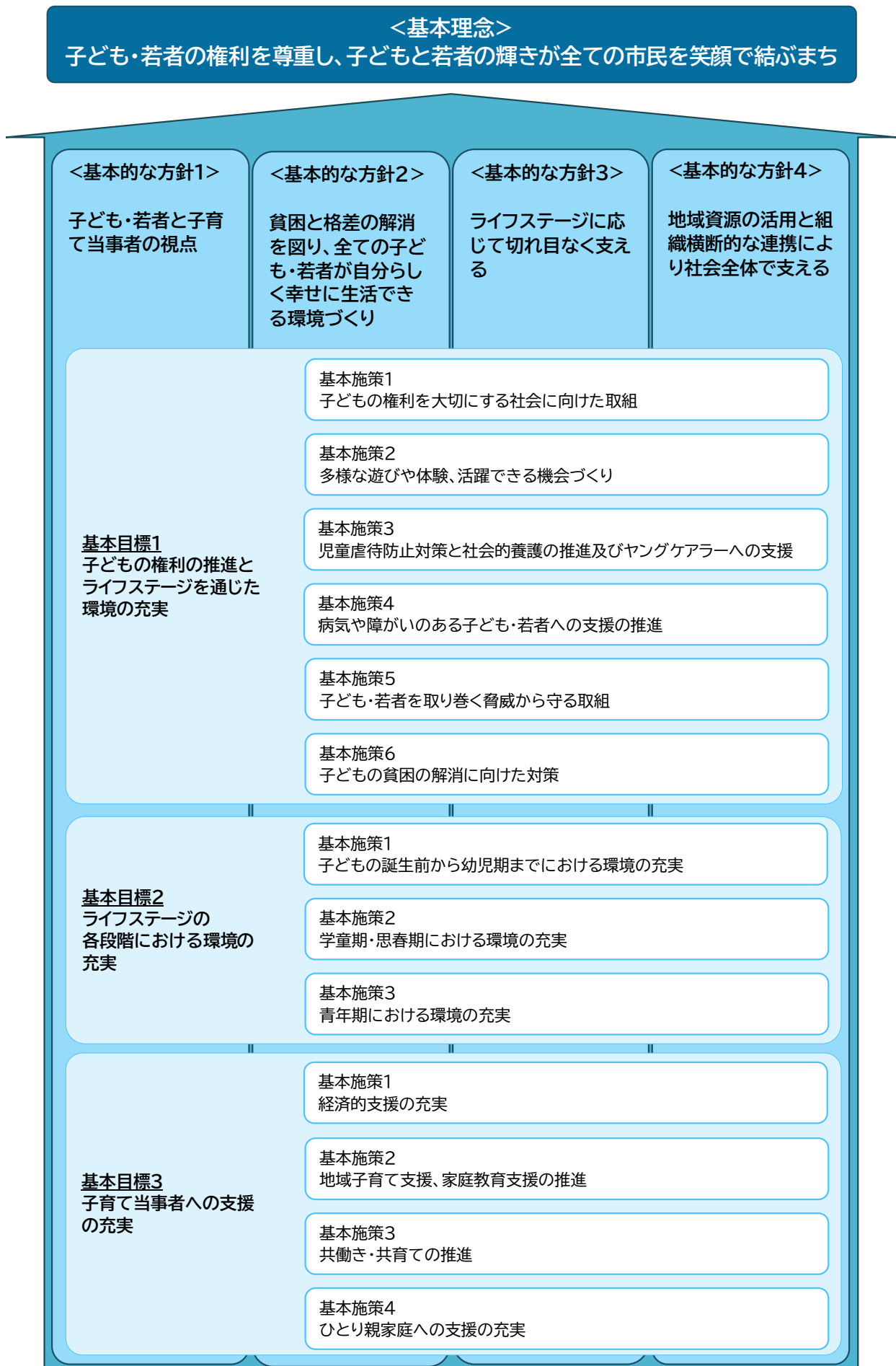
4 計画体系

本計画における基本理念の達成に向け、3つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる13の基本施策を定めます。各基本施策に取り組む際は、基本的な方針1から4を意識し、取組を実施します。

基本目標1には、本計画の通底の理念である「子ども・若者の権利の尊重」の基礎となる、特に推進すべき施策として、基本施策1「子どもの権利を大切にする社会に向けた取組」を位置付けたうえで、全てのライフステージを通じて切れ目なく取り組むべき施策を掲げています。基本目標2には、ライフステージに応じて切れ目なく支えるという視点を持ちつつ、ライフステージそれぞれで解消すべき課題に向け、施策を展開しています。基本目標3では、子ども・若者の健やかな成長のためには、その成長の基盤となる子育て当事者の生活環境が重要であることから、子育て当事者に向けた支援施策について掲げています。

また、市町村こども計画には、子どもの貧困の解消に向けた対策や、ひとり親家庭への支援を含むことから、それらを基本施策として定めますが、それぞれの詳細な取組については、第5章(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画)、及び第6章(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画)に掲載します。

これらについて示した計画体系図は、次ページのとおりです。



5 成果指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体及び基本目標の基本施策ごとに成果指標を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します。活動指標については、各基本施策に紐づけられる事業や取組の中で設定されている指標から、主なものを掲載しています。

(1) 計画全体の指標

本計画の基本理念は、全ての子ども・若者が大切にされ、幸せな状態で生活できる社会を目指しています。これは、多くの子ども・若者が、前計画の計画全体の成果指標により目指していた「自分のことが好きだ」と思える社会や、多様な価値観を前提として、「子どもを生み育てる」ことが選択できる社会といった概念を含むことから、新たに以下の指標項目を計画全体の成果指標とします。目標値は、こども大綱の目標値^{※1}を参考に設定します。

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもが大切にされている社会だと思う人の割合	子ども ^{※2}	—	70.0%
	大人		

※1 類似指標である、こども大綱の「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」の一つ「『こどもまんなか社会の実現に向かって』と思う人の割合」の目標値 70.0%。

※2 子どもの調査対象の年齢は、10歳～18歳とする。これ以降の指標についても、同様とする。

(2) 各基本目標の基本施策ごとの指標

各基本目標で掲げる基本施策ごとに、進捗状況を管理・分析する際の指針となる成果指標を一つずつ設定します。

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実					
基本施策		指標項目		現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組	子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8% (令和5年度)	70.0%	
		大人	37.6% (令和5年度)	65.0%	
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	自分には様々な可能性があると思う子ども・若者の割合	子ども	69.0% (令和5年度)	75.0%	
		若者	56.1% (令和6年度)	70.0%	
基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	「どこかに助けてくれる人がある」と思う子ども・若者の割合	子ども	97.9% (令和5年度)	現状維持	
		若者	86.1% (令和6年度)	95.0%	
基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進	心のバリアフリー ³⁷ を理解している人の割合		32.3% (令和5年度)	60.0%	
基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1% (令和5年度)	96.0%	
基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策	第5章参照				
【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実					
基本施策		指標項目		現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実	18歳以下の子がいて、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段がある親の割合		76.3% (令和5年度)	92.0%	
基本施策2 学童期・思春期における環境の充実	近所や地域とのつながりがある子どもの割合		57.0% (令和5年度)	65.0%	
基本施策3 青年期における環境の充実	毎日が充実していて楽しいと思う若者の割合		69.2% (令和6年度)	75.0%	

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実			
基本施策	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 経済的支援の充実	「幼児教育・保育、医療費など 子育て支援にかかる経済的 負担の軽減」が充実している と思う人の割合 ※18歳以下の家族と同居の 方	31.1% (令和5年度)	40.0%
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支 援の推進	子育てをされていて感じる「楽 しさ」「大変さ」のうち、「楽し さのほうが多い」子育て世帯 の割合	60.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策3 共働き、共育での推進	「父親と母親がともに子育て の担い手である」と答えた保 護者の割合	52.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	第6章参照		

(3) 主な活動指標

基本目標の達成に向けどのような資源投入・活動を行ったかを表す「活動指標」のうち、主なものを掲載します。

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実				
基本目標	指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの権利を大切に する社会に向けた 取組	子どもの権利についての認知度	子ども	65.2%	75.0%
		大人	54.4%	75.0%
基本施策2 多様な遊びや体験、 活躍できる機会づく り	市政への子どもの参加の取組の実施件数		38件	90件
	まちづくり活動への参加意欲が向上した若者の割合		90%	90%
基本施策3 児童虐待防止対策と 社会的養護の推進及 びヤングケアラーへの 支援	こども家庭センター ³⁸ における保健師のコーディネート件数(延べ)		95,431件	100,000件
	オレンジリボン地域協力員 ³⁹ 登録人数(累計)		21,614人	24,100人
基本施策4 病気や障がいのある 子ども・若者への支援 の推進	心のバリアフリー研修受講者数(累計)		213人	1,000人
	保育を必要とする医療的ケア児の受入体制を整備した区		7区	全区
	企業就労を目指す高等支援学校の生徒の就労率		97%	100%
基本施策5 子ども・若者を取り巻 く脅威から守る取組	スクールソーシャルワーカー ⁴⁰ が関わることで、児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向へ向かっている」割合		—	90%
基本施策6 子どもの貧困の解消 に向けた対策	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数		253人	1,270人

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実			
基本目標	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの誕生前から 幼児期までにおける 環境の充実	妊婦訪問の実施率	34%	42%
	保育士人材確保支援により就労する保育士等の数(年間)	919人	500人
	こども誰でも通園制度利用可能率	—	100%
	病児・病後児保育利用申込人数に対する、実際に受け入れできた人数の割合	58%	85%
基本施策2 学童期・思春期における 環境の充実	進路探究学習の参加をきっかけに 進路を考えることができた子ども もの割合	52%	90%
	新型児童会館整備数(累計)	19館	26館
	相談支援パートナー等の対応・支援 により不登校状況に改善が見られ た児童生徒の割合	80%	85%
基本施策3 青年期における環境 の充実	就業サポートセンター及びあいワ ークを利用して就職した人数(累 計)	4,096人	28,500人
	さっぽろ結婚支援センター成婚退 会数(累計)	—	115組
【基本目標3】子育て当事者への支援の充実			
基本目標	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 経済的支援の充実	子ども医療費助成の助成対象の拡大	小学6年生	高校3年生
基本施策2 地域子育て支援、家庭 教育支援の推進	子育てサロン利用者数(年間)	355,366人	389,157人
基本施策3 共働き、共育での推進	ワーク・ライフ・バランス plus 認証 企業数(延べ)	1,001社	1,500社
基本施策4 ひとり親家庭への支援 の充実	ひとり親向け相談窓口における相 談受付件数(年間延べ件数)	7,681件	7,700件

※活動指標の目標値は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(計画期間:令和5年度～令和9年度)を踏まえ、令和9年度までの指標を設定している。なお、毎年度、計画の進行管理をする中で、令和10年度以降、指標の再設定等について検討を行うこととする。

第4章 具体的な施策の展開

本章では、第3章で定めた計画体系に基づき、各基本目標に紐づく基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。また、基本施策ごとに SDGs のゴールを示します。

<凡例> 64 ページ以降に掲載している取組一覧では、次のように整理しています。

・統合している三計画にも含まれる事業は、事業・取組名欄に下記マークを示しています。

 子どもの権利に関する推進計画

 子どもの貧困の解消に向けた対策計画

 ひとり親家庭等自立促進計画

・札幌市のまちづくりの計画体系で最上位の計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンで「目指すべき都市像」の実現を目指す中期実施計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」掲載事業については、事業・取組名欄にアクションプラン2023における事業区分を示しています。

<新規>…アクションプラン2023より新たに実施となった事業

<レバ>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023から取組を強化・拡充した事業

<継続>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023において取組内容に変化なく、継続して実施している事業

※以下下線表記の部分については、検討段階のものとなります。

・アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業や、アクションプラン2023掲載事業で令和7年度(2025年度)以降に取組を強化・拡充する事業について、以下の様に示しています。

【新規】…アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業

【レバ】…アクションプラン2023掲載事業で、令和7年度(2025年度)以降に取組を強化、拡充、または再構築する事業

・計画内において担当局の表記に局の略称を用いており、正式名称は以下のとおりです。

総) 総務局	政) まちづくり政策局	市) 市民文化局	ス) スポーツ局
保) 保健福祉局	子) 子ども未来局	経) 経済観光局	環) 環境局
建) 建設局	都) 都市局	交) 交通局	水) 水道局
教) 教育委員会			

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

子どもの権利を大切にする「こどもまんなか社会」に向けては、子ども自身が子どもの権利を理解し実践するとともに、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人が、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え行動していくことが必要です。そのために、子どもの保護者など子どもと関わりのある大人だけでなく、子どもと関わりのない大人も含む広く市民に認識が広がるよう、様々な工夫や働きかけを行い、地域や学校等とも連携しながら重層的・継続的に効果的な広報に取り組んでいきます。

併せて、子ども自身の子どもの権利の普及と理解の向上のため、子どもの年齢や発達に応じた取組をはじめ、学校等とも連携した上で、出前講座や子どもの主体的な参加と子ども同士が支え合う活動等を通じて子どもが自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めていきます。

そして、子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要です。その実現に向けた一施策として、「さっぽろ子ども未来基金」を創設し、子どもの健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整え、本計画の基本理念の達成を目指します。

更に、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びを含めた生活の場であり、子どもの健全な育成に資するよう、子どもの安心・安全を確保するための地域ぐるみの活動や環境づくりを推進していきます。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、子どもの状況に応じた多様な学びを支える環境の充実を図り、子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

加えて、子ども・若者同士や地域等との交流、社会参加のきっかけづくりを行うほか、子ども・若者の多様な学びの機会を提供するとともに、子ども・若者が安心して過ごすことができる地域と居場所づくりを進めることで、周囲の大人が子どもを見守り、困難な状況にある子どもに気づき、支援へつなげられる体制づくりを促進します。

その上で、いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速かつ適切な救済が求められることから、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の効果的な広報に取り組むとともに、子どもが安心して気軽に相談できる体制づくりを官民相談機関と連携を図りながら進めます。

更に、誰もが互いにその能力や個性を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、全ての子ども・若者が自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、それぞれの違い等について理解を深め、互いに尊重し合う意識の向上に取り組めます。

<SDGs>



■全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業 権	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子)子ども育成部
広く市民に向けた広報啓発 権	子どもとの関わりの有無によらず、子どもの権利について触れ、学ぶことができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人の意識向上 権	学校や幼稚園・保育所、児童会館などの子どもと関わる大人を対象に、子どもの権利に関する解説資料等の配布や出前講座等により意識を向上し、子どもを取り巻く課題への気づきや支援、相談体制の充実につなげていきます。	子)子ども育成部
保護者等へ向けた普及啓発 権	子どもの年齢に応じ、様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所、学校等との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

■子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実 権	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子)子ども育成部
小・中学生向けパンフレットの活用 権	子ども同士の支え合い(ピア・サポート ⁴¹)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	子)子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施 権	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発 権	乳幼児や小学校低学年でも、子どもの権利に触れ、親しめるよう、子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 権	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教)学校教育部
「人間尊重の教育」推進事業 ＜継続＞ 権	「人間尊重の教育」フォーラムや「さっぽろっ子サミット」の開催などを通して、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	教)学校教育部

■子どもを受け止め、育む環境づくり

＜主な事業・取組＞

ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業(青少年育成委員会) 権 ひ	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や、地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子)子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 権 ひ	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子)子ども育成部
<u>次世代の活動の担い手育成事業</u> <u>(レベ)</u> (基本目標1－基本施策2にも掲載) 権	<u>次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。</u>	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 (基本目標1－基本施策2にも掲載) 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業 ＜継続＞ (基本目標2－基本施策1にも掲載) ひ	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子)子育て支援部
子どものくらし支援コーディネート事業 ＜レベ＞ (基本目標3－基本施策2にも掲載) 権 貧 ひ	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂、認可外保育施設などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子)子ども育成部

公園造成事業 ＜継続＞	みどりを保全・創出し、都市の魅力を高めるほか、幸福感のある日常生活を市民に提供するため、環境保全やコミュニティ形成、レクリエーションなどの多様な機能を有する公園を整備します。	建) みどりの推進部
地域に応じた身近な公園整備事業 ＜継続＞	良好な都市環境を維持・創造するため、人口の集中により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地等への新規公園整備や狭小公園の拡張を進めます。	建) みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業 ＜継続＞	公園に対する地域ニーズの変化や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、老朽化した身近な公園を再整備します。	建) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業 ＜継続＞	誰もが公園を安全に安心して利用できるよう、老朽化した公園施設の更新や部分的な機能再編、バリアフリー化等を実施します。	建) みどりの推進部
公園トイレユニバーサルデザイン ⁴² 化事業 ＜継続＞	市民のほか、国内外からの観光客等の多様なニーズに配慮し、より多くの人が公園を快適に利用できるようにするため、主要公園等にあるトイレのユニバーサルデザイン化を進めます。	建) みどりの推進部
安全・安心な道路環境の整備事業 ＜継続＞	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、子どもの移動経路の安全確保に向けた取組を実施します。	建) 土木部
安全教育の充実 [権]	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教) 学校教育部
登下校時の安全管理 ＜継続＞ [権]	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教) 学校教育部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅(東雁来団地)の入居者を募集します。	都) 市街地整備部
災害時における子どもの居場所づくりに向けた児童会館等の活用推進	児童会館等を有効活用し、子どもたちが災害時でも安心して過ごすことのできる居場所づくり・環境整備に努めます。	子) 子ども育成部
<u>さっぽろ子ども未来基金事業</u> [新規]	<u>子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための新たな基金を創設し、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種事業に活用します。</u>	子) 子ども育成部

イ 子どもの安心と学びのための環境づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 <レベ> (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 <継続> (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ⁴³ など民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ> (基本目標1－基本施策5、基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ> (基本目標1－基本施策5、基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
公立夜間中学運営事業 権 貧	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの間」を提供する公立夜間中学(星友館中学校)の運営を行います。	教)学校教育部
特別支援教育地域相談推進事業 <レベ> 権 貧	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。	教)学校教育部

ウ 子ども・若者の居場所づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌まなびのサポート事業 <レベ> 権 貧	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保)総務部
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 権 貧	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。	市)市民生活部
子どもの居場所づくり支援事業 <レベ> 権 貧	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。	子)子ども育成部
こどもホスピスづくり活動支援事業 <新規> 権	病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所「こどもホスピス」の早期設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホスピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援します。	子)子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 権	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業 (基本目標2－基本施策3にも掲載) 権	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や、若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部

■子どもの権利侵害から子どもを守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1－基本施策5にも掲載) 権 貧	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談 権 貧	多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、無料通信アプリ「LINE」を活用して相談に対応します。	子)子どもの権利救済事務局
子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター) 権 貧	子どもに関する問題が複雑化、多様化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図るため、官民相談機関相互のスムーズな連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。	子)子どもの権利救済事務局

子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター) [権][貧]	幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもアシストセンターの周知を図るとともに、子どもたちのお互いの権利を尊重する意識や保護者等の子どもの思いを受け止める意識の向上を図ります。	子)子どもの権利救済事務局
DV ⁴⁴ 対策推進事業 ＜継続＞ [権]	配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。 また、若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市)男女共同参画室

■子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け男女共同参画啓発事業 [権]	性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布するなど、子どもたちが男女共同参画の理念を理解できるよう普及・啓発を実施します。	市)男女共同参画室
民族・人権教育の推進 (基本目標2－基本施策2にも掲載) [権]	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進 [権]	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教)学校教育部
心のバリアフリーガイドの配布 ＜継続＞ (基本目標1－基本施策4にも掲載) [権]	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保)障がい保健福祉部
アイヌ伝統文化振興事業 ＜継続＞ [権]	市民向けのイベント・講座・体験プログラムの実施などにより、アイヌ伝統文化の保存、伝承、振興を図るとともに、アイヌ民族に関する理解を促進します。	市)市民生活部
多文化共生推進事業 ＜レベ＞ [権]	国籍にかかわらず誰もが安全安心に暮らせる共生社会の実現に向け、各種支援を通じて外国人市民の孤立防止と暮らしの不安解消を図るとともに、日本人も含めた市民全体の異文化理解を促進します。	総)国際部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 [権]	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、子どもの権利のパンフレット等を活用しながら、互いに理解し、尊重し合う心を醸成します。	子)子ども育成部

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

権利条例では、「市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるもの」と定めています。子ども・若者のニーズを的確に捉えるためだけではなく、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、子どもの意見表明や市政への参加を促進します。

また、子ども・若者は遊びや体験活動を通じて、心身の発達や様々なスキルの獲得がなされ、社会の中で生きていく力となり、生涯に渡る幸せに繋がっていきます。そのため、全てのライフステージにおいて、家庭の経済状況に関わらず、子ども・若者の年齢や発達の状況に応じた様々な体験ができ、子ども・若者が一人一人異なる長所を伸ばしていけるよう取り組みます。

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験機会を提供します。また、子どもの読書活動の普及啓発や、食育などを通じ基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

<SDGs>



■子どもの意見表明の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会 [権]	子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子)子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ [権]	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの交流・参加の促進 [権]	他都市の子どもたちとまちづくりに関して意見交換を行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容を広報することで広く地域等での子どもの参加や意見表明の取組を促進します。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 [レバ] (基本目標1－基本施策1にも掲載) [権]	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室

市政やまちづくりへの 子どもの参加・意見反 映 (基本目標1－基本施策1にも掲載) 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキ ズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策 や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意 見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取 組を進めます。	子)子ども育成部
---	--	----------

■子どもの参加の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委 員会の拡充(わたしたち の児童会館づくり事業) 権	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に 主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの 仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進と ともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みま す。	子)子ども育成部
子ども関連施設における 子どもの参加の促進 権	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子 どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの 交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事 例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子)子ども育成部
地域における子どもの参 加の促進 権	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集 約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供 と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの 参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わり を通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や 悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげて いきます。	子)子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまち づくり活動推進事業 <継続> 権	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役 のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり 活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくり の楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、 「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校 へ配布します。	市)市民自治推進 室
少年団体活動促進事業 <継続> 権 貧	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、 様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参 加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を 育成します。	子)子ども育成部
まちづくり・ライフデザイ ンに関する意識の向上 <レベ> (基本目標2－基本施策1にも掲載) 権	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを 目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案 をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児 等に関する情報の普及などライフデザインに関する意 識向上に向けた取組を推進します。	政)政策企画部
環境教育推進事業 <レベ>	札幌市環境教育・環境学習基本方針に基づき、子ども たちが環境について理解と認識を深めるとともに、自 ら考え、判断・行動するよう働き掛けるため、様々な環 境教育事業を実施します。	環)環境都市推進 部

■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども学習農園の活用	「さとらんど」に整備した「子ども学習農園」を活用し、小学生等の子どもたちへの農業体験の機会を提供します。	経)農政部
野外教育総合推進事業 <レベ> 権 貧	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者に関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	教)生涯学習部
子どもの体験活動の場 推進事業 <レベ> 権 貧	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子)子ども育成部
札幌市水道記念館	体験型の展示や隣接する藻岩浄水場の見学ツアー、水に関する様々なイベントにより、水道の仕組みや自然を楽しみながら学ぶ機会を提供します。	水)総務部
プレーパーク推進事業 <レベ> 権 貧	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、規制を極力排除した公園等において地域住民等が開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子)子ども育成部
こども劇場 権	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子)子ども育成部
ウインタースポーツ普及 振興事業 <レベ> 貧	札幌市の特徴であるウインタースポーツを生涯にわたって親しめるよう、子どもたちへのウインタースポーツを始めるきっかけづくりと学習環境の充実を図るとともに、市民へのウインタースポーツの観戦文化の醸成を図ります。	ス)スポーツ部
アスリート発掘・育成・活用事業 <レベ>	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートを育成し、運動部活動やスポーツイベントへのアスリートの派遣による地域スポーツ活動の振興及び地域の活性化を図ります。	ス)スポーツ部
地域学校協働活動推進事業 <レベ> 権 貧	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	教)生涯学習部
ミニさっぽろ (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部
子どもの職業体験事業 <新規> (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部

ものづくり企業人手不足 対策事業 ＜レベ＞ (基本目標2－基本施策2にも掲載)	若年層に対してものづくり体験や職業体験イベントの開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経)産業振興部
子どもの文化芸術体験 事業 ＜継続＞ 〔貧〕	市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	市)文化部
札幌国際芸術祭(SIAF スクール) ＜レベ＞ 〔貧〕	札幌国際芸術祭(SIAF)の普及・啓発事業の一環として、子どもから大人まで幅広く参加でき、発見・体験・学びの場となる各種プログラムを会期前から展開します。	市)文化部
障がい者向け文化芸術 体験事業 〔レベ〕	障がいのある方の文化活動への参加を支援するため、障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコンサート等のイベントを行います。	市)文化部
(仮称)札幌自然史博物館 整備推進事業 ＜継続＞	博物館活動センターにおいて資料の収集と保存、調査研究、普及交流・展示を実施することで、博物館に必要な機能の充実を図りながら、札幌の自然史についての市民の興味・関心を高めるとともに、(仮称)札幌自然史博物館整備に向けて必要な調査検討を実施します。	市)文化部
さっぽろ親子絵本ふれあい 事業 ＜継続＞	絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもち、乳幼児が絵本にふれるきっかけを作ることを目的に、4か月児健康診査での絵本の配布と、家庭での読み聞かせに関する情報提供を行います。	子)子育て支援部
読書チャレンジ・子どもの 読書活動推進事業 ＜継続＞	子どもが読書の楽しさ、大切さを知る機会をつくるため、子どもの発達段階に応じたイベント等を開催し、子どもの読書活動の普及啓発とともに、学びのきっかけや文化等の体験機会を充実させます。	教)中央図書館
「(仮称)こども本の森」 開設準備事業 〔新規〕	子どもの自主的な読書活動の推進と未来を担う人材の育成のため、建築家の安藤忠雄氏が北海道大学に建築・寄附する子ども向け図書施設「(仮称)こども本の森」の運営に参画します。	教)中央図書館
健康寿命延伸のための 食育推進事業 ＜レベ＞	市民に対して、健康寿命の延伸につながる野菜摂取量(1日350g 以上)等の普及啓発を企業や団体等と連携して取り組みます。	保)ウェルネス推進部
学校給食を活用した地 産地消や家庭と連携した 食育推進事業 ＜継続＞ 〔権〕	健康寿命の延伸、SDGs の観点から、学校での環境教育を取り入れた食育を実施します。併せて、家庭・地域への普及、啓発を行います。	教)生涯学習部

■子ども・若者が活躍できる機会づくり

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
他都市との連携・交流 〔権〕	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子)子ども育成部

少年少女国際交流事業 ＜継続＞ 権	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い少年少女の育成を図るため、姉妹都市（ノボシビルスク市・大田広域市）やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子)子ども育成部
<u>IT人材確保育成事業</u> レベ	<u>IT人材の確保育成、定着促進を目的として、新卒・中途・外国人採用に係る支援や、若年層向けプログラミング体験イベント等を実施します。</u>	経)経済戦略推進部
<u>パシフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)事業</u> レベ	<u>世界の才能ある若者に最高水準の音楽教育を提供し、次世代を担う音楽家を輩出するとともに、市民に世界一流の演奏会等を提供し札幌市の文化芸術を振興するため、国際教育音楽祭の開催を中心とした事業を実施します。</u>	市)文化部
帰国・外国人児童生徒教育支援事業 ＜レベ＞ 権 貧	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。	教)学校教育部

コラム② ミニさっぽろの取組について

＜ミニさっぽろとは＞

ミニさっぽろは、小学3・4年生の子どもたちが仮想のまち「ミニさっぽろ市」の市民となり、職業体験や消費体験を行う体験型イベントであり、参加した子どもたちが働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに市民自治についての意識を高めることを目的として、平成18年(2006年)から開始しました。

＜ミニさっぽろの概要＞(令和6年10月現在)

主 催	ミニさっぽろ実行委員会 (札幌市、札幌市民憲章推進会議、(公財)さっぽろ青少年女性活動協会、(一財)札幌産業流通振興協会、札幌商工会議所、(公社)札幌市子ども会育成連合会)
開 催 時 期	毎年9月下旬～10月上旬(二日間)
対 象 者	さっぽろ連携中枢都市圏の小学3・4年生3,000人(各日1,500人)
会 場	アクセスサッポロ(札幌流通総合会館)
協 力 企 業	約70社(職業体験ブースの出展や協賛など)

<ミニさっぽろの特徴>

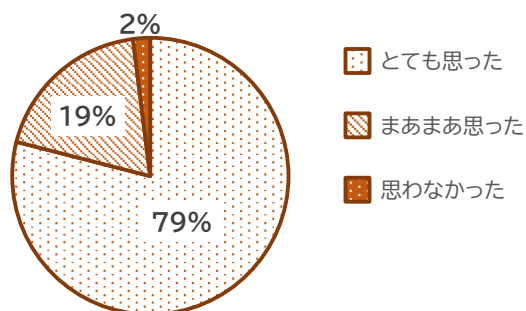
子どもたちは、ミニさっぽろ市民として好きな仕事を選び、働いて給料をもらい、消費や納税を体験します。ミニさっぽろ市には、消防署などの公共機関から飲食店、販売店など様々な会社やお店があり、ミニさっぽろに協力いただく企業は、実際の機材などを会場へ持ち込み、子どもたちへリアルな職業体験の機会を提供しています。



<ミニさっぽろ参加者アンケート> ※回答より一部抜粋

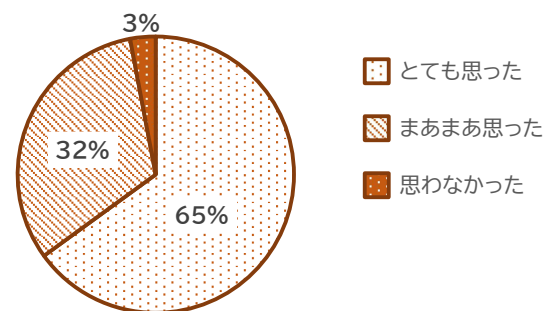
ミニさっぽろに参加した子どもたちの仕事のひとつとして、参加者へのアンケート調査を実施しました。令和5年度(2023年度)のアンケート調査では、186名の子どもたちから回答を得ることができました。

Q.札幌市はチャレンジできるまちだと思った？



Q. ミニさっぽろを体験して

「地域のまちづくり活動」に参加したいと思った？



<ミニさっぽろとこどもまんなか社会>

令和5年(2023年)5月、こども家庭庁は、子どもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向け、企業、個人、自治体に応援サポーターとなってもらう取組をスタートしました。これを受けて札幌市では、令和5年(2023年)9月30日に実施したミニさっぽろにて、ミニさっぽろにご協力いただいた皆様とともに「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。



ミニさっぽろは、子どもたちへ社会の仕組みを学ぶ体験機会を提供するため、かねてから職業体験プログラムの企画から実施に至るまで協賛・出展企業の皆様の協力を得て実現しているイベントです。今後も「こどもまんなか社会」を目指す取組として実施していきます。

基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、重大な子どもの権利侵害であり、子どもの心身に深い傷を負わせ、児童虐待を受けた時点のみに限らず、子どもが若者、大人に成長した後においても様々な生きづらさに繋がる可能性があることから、どのような背景や思想信条があっても、決して許されるものではありません。また、虐待の加害者となる子育て当事者も、自身の被虐待体験やその他様々な困難が背景にある場合が多いという現状から、困難な状況の中にある子育て当事者を社会全体で支え、その子どもに虐待が連鎖しないよう取り組む必要があります。

そのためには、児童相談所のみならず、区役所、学校、保育所・認定こども園・幼稚園等、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要です。その中でも、地域の拠点である区役所内の保健センターを、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として位置付け、区要保護児童対策地域協議会⁴⁵の運営等を含め、引き続き機能強化や連携強化に取り組みます。

また、社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される環境を整えるため、里親支援センターの設置など、里親等への委託推進に向けた取組を充実させるとともに、児童養護施設の小規模化や、地域小規模児童養護施設⁴⁶等の整備を着実に進めます。更に、社会的養護を必要とする子どもの声を聞き、その意見を尊重することで、子どもの権利保障や支援の質の向上を高める取組を行います。加えて、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、社会的養護自立支援拠点の設置など、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

一方で、ヤングケアラーの問題は、家事や家族の世話といったケアの日常化により学業や友人関係等に支障が出るなど、重大な子どもの権利侵害であるにも関わらず、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいのが現状です。そのため、児童に関わる地域の大人や関係機関の連携を強化する中で、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して、必要な支援につなげる取組や、問題解決に向け世帯全体を支援する取組が求められます。

<SDGs>



■児童相談体制の強化

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。	子)児童相談所

こども家庭センターの機能の強化 権 貧 ひ	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	子) 児童相談所・子育て支援部
心理職による相談支援体制の強化 権	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	子) 子育て支援部
子ども安心ネットワーク強化事業 <レベ> 権 貧	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営します。また、児童家庭支援センターや関係機関と連携しながら相談体制を強化し、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
<u>児童相談体制強化事業</u> <u>[レベ]</u> 権 貧	<u>第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、(仮称)第二児童相談所の開設の効果検証を踏まえて新たな体制強化をメインとした第4次プランを策定します。</u>	子) 児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 <継続> 権	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
要保護児童対策地域協議会 権 貧	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。	子) 児童相談所
(仮称)第二児童相談所整備事業 <レベ> 権 貧	現在の1所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できるよう、また、一時保護が必要な子どもを確実に受入れ、適切に支援することができるよう体制整備を図ります。	子) 児童相談所
認可外保育施設への啓発	定例の立入調査における、施設での虐待防止の取組の確認や「虐待防止」をテーマとした研修を通し、虐待防止に係る施設の役割を周知します。 また、相談先や関係機関と連携方法などについて情報提供を行います。	子) 子育て支援部
DV 対策普及啓発	児童虐待対応の観点から踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員など DV 対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	市) 男女共同参画室
民生委員・児童委員活動の支援 権 貧	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保) 総務部

■社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護体制整備事業 <継続> [貧]	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	子)児童相談所
社会的養護自立支援事業 [レベ] [権][貧]	<u>児童養護施設への入所や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も個々の状況に応じて、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。</u>	子)児童相談所
里親制度促進事業 [レベ] [権][貧]	<u>里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的にを行います。</u>	子)児童相談所
子育て短期支援事業 [貧][ひ]	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	子)児童相談所
子育て世帯訪問支援事業 [貧]	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子)児童相談所
児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や職業訓練校等に入学・入校した場合に入学に要する経費を支給します。	子)児童相談所
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金 [貧]	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で大学などに入学するため、措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費等に年間60万円を支給します。	子)児童相談所
児童養護施設職員研修事業 [権]	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子)児童相談所
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。	子)児童相談所
児童養護施設等体制強化事業 <継続> [貧]	社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用に係る経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。	子)児童相談所
子どもの意見形成・表明支援事業 [新規] [権]	<u>社会的養護を利用している子どもを対象とした意見形成・表明支援を実施することで、子どもの思いを十分に聞き取るとともに、支援者側の子どもの権利擁護への意識を高めます。</u>	子)児童相談所
住宅確保要配慮者居住支援事業 <継続> [貧]	高齢者や低所得者、児童養護施設退所者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートする体制の拡充や住宅確保に向けた支援を実施します	都)市街地整備部

■ヤングケアラーへの支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業) <レベ> 権 貧 ひ	ヤングケアラーに関する相談の専門窓口を設置のうえ、ヤングケアラー本人・家族・親族・支援者などからの相談に幅広く対応し、情報提供や助言、適切な支援機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業) 権 貧 ひ	ヤングケアラー当事者の居場所として、ピア・サポート機能を持つ交流サロンを開催するほか、必要に応じて支援員による相談や情報提供、関係機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業) 権 貧 ひ	紙媒体や SNS、インターネットなどによる普及啓発を行うとともに、市民向けの講座、教職員・周辺支援者向けの理解促進・支援力向上を目的とした研修を実施します。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(訪問支援・他法手続同行支援事業) <レベ> 権 貧 ひ	訪問支援員をヤングケアラーの家庭に派遣のうえ、家事・育児等の支援を行うとともに、不安や悩みを傾聴することによって、ヤングケアラーの負担を軽減します。 また、ケア対象者が障がい福祉サービスなど他のサービス利用につながっていない場合に、手続の援助や同行などの支援を行います。	子)子ども育成部

基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

国においては、ユニバーサル社会⁴⁷の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」(平成30年12月)をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」(平成30年6月)や「読書バリアフリー法」(令和元年6月)、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月)が施行されました。また、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

札幌市においては、そういった背景を受けて、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会を実現するために、様々な心身の特性や考え方を

持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うと定義される「心のバリアフリー」の普及啓発などを重要課題とした「さっぽろ障がい者プラン2024」を策定しました。

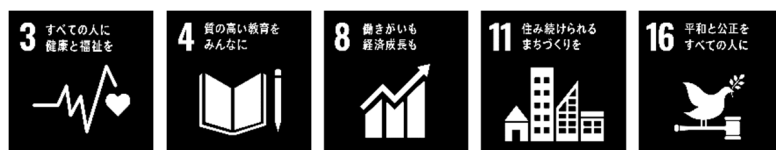
本計画では、「さっぽろ障がい者プラン2024」の理念を踏まえ、社会全体で障がいのある方の理解を促進するとともに、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、関係機関の連携のもと、個々のニーズにきめ細かく対応し、発達や社会参加の支援に向けた施策を展開します。

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために、専門職員が保育所等へ訪問し支援や助言を行うなど、地域における障がい児の支援体制の強化に取り組みます。また、障がいのある方やその家族に対する地域生活の支援の実施や、障がい者雇用を推進します。

また、医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

加えて、幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う子ども・若者に対し、相談支援や医療給付を行います。

<SDGs>



■障がいのある方の理解促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施 <継続>	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	保)障がい保健福祉部

心のバリアフリーガイドの配布 ＜継続＞ (基本目標1－基本施策1にも掲載) 権	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保)障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施 ＜レベ＞	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	保)障がい保健福祉部
親子でユニバーサルを体験する機会の検討	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル(共生)社会を学ぶ機会を検討します。	保)障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発 ＜レベ＞	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	保)障がい保健福祉部
市民向けフォーラムの実施 ＜継続＞	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	保)障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者(家族を含む。)によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	保)障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進 ＜継続＞	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	保)障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	保)障がい保健福祉部
障害者差別解消法の周知啓発＜継続＞	改正障害者差別解消法の周知を目的としたポスター等を作成し、地下鉄駅や市有施設等に掲示して、市民や事業者等への理解を促します。	保)障がい保健福祉部

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	子)児童相談所
地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 <継続> [貧]	発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園(市立幼稚園)において支援の在り方や就学に係る教育相談を行う等の支援体制を充実します。	教)学校教育部
特別支援教育補助事業 <継続>	要支援児を受け入れる私立幼稚園・認定こども園等に対する補助を行います。	子)子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 <レベ> (基本目標1－基本施策4別項目にも掲載)	障がい児を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を保育するための保育士の人件費等、障がい児保育事業に要する経費を補助します。	子)子育て支援部
障がい児保育巡回指導事業	認可保育所等に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	子)子育て支援部
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発達・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介をします。	子)子育て支援部
特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児への関わりや「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園等の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	教)学校教育部
児童発達支援 [貧]	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保)障がい保健福祉部
児童発達支援(医療型) [貧]	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行います。	保)障がい保健福祉部
通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組めます。	教)学校教育部
学びのサポーター活用事業 <レベ>	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	教)学校教育部

「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	教)学校教育部
肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	教)学校教育部
特別支援教育推進事業 【レバ】	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	教)学校教育部
特別支援教育就学奨励費 【貧】	特別支援学級に就学しているお子さまなどがあるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等の学校教育にかかる費用の一部を助成します。	教)学校教育部

■障がいのある子ども・若者へのサービス提供体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等訪問支援 【貧】	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行います。	保)障がい保健福祉部
居宅訪問型児童発達支援 【貧】	外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保)障がい保健福祉部
放課後等デイサービス 【貧】	就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	保)障がい保健福祉部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	子)子ども育成部
障がい児等療育支援事業 【貧】	在宅の障がい児(18歳未満)、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながっておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。	保)障がい保健福祉部
障がい児地域支援マネジメント事業 <継続>	地域に障がい児地域支援マネジャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。	保)障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	保)障がい保健福祉部

子ども発達支援総合センター(ちくたく)での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	保)障がい保健福祉部
子どもの心の診療ネットワーク事業 ＜継続＞	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行います。	保)障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業 ＜レベ＞	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	保)障がい保健福祉部
重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充 ＜レベ＞	重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	保)障がい保健福祉部
障がい福祉施設等施設整備費補助事業 ＜継続＞	障がいのある方が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、障がいのある方を受け入れる施設の新築整備や老朽化対策を行う法人に対して、整備費の一部を補助します。	保)障がい保健福祉部
障がい者相談支援事業 ＜レベ＞ [貧]	障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。	保)障がい保健福祉部
障がい者就労支援推進事業 ＜継続＞ [貧]	障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労に係る相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。	保)障がい保健福祉部

■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
医療的ケア児等の支援体制構築事業 ＜継続＞	医療的ケア児及び重症心身障がい児(以下「医療的ケア児等」)支援者養成研修の実施をします。また、医療的ケア児等を受け入れる支援機関をサポートするため、医師等の巡回等による助言・指導実施します。	保)障がい保健福祉部
医療的ケア児への支援体制推進事業 ＜継続＞	市立学校に在籍する医療的ケア児の安心安全な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置し、適切な支援を受けられる体制を整備します。	教)学校教育部
医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業 ＜新規＞	医療的ケア児等を宿泊にて短期入所で受入れる体制を維持・改善するため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数に応じて補助します。	保)障がい保健福祉部

医療的ケア児保育推進事業 ＜レベ＞	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証し、私立も含めた札幌市全体での医療的ケア児の受入体制を整備します。	子)子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 ＜レベ＞ (基本目標1－基本施策4別項目にも掲載)	医療的ケアが必要な児童を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を受け入れるための看護師の人件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費を補助します。	子)子育て支援部
児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制確保事業 ＜継続＞	児童クラブの利用を希望する医療的ケア児が安心安全に児童クラブを利用できるようにするため、必要な全ての児童会館に看護師を配置します。	子)子ども育成部
医療的ケア児レスパイト事業 ＜新規＞	常時の医療的ケアを必要とする児童の家族が、休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供します。	保)障がい保健福祉部

■慢性疾患・難病の子ども・若者への支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ＜レベ＞ [貧]	幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。	保)保健所
小児慢性特定疾病医療費支給 [貧]	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。	保)保健所

基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、子どもの心身及びその後の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」を平成25年(2013年)に制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

札幌市では、「いじめ防止対策推進法」及び権利条例、及び令和3年(2021年)に発生した深刻ないじめの重大事態の調査報告書における提言を踏まえ、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を令和6年(2024年)4月に改定しました。

本計画では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の理念を踏まえつつ、いじめに直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとした周囲の大人への相談体制の充実や、研修等を通じた対応力の向上に取り組めます。

また、国は、「自殺対策基本法」(平成18年制定、平成28年一部改正)及び「自殺総合対策大綱」(平成19年策定、平成29年・令和4年見直し)により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

札幌市においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として「札幌市自殺総合対策行動計画2024」を策定しています。本計画では、「札幌市自殺総合対策行動計画2024」の理念を踏まえつつ、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者の自殺対策に取り組めます。

更に、札幌市では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の趣旨を踏まえた「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、犯罪を誘発する機会を減らすための取組や犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進しています。また、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定しています。

本計画では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」及び「札幌市再犯防止推進計画」の理念を踏まえつつ、子ども・若者を犯罪から守る取組や犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を推進していきます。

<SDGs>



■子どもをいじめから守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
いじめ防止対策事業 <レベ> 権	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ> (基本目標1－基本施策1、基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ> (基本目標1－基本施策1、基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
教職員への啓発・資質の向上 権	教職経験に応じた研修や専門研修等において、いじめの未然防止や組織的対応に係る研修を実施し、教員一人一人の実践的指導力の向上を図ります。	教)学校教育部
子どもに向けた子どもの権利の理解促進 権	子ども自身が子どもの権利について考え、理解を深めることで、子ども同士がお互いを思いやり尊重し、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく生きる権利の保障を進めます。	子)子ども育成部
組織横断的ないじめ対策への取組 権	子ども支援を担当する部局間、子どもが育ち学ぶ施設間で連携し、札幌市全体でいじめ防止対策を進めます。	子)子ども育成部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1－基本施策1にも掲載) 権 貧	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局

■子ども・若者の命を守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
自殺予防事業 権	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、自殺殺関連行動やいじめ等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教)学校教育部
小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レベ> 権	市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。	保)障がい保健福祉部

教職員等への研修 [権] [貧]	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能・対応力を向上させるために、研修等の一層の充実を図ります。	教)学校教育部
ホームページやSNS等による普及啓発 <継続> [権]	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保)障がい保健福祉部
思春期特定相談事業 (基本目標2－基本施策2にも掲載) [権] [貧]	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■子ども・若者を犯罪から守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪被害者等支援事業 <レベ>	犯罪被害者等が犯罪(身体的被害)により被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図るため、支援金の支給のほか、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成します。	市)地域振興部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 <継続> [権]	通勤や通学などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者登録制度の推進や、身の危険を感じて助けを求める子どもを保護する「子ども110番の家」等の取組を行う団体に対する支援などを行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部
<u>安全で安心な公共空間整備促進事業</u> [レベ]	<u>犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。</u>	市)地域振興部
薬物乱用防止教室の活用	薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけることができるよう専門家を派遣して、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の拡充を図ります。	教)学校教育部
少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動) [権]	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子)子ども育成部
市営住宅の単身入居対象者の拡大 [貧]	単身向け市営住宅への入居要件に、「児童相談所における自立の支援等が行われていた方」を追加し、該当者が単身向け市営住宅に応募することができるようにします。	都)市街地整備部
再犯防止推進事業	「札幌市再犯防止推進計画」に基づき、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進します。	市)地域振興部

基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策

本項目については、「第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を統合することから、第5章で詳細を掲載します。

<SDGs>



基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

子どもの誕生前から幼児期までは、愛着形成など子どもの将来にわたる成長や人格形成の基礎を培うための最も重要な時期です。そのため、子育て当事者の「子育て」を支えるだけでなく、「子どもの育ち」の質にも目を向け、子育て当事者を取り巻く状況を含め、子どもの置かれた環境に配慮して施策に取り組む必要があります。

そのためには、妊娠前から、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、周産期医療体制⁴⁸の確保が必要です。また、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診や新生児マススクリーニング検査の拡充に取り組めます。更に、妊娠期から出産後まで、予期せぬ妊娠など多様なニーズに対応するための各種伴走型支援を着実に実施します。

また、幼児期の教育・保育は、乳幼児期における他者との関りや基本的な生きる力の獲得につながる重要なものであることから、今後の保育ニーズを見据えつつ、幼児教育・保育の強化を図るため、質の向上へと政策の重点をシフトし、幼稚園や保育所等において、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図る取組を進めます。

そのために、子どもが安心できる幼児教育・保育を提供できるよう、研修機会の充実や指導監査等を通して、教育・保育の質の向上に資する取組を進めるとともに、保育人材の確保施策を強化し、就業継続の支援や潜在保育士の復職支援、保育人材のイメージアップを図ることで人材確保を促進します。

加えて、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ円滑に接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者がより一層の連携をするほか、多様な保育ニーズに対応するため、休日保育、延長保育、一時預かりを着実に実施するとともに、病気の子どもを預かる施設の更なる増設に取り組めます。更に、子育て当事者の身近な地域において、相談や情報発信の取組を推進します。

<SDGs>



■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

<主な事業・取組>

ア 妊娠・出産の正しい知識の普及と相談体制の強化

事業・取組名	事業内容	担当部
思春期ヘルスケア事業 権	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります	子)子育て支援部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	子)子育て支援部
不妊治療等支援事業	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。また妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	子)子育て支援部
不妊治療費助成事業 <新規>	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成します。	子)子育て支援部
エイズ・性感染症予防対策事業 (レベ)	エイズ等のまん延を防止するため、予防啓発事業や検査相談業務を行い、早期発見にてエイズ発症の防止対策を強化します。また HIV 感染者・エイズ患者に対する差別偏見の解消のため啓発を行います。加えて、土曜検査で梅毒検査付随実施を開始します。	保)保健所
まちづくり・ライフデザインに関する意識の向上 <レベ> (基本目標1－基本施策2にも掲載) 権	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児等に関する情報の普及などライフデザインに関する意識向上に向けた取組を推進します。	政)政策企画部

イ 周産期医療体制の確保と医療・母子保健等関係者の連携

事業・取組名	事業内容	担当部
産婦人科救急コーディネート事業 <継続>	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保)ウェルネス推進部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 <レベ> (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権 貧	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部

ウ 新生児マススクリーニング、乳幼児健診等の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
新生児マススクリーニング事業	新生児の先天性の病気などを早期発見・早期治療することで障がいの原因となる病気の発症を未然に防止します。	保)衛生研究所
乳幼児健康診査 権 貧	出産後から就学前までの児に対する切れ目のない健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	子)子育て支援部
赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業 <継続> 貧	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	子)子育て支援部
乳幼児健康診査における栄養指導 貧	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。	保)ウェルネス推進部
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業 <継続>	1歳～ 2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保)保健所
3歳児健診視覚検査事業 <新規> 貧	屈折検査機器の導入及び検査体制の整備し、3歳児健康診査で弱視スクリーニングの検査を行います。	子)子育て支援部

エ 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施<レベ> (基本目標3ー基本施策11にも掲載) 貧	妊娠であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠しているごどもの人数×5万円を支給します。妊婦や配偶者などへの面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた伴走型相談支援を行います。	子)子育て支援部
妊婦一般健康診査 貧	安全な出産のため、妊婦健康審査14回分の費用を一部助成します。	子)子育て支援部
妊婦支援相談事業 <レベ> 権 貧	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	子)子育て支援部
妊婦訪問事業 <レベ> 権 貧	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	子)子育て支援部
産後ケア事業 <レベ> 権 貧	支援を必要とする産婦に対し、産後ケア事業実施施設において心身の休養の機会を提供するとともに助産師等による育児に関する助言指導等を行います。	子)子育て支援部
産後ママの健康サポート事業 <新規> 貧	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査の費用を助成し、必要な支援につなげます。	子)子育て支援部

母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業) 権 貧	全ての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	子)子育て支援部
産後のメンタルヘルス支援対策 <レベ> 権 貧	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	子)子育て支援部
歯科口腔保健推進事業 <継続> 貧	歯と口の健康について、歯科専門職が地域での健康相談や電話相談に対応するとともに、妊産婦や乳幼児に対して無料の歯科健診や歯科保健指導を行います。また、健康格差の縮小を目的にフッ化物応用の普及促進に取り組み、歯科保健対策を推進します。	保)ウェルネス推進部
未熟児養育医療給付 貧	未熟児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
結核児童療育給付 貧	結核児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
自立支援医療(育成医療) 貧	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行います。	子)子育て支援部
サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	保)障がい保健福祉部
助産施設における助産の実施 貧	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子)子育て支援部
助産施設運営費補助事業 <継続>	施設の安定した運営のため、助産施設の運営費のうち、国の措置費で不足する部分の一部を補助します。	子)子育て支援部
妊娠 SOS 相談事業 【レベ】 権 貧	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	子)子育て支援部
困難を抱える女性への相談体制強化事業 【新規】 (基本目標3－基本施策4にも掲載) 貧 ひ	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。	子)子育て支援部
困難を抱える若年女性支援事業 <継続> (基本目標2－基本施策3にも掲載) 権 貧	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
(仮称)南区複合庁舎整備事業 <新規> (基本目標3－基本施策2にも掲載)	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市)地域振興部

■子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障

<主な事業・取組>

ア 保育人材の確保強化及び教育・保育の質の更なる向上

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業 <レベ>	潜在保育士等の復職や求職者と事業者のマッチング支援等を行う「保育人材支援センターさぽ笑み」の運営、合同施設説明会・面接会や高校生保育職場体験の実施などにより保育人材の確保支援を行います。	子)子育て支援部
保育人材確保緊急対策事業 <レベ> [貧]	一定期間勤続した保育士等への一時金給付や施設に対する各種補助事業などにより保育人材の確保を図ります。	子)子育て支援部
私立保育所等補助事業 <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対する様々な補助を行います。	子)子育て支援部
保育施設設備等導入補助事業 [レベ]	私立認可保育施設等において、保育システム等の導入に必要な費用、冷房設備の新規設置費用を補助します。	子)子育て支援部
私立保育所等整備補助事業 <継続> [貧][ひ]	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子)子育て支援部
私学助成(幼稚園等) <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立幼稚園・認定こども園に対し様々な補助を行います。	子)子育て支援部
公立保育所冷房設備設置事業 <新規>	熱中症リスクの高い子どもの熱中症事故防止のため、冷房設備が完備されていない公立保育所に冷房設備を新規設置します。	子)子育て支援部
認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。 また、届出制の対象外施設ではあるが、任意で運営状況報告書を提出している店舗内託児施設に対しても児童福祉の観点から巡回指導を実施します。	子)子育て支援部
教育・保育の質の向上(研修実施等) [貧]	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、保育所等の職員を対象とした研修を実施します。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子)子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、家庭的保育者等研修を年1回実施します。	子)子育て支援部
幼児教育を支える人材の育成に向けた研修の充実	大学等と連携し、幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高める研修を実施するほか、教職員の経験に応じた研修を実施します。 また、幼児教育施設や小学校等のニーズに応じて市立幼稚園教諭が訪問し、園・校内研修の協力をします。	教)学校教育部

幼児教育の充実に向けた市立幼稚園等における実践研究の推進	社会情勢の変化や今日的課題に対応した実践研究を市立幼稚園等が行い、その成果を市内幼児教育施設や保護者、市民と共有することで、子どもたちが質の高い教育を受けることができるようにします。	教)学校教育部
幼保小連携・接続の推進 貧	主体的な遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から小学校以降の教育活動へ円滑に接続し、子どもたちが自己を発揮しながら学びに向かうことができるように、幼保小連携・接続の取組を一層推進していきます。	教)学校教育部

イ 多様な保育サービスの拡充

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業 ＜継続＞ 貧 ひ	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子)子育て支援部
休日保育事業 貧 ひ	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所等における日曜・祝日の保育を実施します。	子)子育て支援部
夜間保育事業 貧 ひ	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	子)子育て支援部
一時預かり事業 ＜継続＞ 貧 ひ	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園に対し、一時預かり事業の実施に必要な経費の補助を行います。	子)子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 貧 ひ	市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。	教)学校教育部
病児・病後児保育事業 【レベ】 貧 ひ	子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、医療機関に併設・付設した施設で一時的に預かります。また、利用者の利便性向上のため、ネット予約サービスを導入します。	子)子育て支援部
こども誰でも通園制度事業 【新規】 (基本目標3－基本施策2にも掲載)	全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	子)子育て支援部

ウ 子育て当事者の身近な場を通じた支援の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) 〈継続〉 (基本目標3－基本施策2にも掲載) [貧][ひ]	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子)子育て支援部
子育て情報発信事業 〈継続〉 (基本目標3－基本施策2にも掲載) [貧][ひ]	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支援 〈継続〉 (基本目標3－基本施策2にも掲載) [貧]	区保育・子育て支援センター(ちあふる)では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業 〈継続〉 (基本目標1－基本施策1にも掲載) [ひ]	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子)子育て支援部
子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業 〈継続〉 (基本目標3－基本施策2にも掲載) [貧]	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子)子育て支援部
こそだてインフォメーション [貧]	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に活用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	子)子育て支援部
利用者支援事業 [貧]	子育て家庭の身近な場所に「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な支援・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談対応、助言を対面及び訪問で実施します。併せて地域や関係機関とのネットワークづくりを行います。 また「地域子育て相談機関」については、他の事業を勘案しながら、実施について検討します。	子)子育て支援部
保育ニーズコーディネート事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子)子育て支援部

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

学童期は、子どもにとって、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や社会性を育む重要な時期です。そういった中、学校は子どもにとって単に学ぶだけの場ではなく、子どもが、安全に安心して過ごしつつ、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つと言えます。

札幌市においては、令和6年度からの10年間の札幌市の教育における基本理念や目指すべき方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、「第2期札幌市教育振興基本計画」を策定しています。その中で、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人⁴⁹」の実現に向け、社会の変化に対応した教育環境を充実しつつ、一人一人が自他の良さや可能性を認め合える学びを推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを支援し、生涯にわたり学び続けられる場や機会を拡充するという方向性を示しています。

本計画においては、「第2期札幌市教育振興基本計画」を踏まえ、義務教育や高等学校教育に関し、子どもたちが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の推進に向け取り組みます。

また、子どもの健全な育成のためには、子どもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要です。札幌市では、小規模特認校⁵⁰を除く全ての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきました。しかし、近年の就労世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増大し過密化していることから、児童会館の狭隘解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていきます。また、全ての子どもを対象に、児童・父母がともに参加できる各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施します。

加えて、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に取り組むことに加え、子ども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、消費者教育の推進を図ります。また、様々な仕事・ロールモデル⁵¹に触れる機会、社会人との交流の場などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、職業体験の取組を推進します。

一方で、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮し、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターにおける支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備を行い、不登校などの未然防止、早期発見のために、教育相談支援体制の充実に取り組みます。また、不登校児童の受け皿となっているフリースクールなどの民間施設に対する支援を行います。

<SDGs>



■子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 [貧]	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	教)学校教育部
課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。	教)学校教育部
子どもの体力・運動能力向上事業 <継続>	子どもの体力・運動能力を向上させるために、各校において「健やかな体」育成プログラムを作成し、主に運動が苦手(嫌い)な子どもや運動機会が少ない子どもを対象とした取組の一層の充実を図ります。	教)学校教育部
冬季における子どもの運動機会増進事業 <新規>	冬季における運動機会の確保及び増進のため、子どもたちに対してスポーツや身体を動かすことの楽しさを体感できる機会を提供します。	ス)スポーツ部
算数学び「beyond」プロジェクト事業 <レベ>	課題探究的な学習の充実の一環として、算数を窓口にして学びのその先を考えたモデルをつくり、札幌市全体で子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学びを実現していくことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	教)学校教育部
外国語指導助手(ALT)活用事業 [レベ]	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るために、市立小・中・高等学校などに派遣する外国語指導助手(ALT)を効果的に配置します。	教)学校教育部
進路探究学習オリエンテーリング事業 <継続> [貧]	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教)学校教育部
札幌らしさを生かした学習活動の推進	【雪】【環境】【読書】の中核をなす3つのテーマについて、全ての園・学校が札幌の素晴らしい自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や生涯にわたり学び・向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動を教育課程に位置付け、知・徳・体の調和のとれた学びを推進します。	教)学校教育部
民族・人権教育の推進 (基本目標1ー基本施策1にも掲載) [権]	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
コミュニティ・スクール推進事業 <レベ>	家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度の導入を推進します。	教)学校教育部
観察実験アシスタント配置事業 <継続>	国の理科教育設備整備費等補助金の交付を受け、小学校に、学生、退職教員等の外部人材を観察実験アシスタントとして配置し、小学校の理科授業における観察、実験の充実を図ります。	教)学校教育部

部活動における外部人材の活用事業 ＜レベ＞	部活動を単独で運営可能な部活動指導員の派遣等、専門的外部人材の活用により、部活動の更なる充実及び運営効率化を図るとともに、部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討を進めます。	教)学校教育部
高校改革支援事業 ＜レベ＞	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	教)学校教育部
高等学校定時制課程教科用図書給与事業 貧 富	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。	教)学校教育部
札幌市特別奨学金の支給＜継続＞ (基本目標3－基本施策1にも掲載) 貧 富	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	子)子育て支援部
札幌市奨学金支給事業＜レベ＞ (基本目標2－基本施策3にも掲載) 貧 富	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教)学校教育部
学校図書館活用促進事業 ＜レベ＞	学校司書を配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。	教)学校教育部
私学助成(学校等) ＜レベ＞	私立学校教育の振興を図るため、私立の小中学校・高等学校に対して、教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子)子ども育成部

■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
ミニ児童会館整備事業 ＜レベ＞	ミニ児童会館がより安全で心地よい居場所となるよう、学校の余裕教室等をミニ児童会館に改修し、狭隘な状況の解消を図ります。	子)子ども育成部
児童会館整備事業 ＜継続＞ 貧	既存児童会館の更新や、1校区1児童会館整備を進めるため、小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備等を行います。	子)子ども育成部
民間児童育成会への支援事業 ＜継続＞ 貧 富	児童の健全育成に関して、保護者の多様なニーズに応えるため、留守家庭児童対策の一つとして、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき登録した民間児童育成会に対し、助成金を交付し運営を支援します。	子)子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業 貧	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	子)子ども育成部

放課後児童クラブの質の確保	札幌市児童福祉法施行条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むとともに、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	子)子ども育成部
放課後子ども教室運営事業 貧 困	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。	子)子ども育成部
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 ＜レベ＞ (基本目標3－基本施策3にも掲載)	放課後児童クラブを利用する共働き世帯等に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子)子ども育成部

■小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業＜レベ＞ (基本目標2－基本施策1にも掲載) 権 貧	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部
児童精神科医療体制拡充事業 ＜新規＞	児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置します。	保)障がい保健福祉部
思春期特定相談事業 (基本目標1－基本施策5にも掲載) 権 貧	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
消費者行政活性化事業費 ＜継続＞ (基本目標3－基本施策2にも掲載)	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市)市民生活部
ものづくり企業人手不足対策事業 ＜レベ＞ (基本目標1－基本施策2にも掲載)	若年層に対してものづくり体験や職業体験イベントの開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経)産業振興部
ミニさっぽろ (基本目標2－基本施策2にも掲載) 権	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部

子どもの職業体験事業 ＜新規＞ （基本目標1－基本施策2にも掲載） 権 貧	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部
コンテンツ産業振興事業 ＜レベ＞	若年層に向け、ゲーム開発に必要な職種への理解を促し、業界への就職を促進することを目的に、小～高校生を対象としたプログラミング講座や3DCGの制作体験を実施します。	経)産業振興部
GIGA スクール構想推進事業 ＜継続＞	GIGA スクール構想にて整備した1人1台タブレット端末を活用した効果的な授業展開のため、ICT ⁵² 機器や教材の整備を推進します。	教)学校支援担当部

■不登校の子どもへの支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 ＜レベ＞ （基本目標1－基本施策5にも掲載） 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
思春期特定相談事業 （基本目標1－基本施策5にも掲載） 権 貧	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部
子どもの学びの環境づくり補助事業＜継続＞ （基本目標1－基本施策1にも掲載） 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 ＜レベ＞ （基本目標1－基本施策1、基本目標1－基本施策5にも掲載） 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 （基本目標1－基本施策1にも掲載） 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 ＜レベ＞ （基本目標1－基本施策1、基本目標1－基本施策5にも掲載） 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 ＜新規＞ 権 貧	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進めます。	教)学校教育部

基本施策3 青年期における環境の充実

青年期は、成人期へ移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自身の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期であるため、青年期の若者が自らの適性等を理解した上で、就職や進学などの選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や相談支援に取り組みます。多様な価値観や考え方を尊重することを大前提とした上で、自身の選択として結婚や子育てを希望する若者等に対して、出会いの機会の支援や、住居確保に関する支援を行います。

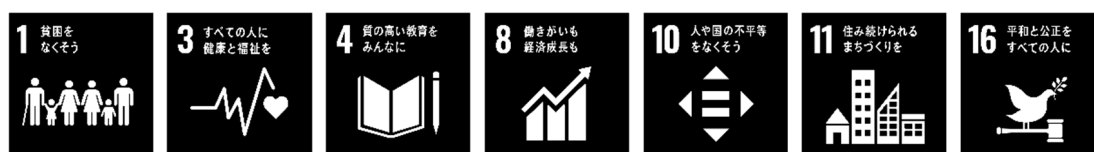
若者が家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援に取り組みます。また、大学を起点とした多様な主体との連携を促進するとともに、人口減少等の地域課題解決に向けた取組を推進します。

また、変わりゆく社会経済情勢に的確に対応しながら、札幌経済を持続的に発展させていくために、産業振興の方向性を示す「第2次札幌市産業振興ビジョン」を策定しています。同ビジョンでは、産業振興の目的を「雇用の場の確保・創出」及び「企業・就業者の収入増加」とし、持続可能な経営基盤と新しい活力を創出していくために、札幌経済を支える中小企業への支援や、人材の確保と育成の推進などについて示しています。

本計画においては、「第2次札幌市産業振興ビジョン」を踏まえ、主に若者・子育て当事者に関わる就労支援や、経済的基盤の安定に向けた奨学金返還の支援などに取り組みます。

加えて、若者の社会的自立を総合的に支援するため、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、学童期・思春期から高等学校卒業期、更には、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進します。また、相談相手や社会とのつながり、及び居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、今後の相談支援の在り方について検討していきます。加えて、複合的な困難を抱えながらも支援に繋がりにくい若年女性に対して、アウトリーチ型の支援を行い、将来的な自立に繋がるよう取り組みます。

<SDGs>



■高等教育の修学支援、高等教育の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市奨学金支給事業 <レベ> (基本目標2－基本施策2にも掲載) 貧 ひ	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教)学校教育部
公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免) 貧	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。	政)政策企画部
大学連携強化推進事業 <新規>	大学が有する高度な知見や若者が集積するという特性を活用するため、大学を起点とした多様な主体との連携を促進するとともに、人口減少等の地域課題解決に向けた取組を推進します。	政)公民・広域連携推進室

■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 <レベ> (基本目標3－基本施策3にも掲載) 貧 ひ	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 (基本目標3－基本施策3にも掲載) ひ	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市)男女共同参画室
女性起業家の育成事業 (基本目標3－基本施策3にも掲載) ひ	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市)男女共同参画室
<u>働き方改革・人材確保支援事業</u> <u>【レベ】</u> (基本目標3－基本施策3にも掲載)	<u>企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。</u>	経)経営支援・雇用労働担当部
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業 <継続> (基本目標3－基本施策3にも掲載) ひ	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市)男女共同参画室

ワークトライアル事業 <レベ> [貧]	新卒未就職者及び概ね50歳以下の求職者又は非正規社員等がさっぽろ圏内企業へ正社員等として就職できるように支援するための座学研修や職場実習等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
奨学金返還支援事業 <レベ> [貧]	学生時代に貸与型奨学金を利用した方が、札幌市が認定する企業等へ就職し、さっぽろ圏内に居住した場合、就職後2～4年目に、年間最大18万円を3年間(最大54万円)支援します。	経)経営支援・雇用労働担当部
就業サポートセンター等事業<レベ> [貧][ひ]	就業サポートセンター・あいワークにて、再就職を目指す方等を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部

■結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
若者出会い創出事業 <新規>	AI を備えた会員専用システムや相談員による伴走支援などのオンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」の運営を通して、結婚を希望する若者等を支援します。	子)子ども育成部
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇 [貧][ひ]	市営住宅の募集時にひとり親・多子・多家族・若者夫婦世帯等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	都)市街地整備部
目指すべき将来の姿・子育て等の魅力の発信 [レベ]	札幌の目指すべき将来の姿の共有や子育て等のイメージアップを図るため、人口減少対策によって実現する目指すべき将来の姿を特に若者が具体的にイメージできるよう情報発信していくとともに、子どもや子育ての良さ・喜びを幅広い世代で共有、共感できるような取組を推進します。	政)政策企画部

■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設運営管理事業 (基本目標1ー基本施策1にも掲載) [権]	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援事業) [貧]	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(社会体験機会創出事業) [貧]	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。	子)子ども育成部

若者支援施設運営管理事業(中学校卒業等進路支援事業) [貧]	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子)子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 <継続> [権][貧]	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(若者の交流促進事業)	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に 15歳から 34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(若者の社会参画促進)	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から 34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	子)子ども育成部
市立大通高等学校における支援の充実 [貧]	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。	教)学校教育部
ひきこもり対策推進事業 <レベ> [貧]	「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族への訪問支援・居場所機能を持つ支援拠点などを設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	保)障がい保健福祉部
困難を抱える若年女性支援事業 <継続> (基本目標2ー基本施策1にも掲載) [権][貧]	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 [権][貧]	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。	子)子ども育成部

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化など、子育て当事者をめぐる環境は変化している中で、祖父母や近隣の知人から、子育てに関する支援や協力を得ることが難しい状況にある子育て当事者が増加しています。そのため、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、健康でゆとりのある中で子どもに向き合えるようにすることは、子育て当事者だけではなく、子ども・若者にとっても重要となります。

保育所等に係る費用や医療費の負担軽減といった経済的支援の充実は、札幌市の調査においても充実が望まれる項目であり、子育て当事者の日常生活に直結するものです。札幌市においては、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、令和6年度(2024年度)より世帯の2人目以降の認可保育所等における保育料を一律に無償化とし、また、子ども医療費についても高校3年生までの通院・入院にかかる医療費の一部助成を段階的に拡充していくなど、札幌市独自の経済的支援のメニューに加え、各種手当の給付などを着実にを行い、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。

<SDGs>



<主な事業・取組>

■日常生活に関する費用の負担軽減

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成 <レベ> 	高校3年生までのお子さんの通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保)保険医療部
産前産後期間の国民健康保険料軽減制度 	国民健康保険被保険者が出産した際、出産した方の国民健康保険料について、単胎出産の場合は4か月相当分、多胎出産の場合は6か月相当分減額します。	保)保険医療部
未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 	未就学児(小学校入学前の方)の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。	保)保険医療部
市営交通における同伴幼児の無料制度	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき幼児4人まで乗車料金を無料とします。	交)事業管理部

■各種手当の確実な支給

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦のための支援給付 及び伴走型相談支援の 一体的実施 <レベ> (基本目標2－基本施策11にも掲載) [貧]	妊娠であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。妊婦や配偶者などへの面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた伴走型相談支援を行います。	子)子育て支援部
児童手当の支給 [貧][ひ]	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している方に手当を支給します。	子)子育て支援部
児童扶養手当の支給 [貧][ひ]	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子)子育て支援部
特別児童扶養手当 [貧][ひ]	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいをもつ児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 支給額:1級(重度) 月額55,350円、2級(中度) 月額36,860円(令和6年4月1日現在)。	保)障がい保健福祉部
障害児福祉手当 [貧]	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 支給額:月額15,690円(令和6年4月1日現在)。	保)障がい保健福祉部

■保育所等にかかる費用の負担軽減

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
第2子以降の保育料無償化事業 <レベ> [貧]	認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度から世帯年収や兄弟姉妹との年齢差に関わらず無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
実費徴収に係る補足給付事業 <継続> [貧]	生活保護受給世帯等に対し、保育所に支払う教材費等の費用や、幼稚園に支払う副食費について、実費徴収額の一部を補助します。	子)子育て支援部
認可外保育施設等利用給付事業 [貧][ひ]	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います(給付額上限あり)。	子)子育て支援部

学校にかかる費用の支援

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市特別奨学金の支給<継続> (基本目標2-基本施策2にも掲載) 貧 困	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子)子育て支援部
就学援助 貧 困	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教)学校教育部
義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業 <継続> 貧	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教)学校教育部
札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業<継続> 貧 困	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	教)学校教育部
災害遺児手当及び入学等支度資金 貧 困	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った(重度障がいとなった場合を含む。)義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。	子)子育て支援部

就労の安定や自立に向けた支援

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等の利用調整 貧 困	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	子)子育て支援部
生活保護 貧	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	保)総務部
就労支援相談員 貧	①生活保護を受給している方に係る職業相談及び公共職業安定所への同行 ②求人情報の収集及び提供 ③生活保護実施機関職員に対する雇用制度の活用等についての技術的助言	保)総務部
就労ボランティア体験事業 <レベ> 貧	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護を受給している方又は生活に困窮されている方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を形成するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	保)総務部

生活困窮者自立支援事業 ＜レベ＞ 	生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口(生活就労支援センターステップ)を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNSの活用や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。	保)総務部
生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) 	離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	保)総務部
ホームレス自立支援事業 ＜レベ＞ 	ホームレス相談支援センターJOIN において、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。	保)総務部

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長を保障するため、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含め、全ての子どもと子育て当事者を対象として、虐待予防の観点も踏まえ、ニーズに応じた子育て支援を推進します。

札幌市のニーズ調査においても、子育てに関し「楽しさ」より「大変さ」の方が多いと答える人が一定数いるという現状を受け止め、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換が出来る場である「子育てサロン」の取組を継続し、加えて、そういった地域の交流の場に参加できない子育て当事者へのアプローチ方法についても検討していきます。また、子育て支援情報の効果的な情報発信の取組を進めます。

<SDGs>



<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) 〈継続〉 (基本目標2ー基本施策1にも掲載) [貧][ひ]	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子)子育て支援部
子育て情報発信事業 〈継続〉 (基本目標2ー基本施策1にも掲載) [貧][ひ]	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支援 〈継続〉 (基本目標2ー基本施策1にも掲載) [貧]	区保育・子育て支援センター(ちあふる)では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	子)子育て支援部
子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業 〈継続〉 (基本目標2ー基本施策1にも掲載) [貧]	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子)子育て支援部

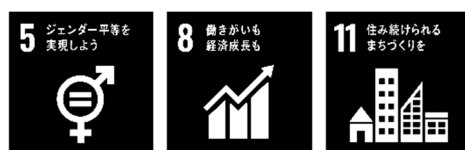
子どものくらし支援コーディネート事業 ＜レベ＞ (基本目標3－基本施策2にも掲載) 権貧ひ	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂、認可外保育施設などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子)子ども育成部
家庭教育支援の充実 ＜継続＞ 貧	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教)生涯学習部
幼児期における家庭教育支援の充実 貧	市立幼稚園等において、地域の幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教)学校教育部
消費者行政活性化事業費 ＜継続＞ (基本目標2－基本施策2にも掲載)	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市)市民生活部
(仮称)南区複合庁舎整備事業 ＜新規＞ (基本目標2－基本施策1にも掲載)	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市)地域振興部
<u>こども誰でも通園制度事業</u> <u>【新規】</u> (基本目標2－基本施策1にも掲載)	<u>全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。</u>	子)子育て支援部

基本施策3 共働き、共育ての推進

ニーズ調査の結果、母親が就労している割合は増加しており、父親の育児休業取得率も増加傾向にあります。また、父親も母親も子育ての担い手であると答えた割合も増加しており、共働きや共育てが進んでいます。その一方で、子どもと過ごす時間は母親の方が多いという結果からも、父親の主体的な子育てを後押しする取組を推進します。

また、働きたい人が働くことを諦めることのないよう、仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた企業への働きかけなどを進めます。

<SDGs>



<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
父親による子育て推進事業 ＜継続＞	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるような父子同室講座の実施や情報発信等を行います。	子)子育て支援部
育児休業等取得助成事業＜レベ＞ 	子育てしている方が仕事と子育てを両立できるよう、企業に対し、育児休業取得者が生じた際の助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	子)子ども育成部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ＜レベ＞ (基本目標2－基本施策3にも掲載)  	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経)経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 (基本目標2－基本施策3にも掲載) 	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市)男女共同参画室
女性起業家の育成事業 (基本目標2－基本施策3にも掲載) 	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市)男女共同参画室
ワーキング・マタニティスクール 	働きながらの出産や育児について、妊娠中に具体的なイメージができるよう、就労しながらの子育てに関する教室を行います。	子)子育て支援部
<u>働き方改革・人材確保支援事業</u>  (基本目標2－基本施策3にも掲載)	<u>企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。</u>	経)経営支援・雇用労働担当部

男女がともに活躍できる環境づくり応援事業 ＜継続＞ (基本目標2－基本施策3にも掲載) ひ	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市)男女共同参画室
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 ＜レベ＞ (基本目標2－基本施策2にも掲載)	放課後児童クラブを利用する共働き世帯等に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子)子ども育成部

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

本項目については、「第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合することから、第6章で詳細を掲載します。

<SDGs>



<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ひとり親家庭の保育所の優先入所 ☐	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	子)子育て支援部
母子・婦人相談員による相談対応 貧 ☐	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。	子)子育て支援部
<u>困難を抱える女性への相談体制強化事業</u> 【新規】 (基本目標2－基本施策1にも掲載) 貧 ☐	<u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。</u>	子)子育て支援部
ひとり親家庭支援センター運営事業 貧 ☐	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業 貧 ☐	ひとり親家庭等が急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	子)子育て支援部
母子生活支援施設の運営 貧 ☐	母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援します。また、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。	子)子育て支援部
母子生活支援施設改築費補助事業 ☐	老朽化が進む民間の母子生活支援施設の改築費を補助するため、補助金を支給します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 <継続> 貧 ☐	ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	子)子育て支援部

母子・父子福祉団体への支援 □	公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている、母子・父子団体の会員拡大への支援を行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭自立支援給付金事業 <継続> 貧 □	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度 貧 □	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。	子)子育て支援部
養育費及び親子交流(面会交流)の相談・啓発 貧 □	区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流(面会交流)に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流(面会交流)に関する相談も実施します。また、養育費の確保や親子交流(面会交流)に関する広報・啓発活動を推進します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等養育費確保支援事業 <レベ> 貧 □	ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。更に、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置 貧 □	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成 貧 □	ひとり親家庭の20歳未満のお子さんの通院・入院と、母親または父親の通院(生計維持者が住民税非課税の場合の母親または父親に限る)・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保)保険医療部
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 貧 □	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 貧 □	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	子)子育て支援部
関係機関との情報連携の推進 □	北海道労働局やハローワーク等の行政機関や民間の支援団体等との情報連携を行います。	子)子育て支援部

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画

札幌市では、様々な要因により困難を抱えている子どもとその家庭を支援するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画として、平成30年(2018年)3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」、令和6年(2024年)3月に「第2次札幌市子どもの貧困対策計画(計画期間:令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))」を策定し、子どもの貧困対策の推進に取り組んできました。

この間、第1章でも述べたとおり、こども基本法やこども大綱が定められ、市町村は「市町村こども計画」の策定に努めることとされましたが、この場合、子どもの貧困対策計画も一体のものとして作成することができるとされています。

令和6年(2024年)9月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、解消すべき「子どもの貧困」が具体化されるとともに、法律及び市町村計画の題名がそれぞれ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と変更されました。

このたび、「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を市町村こども計画に位置付けて策定するにあたり、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」の計画期間を令和11年度(2029年度)までに延長のうえ、第5章「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」として統合し、貧困や格差の解消を図るという共通の方針の下で、子ども・子育て施策全般を総合的かつ一体的に推進していきます。

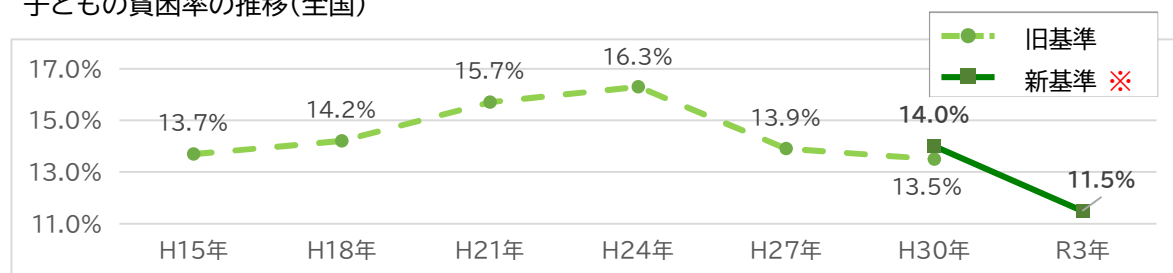
1 現状と課題

(1) 子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査により算出される子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得⁵³が貧困線⁵⁴に満たない子どもの割合とされています。

令和3年(2021年)の全国の子どもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人の子どもが、平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。

図5-1 子どもの貧困率の推移(全国)



※ 2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から、更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出している。

出典元：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

(2) 札幌市の子どもの生活の実態

札幌市では令和3年(2021年)に、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

この調査では、家庭の暮らし向きや子どもの教育・生活の状況などの調査結果を、5つの所得階層別に集計・把握しています。

<この調査における所得階層区分>

令和元年(2019年)国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられた貧困線を基準として、5つの所得階層区分を独自に設定

所得階層区分	貧困線に対する所得の倍率
低所得層Ⅰ	1.0 倍未満
低所得層Ⅱ	1.0 倍以上 1.4 倍未満
中間所得層Ⅰ	1.4 倍以上 1.8 倍未満
中間所得層Ⅱ	1.8 倍以上 2.5 倍未満
上位所得層	2.5 倍以上

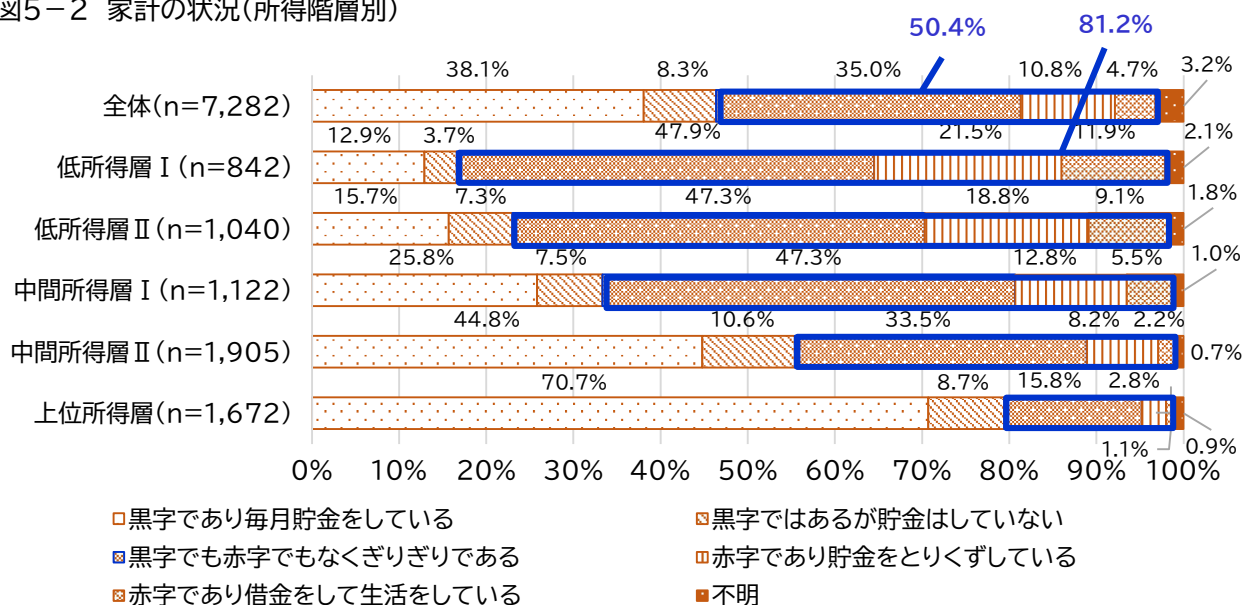
※参考 可処分所得の目安

所得階層区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯
低所得層Ⅰ	180 万円未満	220 万円未満	254 万円未満
低所得層Ⅱ	180～252万円未満	220～308万円未満	254～356万円未満
中間所得層Ⅰ	252～324万円未満	308～396万円未満	356～457万円未満
中間所得層Ⅱ	324～450万円未満	396～550万円未満	457～635万円未満
上位所得層	450 万円以上	550 万円以上	635 万円以上

■家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくギリギリ」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体では50.4%だったのに対し、低所得層Ⅰでは 81.2%と厳しい状況がうかがえます。

図5-2 家計の状況(所得階層別)

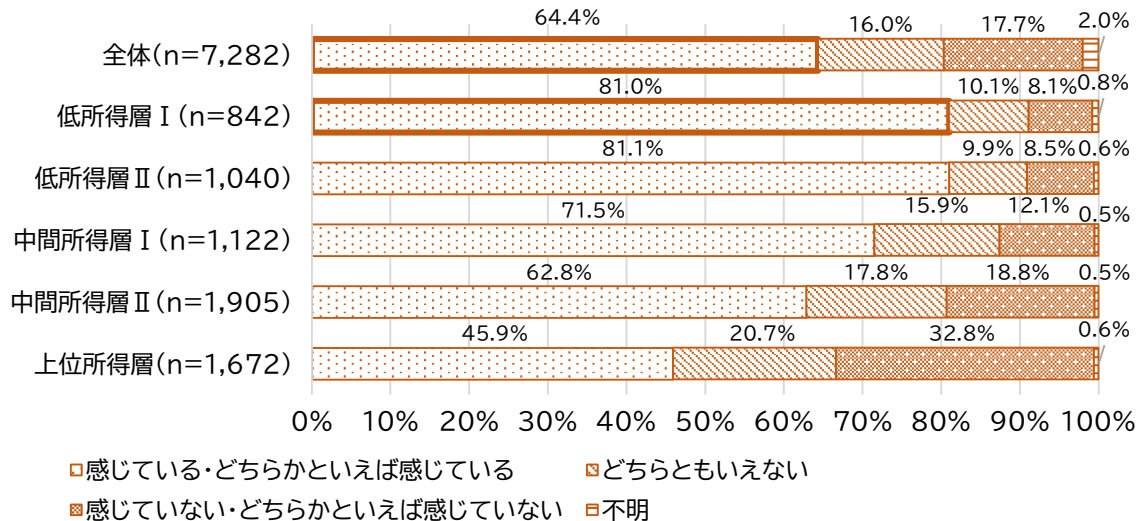


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■今後の生活への不安

今後の生活(経済面・子育てなど)への不安について、「感じている・どちらかといえば感じている」保護者の割合は、世帯全体では64.4%だったのに対し、低所得層Ⅰでは81.0%と高くなっています。

図5-3 「今後の生活に不安を感じているか(所得階層別)」

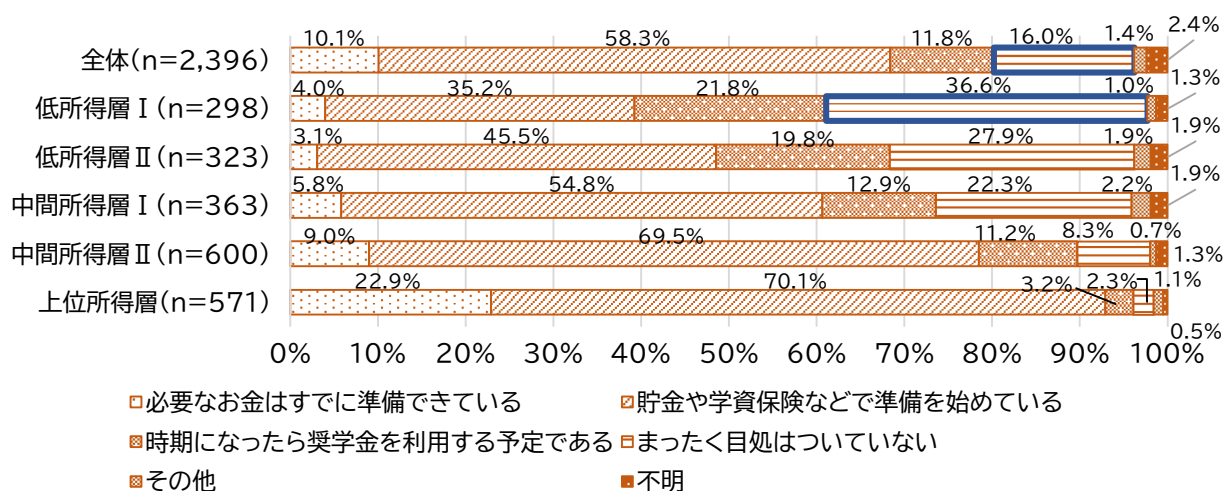


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■進学のための資金

小5、中2の子どもの「教育を受けさせる(進学させる)ためのお金の準備」について、「まったく目処はついていない」保護者の割合は、世帯全体では16.0%だったのに対し、低所得層Ⅰでは36.6%と高くなっています。

図5-4 教育を受けさせるためのお金の準備(所得階層別)

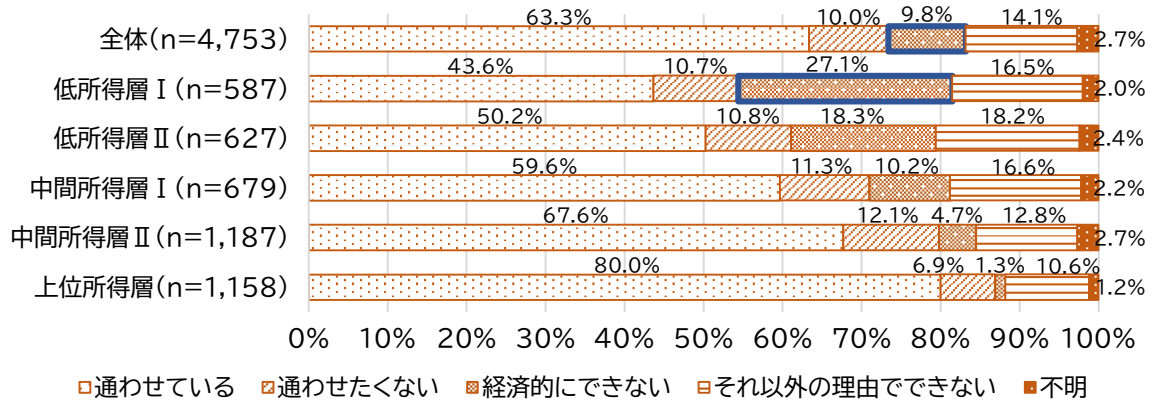


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■習い事の状況

子どもの習い事について、「経済的に通わせることができない」保護者の割合は、世帯全体では9.8%だったのに対し、低所得層Ⅰでは27.1%と高くなっています。

図5-5 「子どもを習い事に通わせているか(所得階層別)」



出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■子どもの生活と体験・経験

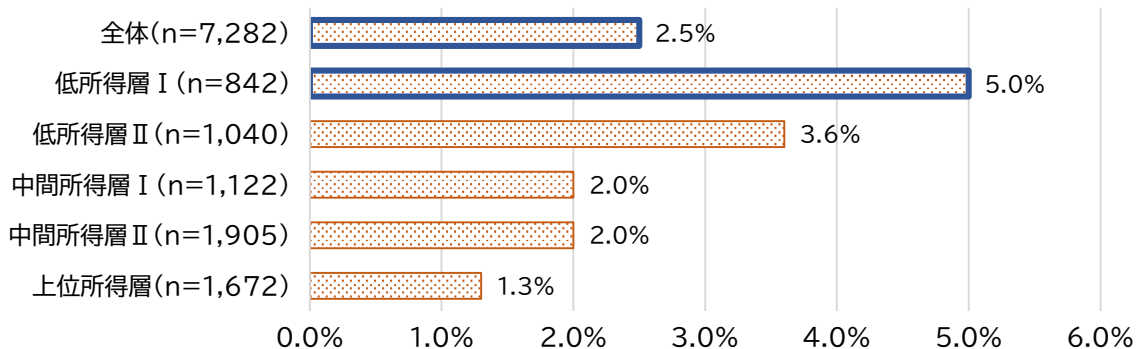
《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 基本的な生活習慣が身についていなかったり、家庭生活の中で学ぶべき一般常識を教えられてきていない子どもがいる。
- ・ 経済的困窮状態にある世帯には、貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない子どもが多い。
- ・ 自分の家族とは違う大人との触れ合い、家庭ではできない体験ができる機会、居場所があることが重要。

■保護者が子ども・子育ての悩み等を相談する相手（相談相手がいない割合）

子ども・子育ての悩み等を相談する相手について、「相談する相手はいない」保護者の割合は、世帯全体では2.5%だったのに対し、低所得層Ⅰでは5.0%と高くなっています。

図5-6 子ども・子育ての悩み等を相談する相手がいな割合(所得階層別)



出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■保護者の社会的孤立の状況

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 家族の問題は家族で抱え込もうとする傾向が強く、生活が破綻するぎりぎりまで相談しないケースがある。
- ・ シングルマザーや若年層の母が子育てに問題を抱えていることが多いが、支援を嫌がる方もおり、支援につなげることが難しい場合がある。
- ・ 制度やサービスがわからない、申請の仕方がわからない人に対する、窓口への同行などの寄り添い型の支援が必要である。

■特に配慮を要する世帯と若者

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム等を退所した後の支援が重要である。
- ・ 社会的養護下にある子どもが自立する際の経済的支援の充実が必要である。
- ・ 親やきょうだいの面倒を見ているヤングケアラーの子どもがいる。
- ・ 若年女性の中には大人を信用することができない方もおり、相談に来るように勧めてもなかなか支援につながらない。

令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査の詳細は ↓こちら

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/jittaichousa.html>

(3) 実態調査から見えてきた課題

子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困・困難な状況にある子どもと家庭の課題を次のとおり整理しました。

■ 貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題

実態調査の結果から、所得が低い世帯やひとり親世帯ほど、相談相手がいない割合や、子育てに関わる制度・サービスなどを知らない割合が高いことが確認されています。

また、困っている認識が薄い世帯や相談することに抵抗を感じている世帯、家庭内のデリケートな問題として周囲の関わりを望まない世帯も存在することが指摘されています。

このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、困難を早期に把握して必要な支援につなげる取組や、制度・サービス、相談窓口などの情報を確実に届ける広報の充実を図っていくことが重要となります。

■ 子どもの学びと育ちに関する課題

子どもの進学にかかる資金の準備状況や習い事の受講状況などの教育・体験機会、子ども部屋や専用学習機の保有状況などの学習環境に、所得階層の間の差異が確認されています。

また、身近な場所にモデルとなる大人がおらず将来の展望を描きにくい子どもや、放課後を一人で過ごす子どもも少なくありません。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められています。

■ 子育て家庭の生活に関する課題

実態調査において、家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯は約5割でしたが、最も低い所得階層においては8割を超えていること、更に、令和4年度(2022年度)以降の物価上昇も踏まえると、貧困・困難を抱える世帯の生活は一層厳しさを増しています。

所得の状況は、家計への直接的な影響に加えて、保護者の精神的な余裕を失わせ、子どもに手が回らなくなるなど子育て面にも影響を及ぼすことが指摘されています。

全ての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を生活面からも支えていく必要があります。

■ 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題

社会的養護のもとで育つ子どもが社会に出ていく際には、措置や委託が解除された後も安定した生活を送ることができるよう、継続的な支援が必要です。

ひとり親世帯は、特に家計の状況が苦しい世帯が多く、生活基盤の安定に向けた支援に加えて必要とする情報や支援が確実に届く仕組みが必要となります。

自立に向き合う若者期においては、進学や就労など社会参加に困難を抱える若者や、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーなど、見えにくい困難を抱える若者がいます。こうした困難を抱える若者には、アウトリーチや伴走型の支援が必要です。

このような様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、その要因と状況に寄り添った丁寧な支援が必要となります。

2 計画の推進

(1) 基本目標

子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

本計画では、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱える子どもと家庭の背景には様々な要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えます。また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施します。

これらの取組を推進することによって、子どもが、貧困により権利利益を害され社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

(2) 計画の対象

子どもの貧困の状態にある子ども・若者とその家族

(3) 施策の展開にあたっての共通の視点

■ 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点

困難を抱える子どもと家庭の中には、制度やサービスを知らない、手続きがわからない、積極的な利用を望まない方々もいます。各施策の展開にあたっては、こうした子どもや家庭があることを意識する視点を持ち、個々の状況に寄り添った支援に取り組んでいきます。

■ 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点

子どもの成長は置かれた環境に大きく依存することから、親の妊娠・出産期から家庭内の課題を把握し、支援につなげる必要があります。また、環境が変わる時期に支援が途切れることもあってはなりません。各施策の展開にあたっては、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援をつなげ、社会的自立に移行するまで継続的な視点をもって支援に取り組んでいきます。

■ 子どもが未来を切り拓く力を育む視点

子どもが生まれ育った環境によって、人間関係や学習環境などに不利や制約を受け、将来の自立に困難な影響が生じることを防がなくてはなりません。各施策の展開にあたっては、子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう、育ちと学びの機会を保障するとともに、体験活動の充実など、子どもが未来を切り拓く力を育む視点をもって支援に取り組んでいきます。

■ 子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点

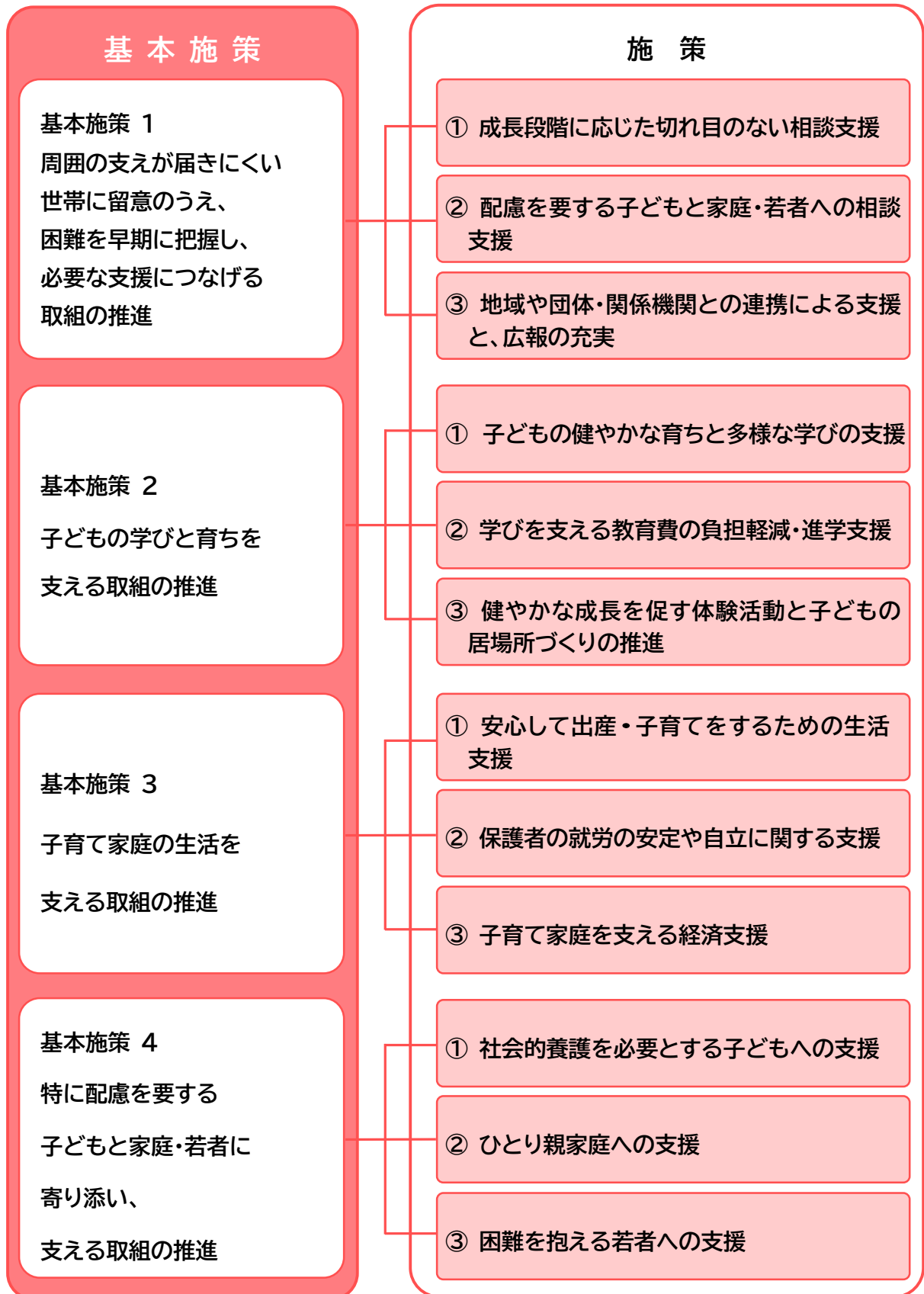
子どもの貧困の状態にある子ども・若者は、疾病、不登校、虐待などの傷つき体験、保護者も、養育力の不足など、様々な背景・要因を抱えている場合が少なくありません。各施策の展開にあたっては、こうした背景と要因に配慮する視点を持ち、多面的な支援に取り組んでいきます。

■ 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進にあたっては、子どもの貧困を家庭のみの責任とすることなく、社会全体で解決する意識を強く持つ必要があります。各施策の展開にあたっては、第一に子どもの視点に立って、行政、学校、地域、民間事業者や団体などが連携し、社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進していきます。

(4) 施策体系

基本目標の実現に向け、1(3)(P122)で整理した課題を踏まえて4つの基本施策を設定し、次の体系に沿って具体的な取組を進めていきます。



(5) 成果指標

基本施策ごとに取組の成果を客観的に把握するため、複数の成果指標を設定します。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% (令和3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% (令和5年3月)	一般世帯の 進学率※
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% (令和3年度)	40.0%
子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進		
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	55.0%
働いているひとり親家庭の親(母子家庭)のうち、正社員・正職員の割合	44.3% (令和3年度)	55.0%
若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援につながった割合	32.6% (令和3年度)	38.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和5年3月:99.1%

3 具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が、各種の支援を受けるためには、まずは制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながる必要があります。

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されています。

子どもの貧困の解消に向けた対策を進めるにあたっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

施策① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立への移行期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。こども家庭センターや学校、相談機関など、子どもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

<主な事業・取組(施策1-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊婦訪問事業	子)子育て支援部	93
2	地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業	教)学校教育部	83
3	スクールソーシャルワーカー活用事業	教)学校教育部	68
4	スクールカウンセラー活用事業	教)学校教育部	68
5	こども家庭センターの機能の強化	子)児童相談所 /子育て支援部	78
6	妊婦支援相談事業	子)子育て支援部	93
7	妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施	子)子育て支援部	93
8	産後のメンタルヘルス支援対策	子)子育て支援部	94
9	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	子)子育て支援部	94
10	区保育・子育て支援センターにおける相談支援	子)子育て支援部	97
11	こそだてインフォメーション	子)子育て支援部	97
12	利用者支援事業	子)子育て支援部	97
13	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	69
14	子どもアシストセンター「LINE」相談	子)子どもの権利救済事務局	69
15	思春期特定相談事業	保)障がい保健福祉部	89
16	民生委員・児童委員活動の支援	保)総務部	78

※以下、本章の複数の施策の推進に資する事業・取組については、重複して掲載しています。

施策② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

経済的に困難な状態にある子ども・若者は、疾病や障がい、不登校、虐待、両親の離婚といった傷つき体験、また保護者も、養育力の不足や、一人で生計維持と家事育児の両方を担うなど、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合が少なくありません。

こうした様々な困難を抱える子どもと家庭・若者に対しては、表出した課題にとどまらず、成育環境へのアプローチなども含め、対象者に寄り添った相談支援の充実に取り組んでいきます。

<主な事業・取組(施策1-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊娠 SOS 相談事業	子)子育て支援部	94
2	子どものくらし支援コーディネート事業	子)子ども育成部	66
3	児童相談体制強化事業	子)児童相談所	78
4	(仮称)第二児童相談所整備事業	子)児童相談所	78
5	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)	子)子ども育成部	80
6	ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業)	子)子ども育成部	80
7	ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業)	子)子ども育成部	80
8	ヤングケアラー支援推進事業 (訪問支援・他法手続同行支援事業)	子)子ども育成部	80
9	生活困窮者自立支援事業	保)総務部	110
10	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	子)児童相談所	77
11	子ども安心ネットワーク強化事業	子)児童相談所	78
12	子育て世帯訪問支援事業	子)児童相談所	79
13	特別支援教育地域相談推進事業	教)学校教育部	68
14	若者支援施設運営管理事業 (困難を有する若者への相談支援事業)	子)子ども育成部	105
15	ひきこもり対策推進事業	保)障がい保健福祉部	106
16	困難を抱える若年女性支援事業	子)子ども育成部	94
17	母子・婦人相談員による相談対応	子)子育て支援部	115
18	障がい者相談支援事業	保)障がい保健福祉部	85
19	障がい児等療育支援事業	保)障がい保健福祉部	84
20	ホームレス自立支援事業	保)総務部	110
21	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子)子育て支援部	94

施策③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

複合的な困難を抱える子どもと家庭・若者への支援にあたっては、地域住民・団体や関係機関との間で、適切な情報共有と連携が行われることが重要です。このため、地域における様々な団体や関係機関とのネットワークの形成と強化、幼保小連携など異年齢期の支援接続の推進に取り組めます。

また、困難を抱えている子どもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい広報の充実に取り組んでいきます。

<主な事業・取組(施策1-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	子)子育て支援部	92
2	幼保小連携・接続の推進	教)学校教育部	96
3	子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	69
4	要保護児童対策地域協議会	子)児童相談所	78
5	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子)子ども育成部	106
6	子育て情報発信事業	子)子育て支援部	111
7	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子)子育て支援部	116
8	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	子)子どもの権利救済事務局	70

基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されています。また、障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいます。

この基本施策では、子ども一人一人が年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

また、全ての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取組を推進していきます。

施策① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

乳幼児期からの健康診査や発達支援の実施などにより、健やかな発育・発達を促すとともに、一人一人の子どもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちの支援を進めていきます。

学習に困難を抱える子どもや不登校の子どもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

<主な事業・取組(施策2-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	3歳児健診視覚検査事業	子)子育て支援部	93
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	保)保健所	86
3	不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業	教)学校教育部	102
4	相談支援パートナー事業	教)学校教育部	68
5	帰国・外国人児童生徒教育支援事業	教)学校教育部	75
6	札幌まなびのサポート事業	保)総務部	69
7	乳幼児健康診査	子)子育て支援部	93
8	乳幼児健康診査における栄養指導	保)ウェルネス推進部	93
9	歯科口腔保健推進事業	保)ウェルネス推進部	94
10	赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業	子)子育て支援部	93
11	未熟児養育医療給付	子)子育て支援部	94
12	結核児童療育給付	子)子育て支援部	94
13	自立支援医療(育成医療)	子)子育て支援部	94
14	児童発達支援	保)障がい保健福祉部	83
15	児童発達支援(医療型)	保)障がい保健福祉部	83
16	放課後等デイサービス	保)障がい保健福祉部	84
17	保育所等訪問支援	保)障がい保健福祉部	84
18	居宅訪問型児童発達支援	保)障がい保健福祉部	84
19	幼児期における家庭教育支援の充実	教)学校教育部	112
20	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	教)学校教育部	99
21	家庭教育支援の充実	教)生涯学習部	112
22	教職員等への研修	教)学校教育部	89
23	子どもの学びの環境づくり補助事業	子)子ども育成部	68
24	市立大通高等学校における支援の充実	教)学校教育部	106
25	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	115
26	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	市)市民生活部	69

施策② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

経済的に困難な状況にある子どもに対して、世帯の収入等に応じ、学校教育にかかる費用の支援を着実に実施します。また、高等学校や大学等への進学に際しては、国や北海道が実施する高等学校等就学支援金や高等教育修学支援新制度と併せて、返済義務のない奨学金などを給付し、進学や技能習得を支援します。

加えて、通学に要する費用の助成などを通じて、子どもの学びを経済面から支えています。

<主な事業・取組(施策2-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	札幌市奨学金支給事業	教)学校教育部	100
2	就学援助	教)学校教育部	109
3	特別支援教育就学奨励費	教)学校教育部	84
4	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業	教)学校教育部	109
5	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教)学校教育部	109
6	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教)学校教育部	100
7	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	100
8	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金	子)児童相談所	79
9	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免)	政)政策企画部	104

施策③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

子どもの頃の体験活動は、自尊感情や自立心、協調性など、社会で生き抜く力を得るための糧となり、人生を豊かにする基盤となります。このため、多様な体験活動や、外遊びに接する機会を持つよう支援し、子どもの健やかな成長を促していきます。

また、子どもが放課後を安心して過ごすことができる児童会館等の整備や、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくとともに、子ども食堂をはじめとする多様な地域の居場所(サードプレイス⁵⁵⁾)づくりへの支援も進めていきます。

<主な事業・取組(施策2-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	子どもの職業体験事業	子)子ども育成部	73
2	地域学校協働活動推進事業	教)生涯学習部	73
3	野外教育総合推進事業	教)生涯学習部	73
4	子どもの居場所づくり支援事業	子)子ども育成部	69
5	札幌まなびのサポート事業	保)総務部	69
6	プレーパーク推進事業	子)子ども育成部	73
7	子どもの体験活動の場推進事業	子)子ども育成部	73
8	少年団体活動促進事業	子)子ども育成部	72
9	進路探究学習オリエンテーリング事業	教)学校教育部	99
10	子どもの文化芸術体験事業	市)文化部	74
11	ウインタースポーツ普及振興事業	ス)スポーツ部	73
12	児童会館整備事業	子)子ども育成部	100
13	民間児童育成会への支援事業	子)子ども育成部	100
14	児童会館・ミニ児童会館事業	子)子ども育成部	100
15	放課後子ども教室運営事業	子)子ども育成部	101
16	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	115
17	札幌国際芸術祭(SIAF スクール)	市)文化部	74

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、全ての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要です。

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

また、国が実施する児童手当の拡充のほか、子ども医療費助成の対象拡大など札幌市独自の子育て家庭への経済的負担軽減策に取り組んでいきます。

施策① 安心して出産・子育てをするための生活支援

全ての子育て家庭と妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期まで、各ステージに応じた支援や負担の軽減を図るとともに、地域における子育て支援の場や機会の充実に取り組みます。

また、保育所等の整備などによる必要な保育の受け皿の確保や、一時預かりなど保護者の状況に応じた多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の生活を支えています。

<主な事業・取組(施策3-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産後ママの健康サポート事業	子)子育て支援部	93
2	産後ケア事業	子)子育て支援部	93
3	病児・病後児保育事業	子)子育て支援部	96
4	保育人材確保緊急対策事業	子)子育て支援部	95
5	妊婦一般健康診査	子)子育て支援部	93
6	助産施設における助産の実施	子)子育て支援部	94
7	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子)子育て支援部	97
8	私立保育所等整備補助事業	子)子育て支援部	95
9	休日保育事業	子)子育て支援部	96
10	夜間保育事業	子)子育て支援部	96
11	延長保育事業	子)子育て支援部	96
12	一時預かり事業	子)子育て支援部	96
13	保育所等の利用調整	子)子育て支援部	109
14	市立幼稚園預かり保育事業	教)学校教育部	96
15	教育・保育の質の向上(研修実施等)	子)子育て支援部	95
16	子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業	子)子育て支援部	97
17	子育て短期支援事業	子)児童相談所	79
18	民間児童育成会への支援事業	子)子ども育成部	100
19	児童会館・ミニ児童会館事業	子)子ども育成部	100
20	放課後子ども教室運営事業	子)子ども育成部	101

施策② 保護者の就労の安定や自立に関する支援

経済的に特に厳しい状況にある家庭に対しては、家計の再建など暮らし向きの安定に向けた支援を行うとともに、就労に困難を抱えている保護者に対しては、個々の状況に応じた多様な支援を行い、就労の安定と向上、経済的な自立を支えていきます。

また、事業者に対しても、育児休業や子の看護休暇の導入などの取組を支援し、就労と子育てを両立しやすい環境の整備を進めていきます。

<主な事業・取組(施策3-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	生活困窮者自立支援事業	保)総務部	110
2	就労ボランティア体験事業	保)総務部	109
3	育児休業等取得助成事業	子)子ども育成部	113
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経)経営支援・雇用労働担当部	104
5	ワークトライアル事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105
6	生活保護	保)総務部	109
7	就労支援相談員	保)総務部	109
8	就業サポートセンター等事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105

施策③ 子育て家庭を支える経済支援

妊娠期から子育て期を通して児童手当をはじめとする手当等の給付を行うとともに、医療費などの負担軽減策を拡大し、子育て家庭への経済的な支援を強化していきます。

また、住まいの面でも子育て家庭が安心して生活できるよう、市営住宅への優先的な入居や、住宅の確保を支援します。

<主な事業・取組(施策3-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産前産後期間の国民健康保険料軽減制度	保)保険医療部	107
2	子ども医療費助成	保)保険医療部	107
3	ひとり親家庭等医療費助成	保)保険医療部	116
4	第2子以降の保育料無償化事業	子)子育て支援部	108
5	児童手当の支給	子)子育て支援部	108
6	住宅確保要配慮者居住支援事業	都)市街地整備部	79
7	妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施	子)子育て支援部	93
8	特別児童扶養手当	保)障がい・保健福祉部	108
9	障害児福祉手当	保)障がい・保健福祉部	108
10	小児慢性特定疾病医療費支給	保)保健所	86
11	認可外保育施設等利用給付事業	子)子育て支援部	108
12	実費徴収に係る補足給付事業	子)子育て支援部	108
13	未就学児に対する国民健康保険料軽減制度	保)保険医療部	107
14	市営住宅の単身入居対象者の拡大	都)市街地整備部	89
15	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	都)市街地整備部	105
16	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	保)総務部	110

基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在します。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

施策① 社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親等の担い手の確保や、グループホームなどの施設の整備・充実を進めていきます。

また、社会的養護のもとで育つ子どもの進学や就労を、措置・委託中から支援するとともに、退所等の後も、生活基盤の確立に向けた相談や支援を必要に応じて継続し、社会的養護を経験した若者の自立を支えていきます。

<主な事業・取組(施策4-①)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	里親制度促進事業	子)児童相談所	79
2	社会的養護自立支援事業	子)児童相談所	79
3	児童相談体制強化事業	子)児童相談所	78
4	社会的養護体制整備事業	子)児童相談所	79
5	児童養護施設等体制強化事業	子)児童相談所	79
6	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金	子)児童相談所	79
7	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	子)児童相談所	77
8	子ども安心ネットワーク強化事業	子)児童相談所	78

施策② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の保護者に対しては、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した職に就けるよう、資格の取得や就職・転職活動を支援します。併せて、手当等の給付や医療費の負担軽減などを着実に実施するほか、養育費の確保に向けた相談・支援を強化します。

また、生活環境の急変や学習・進学に対する支援などにより、家庭全体の暮らしを支えていきます。

<主な事業・取組(施策4-②)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭等医療費助成	保)保険医療部	116
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	子)子育て支援部	116
3	母子生活支援施設の運営	子)子育て支援部	115
4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子)子育て支援部	116
5	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子)子育て支援部	116
6	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	108

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
7	災害遺児手当及び入学等支度資金	子)子育て支援部	109
8	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子)子育て支援部	116
9	養育費及び親子交流(面会交流)の相談・啓発	子)子育て支援部	116
10	母子・婦人相談員による相談対応	子)子育て支援部	115
11	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	115
12	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子)子育て支援部	115
13	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	115
14	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子)子育て支援部	116
15	就業サポートセンター等事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105
16	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	子)子育て支援部	116
17	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子)子育て支援部	94

施策③ 困難を抱える若者への支援

対人関係や働くことに不安や悩みを抱えている若者への相談支援や、就労準備プログラムの実施のほか、高校を中退した若者等に対しては高校卒業程度の学力の習得支援を行います。

ひきこもりやヤングケアラー、困難を抱える若年女性など、特に配慮を要する見えにくい困難を抱えている若者に対しては、発見し、つながりをつくったうえで、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の取組を進めていきます。

<主な事業・取組(施策4-③)>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)	子)子ども育成部	80
2	ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業)	子)子ども育成部	80
3	ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業)	子)子ども育成部	80
4	ヤングケアラー支援推進事業(訪問支援・他法手続同行支援事業)	子)子ども育成部	80
5	若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援事業)	子)子ども育成部	105
6	若者支援施設運営管理事業(中学校卒業者等進路支援事業)	子)子ども育成部	106
7	若者の社会的自立促進事業	子)子ども育成部	106
8	公立夜間中学運営事業	教)学校教育部	68
9	市立大通高等学校における支援の充実	教)学校教育部	106
10	若者支援施設運営管理事業(社会体験機会創出事業)	子)子ども育成部	105
11	ワークトライアル事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105
12	障がい者就労支援推進事業	保)障がい・保健福祉部	85
13	ひきこもり対策推進事業	保)障がい・保健福祉部	106
14	困難を抱える若年女性支援事業	子)子ども育成部	94

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭では、子育てと生計の維持という役割を一人で担っていることにより、子育て・家事・仕事等の生活全般で様々な困難に直面する場合があります。

札幌市では、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたさまざまな支援を行ってきました。

これまでの間、就業者における正社員・正職員の割合の増加や養育費に関する取決めをしている割合の増加といった変化がみられる一方で、子育てや家計等において依然として厳しい状況に置かれている家庭が多くいるなどの課題があります。

こうしたひとり親家庭におけるこうした状況を踏まえ、引き続き総合的な支援を推進するために、このたび、「第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたします。今回の策定にあたっては、第1章で述べたとおり、札幌市におけるこども施策を総合的かつ一体的に進めていくために、ひとり親家庭支援においても令和5年(2023 年)12月発出の「こども大綱」を勘案したものとしています。

なお、現在(令和6年12月時点)母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を対象期間とするものとなっています。今後国による新たな基本方針が作成された際には、その内容を柔軟に取り入れながら、本計画を推進していきます。

■ 用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされている

※ 第6章中、「母子世帯」等の表現については、引用元や事業に係る記載をそのまま使用

1 前計画の実施状況

第4次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」、「利用者目線に立った広報の展開」の5つの基本目標を定め、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。第4次計画(計画期間:平成30年度(2018年度)～令和6年度(2024年度))で実施した主な施策は次のとおりです。なお、指標の達成状況は、ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(令和4年度調査。結果については140ページ「2 現状と課題」参照)に基づくものです。

(1) 計画全体の成果指標の達成状況

表6-1 今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

平成29年度(2017年度)調査と比較して今後の生活への不安が高い傾向にあります。これは令和4年(2022年)10月の調査時点において、新型コロナウイルス感染症による社会不安やウクライナ情勢による物価高騰等の影響があったものと考えられます。

(2) 各基本目標の主な取組結果

ア 基本目標1(子育て・生活支援の充実)の成果指標の達成状況

表6-2 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

表6-3 18～19歳世代※の大学進学割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	30.1%	29.1%	38.0%

※高校生を除外した平成14.10～平成16.11生まれの子を母数とする割合。144ページ参照。

【主な取組】

■ 区保育・子育て支援センター(ちあふる)の拡充

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ区保育・子育て支援センター(ちあふる)を設置。

(実績)

平成31/令和元年度 市内9か所目の「ちあふる・あつべつ」設置

令和5年度 市内10か所目の「ちあふる・ちゅうおう」開設により、全10区への設置完了

■ 学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、各種相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、身近なモデルとなる大学生と接することで将来を考えるきっかけとなることを目的とした事業を市内全10区で実施。令和3年度(2021年度)には、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの支援も行った。

(参加延べ人数)

平成30年度～令和5年度(6年間) 18,602人

イ 基本目標2(就業支援の充実)の成果指標の達成状況

表6-4 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	91.9%	87.0%	80.0%
父子家庭	90.8%	89.7%	80.0%

表6-5 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.2%	45.3%	45.0%
父子家庭	58.8%	65.1%	62.0%

【主な取組】

■ ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業の実施

個々に応じた就業相談や職業紹介のほか、就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会などを実施し、ひとり親家庭等の就労による自立促進を図る事業を実施。

(平均相談件数)

平成30年度～令和5年度 5,637件/年

■ 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。令和3年度(2021年度)から情報系の資格も対象とするなどの制度拡充を実施。

(支給実績)

平成30年度 120人 平成31/令和元年度 132人 令和2年度 108人
令和3年度 192人 令和4年度 234人 令和5年度 225人

ウ 基本目標3(養育費の確保及び適切な面会交流の推進)の成果指標の達成状況

表6-6 養育費の取決めをしている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	52.6%	63.7%	60.0%
父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%

表6-7 面会交流の取決めをしている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.6%	46.0%	40.0%
父子家庭	35.5%	32.0%	40.0%

【主な取組】

■ 養育費及び面会交流相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。また、令和3年(2021年)7月から養育費に関する取決めや保証契約に係る費用の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を開始。

(養育費に関する相談延べ件数)

各区母子・婦人相談員 平成30年度～令和5年度(6年間) 2,578件

ひとり親家庭支援センター 平成30年度～令和5年度(6年間) 1,609件

エ 基本目標4(経済的支援の推進)の成果指標の達成状況

表6-8 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	平成28年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	78.2%	78.2%	65.0%

※平成28年度は「平成28年度札幌市子ども若者生活実態調査」から算出された数値ですが、令和4年度は今回のアンケート結果に基づく数値であるため、それぞれ対象者が異なっている。

【主な取組】

■ ひろり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金(促進資金貸付)の貸付けを実施。また、令和3年度(2021年度)より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付け(住宅貸付)を実施。

(貸付件数)

促進資金貸付 平成30年度～令和5年度(6年間) 205件

住宅貸付 令和3年度～令和5年度(3年間) 110件

オ 基本目標5(利用者目線に立った広報の展開)の成果指標の達成状況

表6-9 支援制度の認知度(母子家庭)

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	36.0%	41.7%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	33.0%	41.7%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	37.0%	51.1%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	26.4%	42.1%	38.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	23.7%	36.7%	33.7%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	11.7%	25.3%	21.7%
母子生活支援施設	35.2%	38.8%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	34.9%	49.1%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	19.9%	26.3%	30.3%
学習支援ボランティア	26.9%	32.1%	36.9%

表6-10 支援制度の認知度(父子家庭)

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	11.7%	27.1%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	7.8%	22.3%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	9.1%	26.5%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	8.4%	24.1%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	4.5%	19.9%	14.5%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	3.9%	15.1%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	16.9%	25.3%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	9.7%	14.5%	26.9%
学習支援ボランティア	9.7%	10.2%	19.7%

表6-11 支援制度の認知度(寡婦)

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	58.6%	65.0%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	59.7%	62.6%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	49.7%	56.4%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	41.9%	46.6%	51.9%

■ 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシの同封、「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」による情報発信等、必要な情報を確実に届けるための広報活動を実施。

(令和5年度実績)

「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数 9,000部

児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数 約21,000部

「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」登録者数約5,900人

(3) 前計画の総括

前計画期間では、令和3年度(2021年度)から「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」や「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」など計画策定後も社会のニーズにあわせながら様々な支援に取り組んできました。

成果指標の状況では、今後の生活に不安を感じている人の割合や、子育てに悩みを持っている人の割合など、調査時点での社会情勢の影響を受けやすいと思われる指標については目標が未達成であったものの就業者における正社員・職員の割合、養育費に関する取決めの状況及び支援制度の認知度については目標を達成しているなど、基本目標ごとの状況が異なります。こうした状況を踏まえて引き続き総合的な支援を行っていく必要があります。

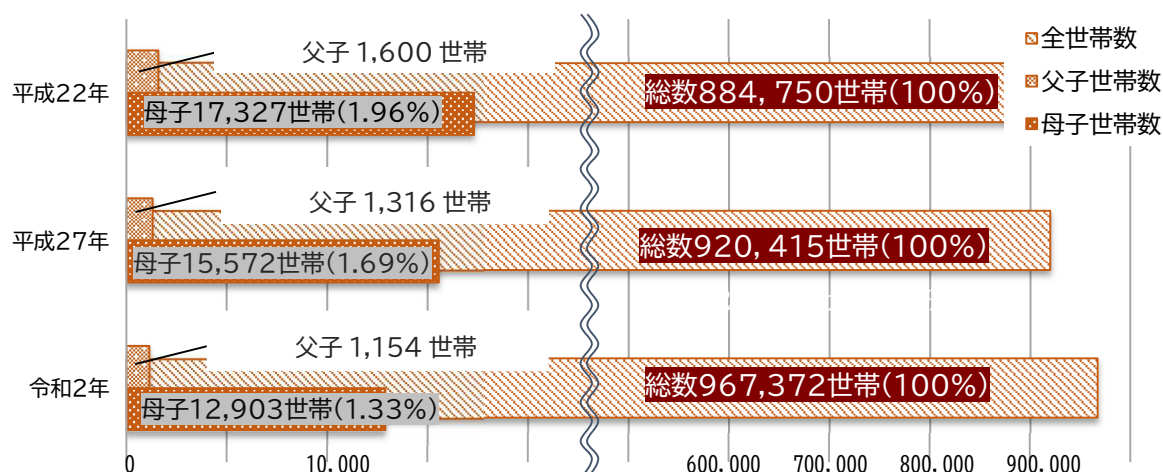
2 現状と課題

(1) ひとり親家庭を取り巻く状況

ア ひとり親家庭の世帯数の推移

札幌市の母子家庭の世帯数は、令和2年(2020年)が12,903世帯(総世帯比1.33%)で、平成27年(2015年)と比較すると2,669世帯、0.36%の減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年(2020年)が1,154世帯(総世帯比0.12%)で、平成27年(2015年)と比較すると、162世帯、0.02%の減少となっています。

図6-1 札幌市の総世帯と母子世帯及び父子世帯の数



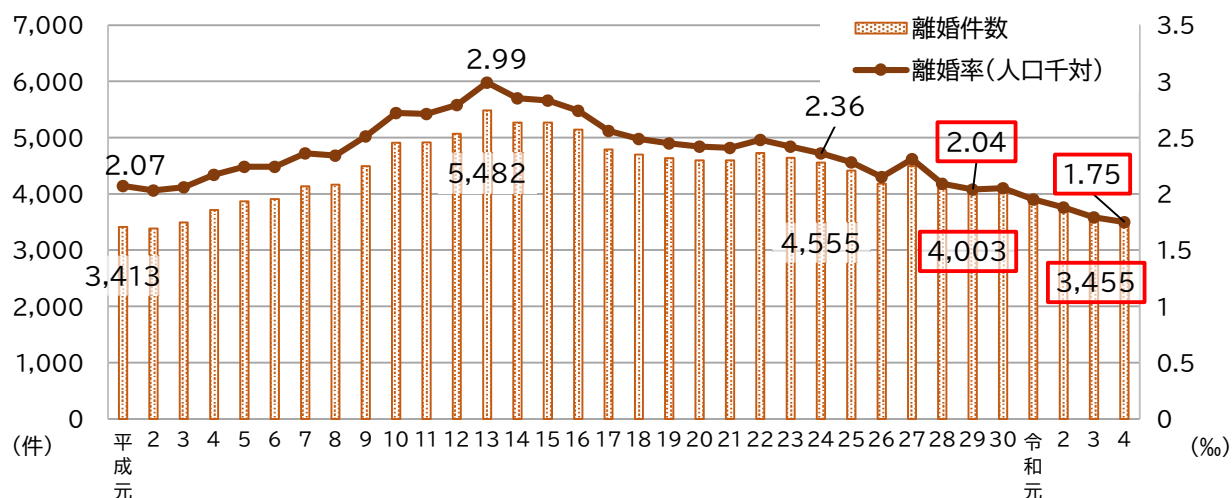
※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

出典元：総務省令和2年国勢調査

イ 札幌市の離婚件数及び離婚率

札幌市の離婚件数及び離婚率(人口千人あたりの年間離婚件数)は、平成13年(2001年)をピークに減少傾向にあり、令和4年(2022年)では3,455件(1.75‰(パーミル))と、第4次計画策定時の平成29年(2017年)と比較すると、548件、0.29‰の減少となっています。

図6-2 札幌市の離婚件数及び離婚率

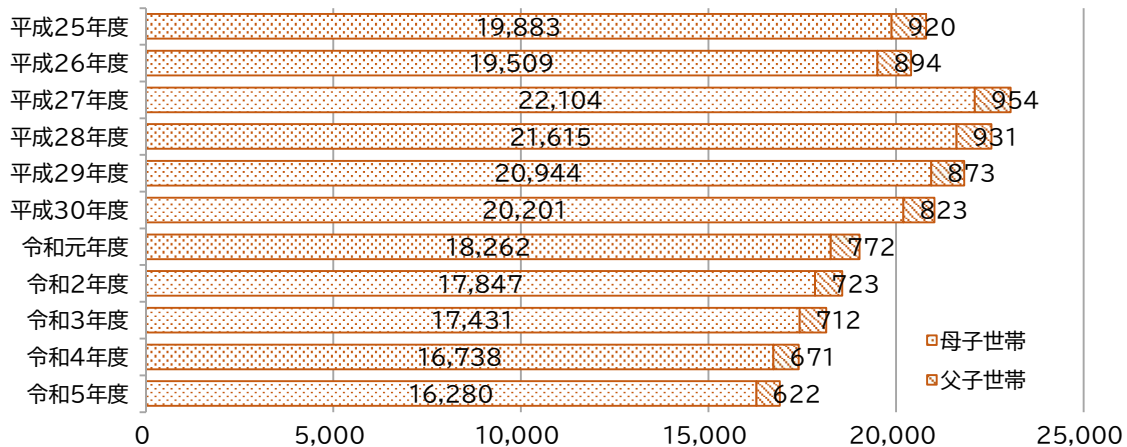


出典元：令和4年札幌市衛生年報、人口動態統計

ウ 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成27年度(2015年度)から当該年度末における年齢到達児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者)を含めるようになったこと、平成26年(2014年)12月から、公的年金受給者(障害年金など)も対象になったことから、平成27年度(2015年度)にかけて増加しています。その後、母子世帯数の減少もあり、受給者数としては減少傾向が続いています。

図6-3 札幌市の児童扶養手当受給者数



出典元: 令和5年度札幌市子ども未来局

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいのある者。
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合(祖父母に養育されている場合等)は、「母子」に含む
- ※ 平成26年度以前の受給者数には、当該年度末における年齢到達児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者)を含まない。
- ※ 国勢調査における世帯数((1)ア)と差が生じているが、これはアでは親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、上記図では父母以外が養育者として児童を養育する世帯、祖父母等の親族と同居する場合等も母子世帯に含めて計上していることによるもの。

(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査(令和4年度調査)

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握するために、令和4年(2022年)11月に市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯(母子家庭2,500世帯、父子家庭500世帯、寡婦320世帯)に郵送およびWebの方法によりアンケート調査を実施しました。

■ 調査対象と回答状況

	調査対象	回答数 (うち Web 回答数)	回答率
母子家庭	2,500人	1,001(366)人	40.0%
父子家庭	500人	166(60)人	33.2%
寡婦	320人	163(15)人	50.9%
計	3320人	1,330(441)人	40.0%

※調査結果の記載内容について、「未回答」や「その他」を除いて記載をしている箇所があり、合計が100%にならない場合があります。

ア 今後の生活への不安

今後の生活への不安について、母子家庭の89.2%、父子家庭の88.6%、寡婦の82.2%が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しており、前回調査と比べ全ての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっています。

また、相談相手の有無別にみるといずれも相談相手のいない人で「不安を感じている」と回答した割合が高くなっています。

表6-12 今後の生活への不安(全体)(前回調査との比較)

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	2017年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022年度	82.2%	11.7%	4.3%

表6-13 今後の生活への不安(相談相手の有無別)

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	相談相手あり(n:841)	88.2%	5.5%	5.9%
	相談相手なし(n:160)	94.4%	2.5%	1.9%
父子家庭	相談相手あり(n:111)	86.5%	4.5%	8.1%
	相談相手なし(n:55)	92.7%	3.6%	3.6%
寡婦	相談相手あり(n:137)	81.8%	12.4%	3.6%
	相談相手なし(n:26)	84.6%	7.7%	7.7%

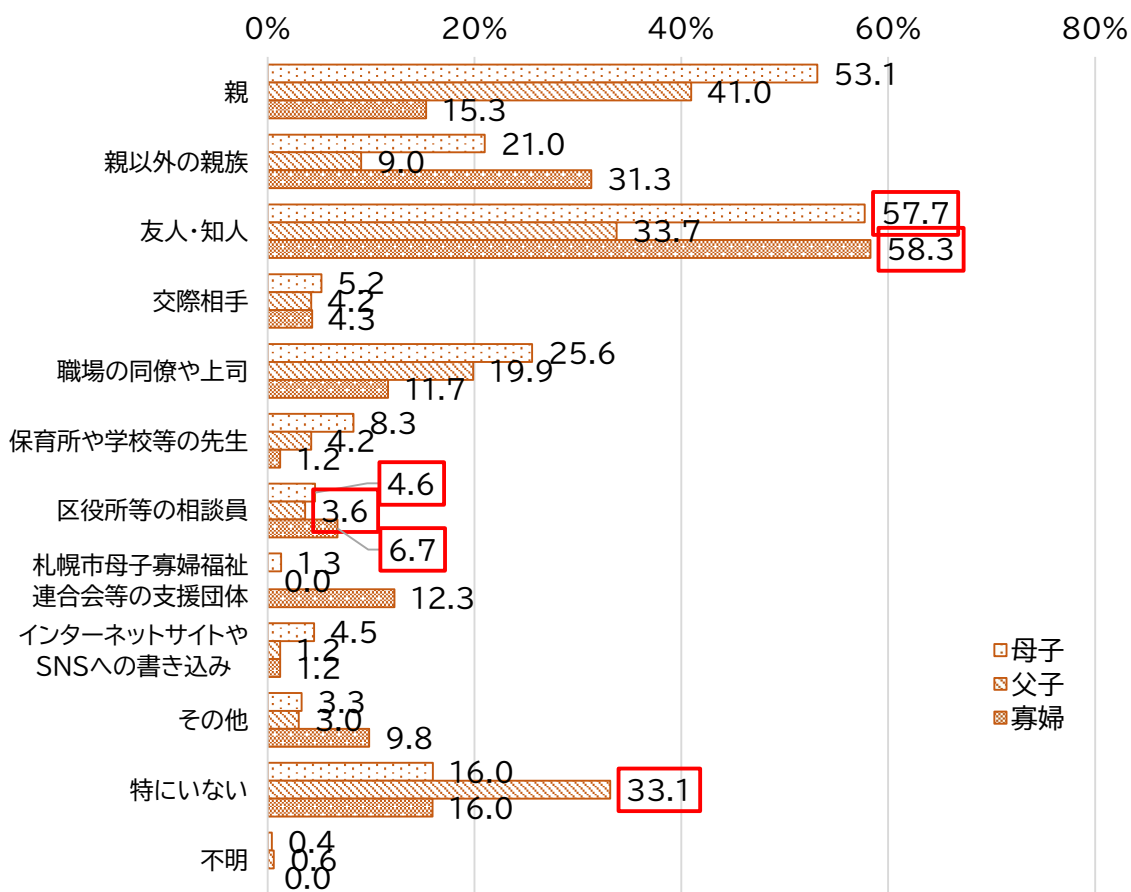
イ 困ったときや悩みの相談先

困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭と寡婦では「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。

父子家庭では、「親」と回答した人が最も多く、また、「特にない」と回答した割合が33.1%と他の世帯類型より高い割合となっています。

なお「区役所等の相談員」といった公的機関を選んだ割合は、母子家庭・父子家庭ではいずれも10%未満となっています。

図6-4 困った時の悩みの相談相手



ウ 18～19歳世代の就学・就労率

18～19歳世代の就学・就労率について、「大学」の割合は前回調査時とほぼ変わっていませんが、「就労」の割合が37.7%から20.3%に減少し、逆に高専・専門学校の割合が増加しており、全体としては進学する人の割合が増加しています

表6-14 18～19歳世代の就学・就労率(前回調査との比較)

	高専・ 専門学校	短大	大学	大学院	就労	その他	不明
2017年度	19.3%	4.8%	30.1%	0.0%	37.7%	8.4%	0.0%
2022年度	34.2%	3.8%	29.1%	0.0%	20.3%	11.4%	1.3%

※ 18～19歳のうち、「高校生」と回答した人を除外。「高専・専門学校等」には「高校課程」も含まれている可能性があるが、専門学校生との区別ができないため上記割合の算出に含めている。

エ 就業状況と雇用形態

就業状況と雇用形態について、母子家庭の84.6%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(45.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」(34.5%)、「派遣社員・契約社員」(14.3%)となっています。

表6-15 就業状況と雇用形態:母子家庭(前回調査との比較)

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
母子家庭	2017年度	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%
	2022年度	84.6%	45.3%	34.5%	14.3%	5.2%

父子家庭の88.0%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(65.1%)の割合が最も高く、次いで「自営業」(20.5%)、「パート・アルバイト」(8.2%)となっています。

表6-16 就業状況と雇用形態:父子家庭(前回調査との比較)

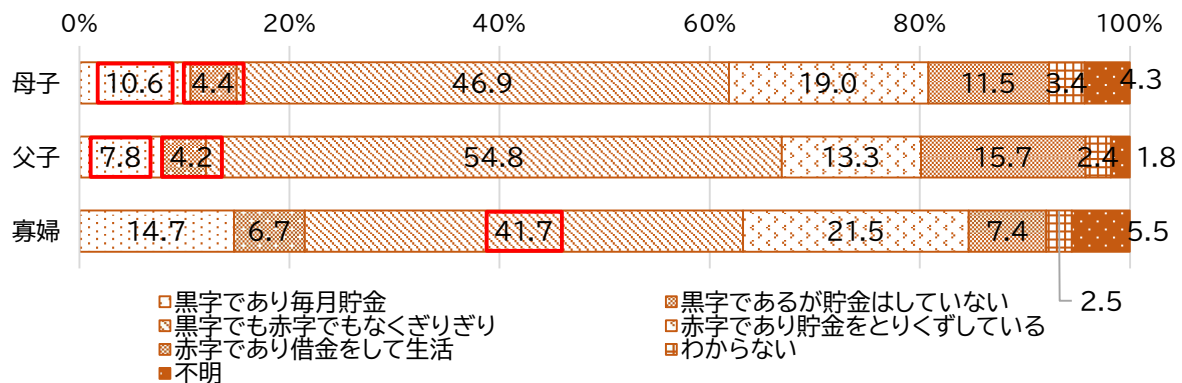
		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
父子家庭	2017年度	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%
	2022年度	88.0%	65.1%	8.2%	5.5%	20.5%

オ 世帯の家計の状況

世帯の家計の状況について、母子家庭では「黒字であり毎月貯金」が10.6%、「黒字であるが貯金はしていない」が4.4%となっており、父子家庭では同7.8%・4.2%で、母子家庭・父子家庭ともに黒字と答えた割合は低くなっています。

寡婦も母子家庭・父子家庭より若干割合は高いものの、「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」の割合が41.7%と最も高く、厳しい家計の状況がうかがえます。

図6-5 世帯の家計の状況



カ 雇用形態と年間就労収入

母子家庭では、年間就労収入200万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(82.2%)で、次いで「自営業」(72.7%)、「派遣社員・契約社員」(48.8%)となっています。

父子家庭では、年間就労収入200万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(75.0%)で、次いで「自営業」(63.3%)、「派遣社員・契約社員」(25.0%)となっています。

表6-17 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合(母子家庭)

雇用形態	正社員 正職員 (384人)	パート アルバイト (292人)	派遣社員 契約社員 (121人)	会社等の 役員 (5人)	自営業 (44人)	内職 (1人)
200万円未満	20.1%	82.2%	48.8%	0.0%	72.7%	100.0%
200万円～300万円未満	35.4%	14.7%	39.7%	40.0%	18.2%	0.0%
300万円以上	43.8%	2.1%	10.7%	60.0%	9.1%	0.0%

表6-18 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合(父子家庭)

雇用形態	正社員 正職員 (95人)	パート アルバイト (12人)	派遣社員 契約社員 (8人)	会社・団体等 の役員 (1人)	自営業 (30人)
200万円未満	8.4%	75.0%	25.0%	0.0%	63.3%
200万円～300万円未満	27.4%	25.0%	50.0%	0.0%	13.3%
300万円以上	61.1%	0.0%	25.0%	100.0%	23.3%

キ 養育費の受取状況

養育費の取決状況について、母子家庭では、「養育費の取決めをした」(「文書あり」と「文書なし」での取決め)の合計)と回答した割合が前回と比べ11.1%増加し63.7%となっています。

父子家庭では、「養育費取決めをした」人の割合が、前回とほぼ変わらず20.7%となっています。

また、取決めをしている人のうち現在養育費を受け取っている人の割合は、母子家庭では前回調査と比べて3.5%増の66.2%ですが、父子家庭では取決めをしている人は少ない状況であり、更に現在受け取っている人の割合も母子家庭と比較すると非常に少ない結果となっています。

表6-19 養育費の取決状況比較(前回調査との比較)

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017年度	52.6%	47.1%
	2022年度	63.7%	34.0%
父子家庭	2017年度	21.0%	76.6%
	2022年度	20.7%	76.0%

表6-20 養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合

		現在受け取っている	今は受け取っていない、受け取ったことはない
母子家庭	2017年度(n:410)	62.7%	37.1%
	2022年度(n:556)	66.2%	30.9%
父子家庭	2017年度(n:29)	31.0%	65.5%
	2022年度(n:31)	19.4%	80.6%

ク 支援制度の認知度

支援制度の認知度(各制度の認知度の平均値)について、母子家庭・父子家庭・寡婦全てにおいて、前回より認知度は向上しています。

表6-21 支援制度の認知度(前回調査との比較)

		利用したことがある+知っている	知らない
母子家庭	2017年度	28.5%	56.1%
	2022年度	36.5%	58.0%
父子家庭	2017年度	9.1%	76.0%
	2022年度	19.3%	62.5%
寡婦	2017年度	43.9%	22.4%
	2022年度	49.9%	25.8%

(3) 支援者ヒアリング(令和6年度調査)

ア ヒアリングの実施

ひとり親家庭への支援を行っている民間団体や、相談業務等を行っている行政機関から、ひとり親家庭支援における現在の状況等についてヒアリングを行いました。

イ 実施対象

ひとり親家庭への支援を行っている児童福祉施設、母子・父子福祉団体、その他の民間支援団体、就業支援機関及び本市福祉関連部署

ウ 主な質問項目

「ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題」、「支援方法及び支援する際に気をつけていること」、「必要な支援や制度について」など

エ 主な意見

①ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題

- ・相談者や事業の利用者の中に、精神的なサポートが必要と思われる方が増えている。
- ・最近の物価高の影響により、生活費の増加が家庭に大きく影響している。
- ・就業面では、事務職を希望する者が多いが市内の求人は非常に少ない。求職者側も条件を緩和して選択肢を広げることも必要ではないか。企業側でも子育て支援に積極的なところが増えてきている印象がある。
- ・経済的な厳しさについては、母子家庭だけではなく父子家庭でも同様の問題。
- ・子どもの発達について、「親との経験」が不足しており、愛情不足になるなど、成育環境に起因する子どもの育ちの問題が起こっている。愛着の問題については、親に限らずだれか大人が関わってあげる環境を整えることが大事。

②支援方法及び支援する際に気をつけていること

- ・相談者・利用者と信頼関係を構築することが重要。周囲から見ると支援が必要と思える家庭であっても、本人が困っていないと支援にはつながらない。
- ・相談者の自己肯定感が低い場合があるが、その場合は伝え方を工夫するように努めており、具体的な目標を示すなど自己肯定感が高まるような働きかけが必要。
- ・子どもへの支援を行うにあたっては、自ら考え行動できるように、働きかけることが重要。
- ・支援制度にかかわる情報を得ていない人が多いため、まずは支援者がいるのか、各種支援制度につながっているのかを確認。

③必要な支援や制度について

- ・相談者の抱える問題も多様であり、施設だけで解決できないことが多い。いろいろな部署・団体とつながりを持って支援に当たることが重要。
- ・大学に進学する子が増えてきた。四年制の大学を卒業することで初任給が変わってくるため、大学生への支援が必要ではないか。
- ・（若年のひとり親へのかかわりにおいて）虐待につながらないようにするためには関係機関の連携と支援の内容をしっかりと組み立てる必要。気軽に立ち寄れる場所とか、実家代わりにするところがあればよい。大人がちゃんと話し相手になることが大事。
- ・相談機関の認知度が低く、来場者が少ない。もっと周知を図っていきたい。
- ・ひとり親にとって日中の手続きは大変。最近は24時間相談を受けてくれるところもあるが、行政は24時間やっていない。郵送でできる手続きは増えてはいるが、毎週ではなくてよいので、せめて土日開庁できないか。

令和4年度ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査の詳細は ↓こちら
https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html

(4) 課題の整理

ア 生活への不安に関する課題

困ったときや悩みの相談相手では、「特にいない」と回答した人の割合が高い一方で、「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会(ひとり親家庭支援センター)」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況となっています。

相談相手がいることが生活不安を和らげることに繋がると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要です。また、こうした連携を行うにあたり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要です。

また、父子家庭では、母子家庭・寡婦に比べて相談相手がいない人の割合が高く、孤立するリスクが高いと考えられるため、父子専門の相談を行っているひとり親家庭支援センターの認知度を高めることなど、父子家庭に向けた効果的な広報を検討する必要があります。

18～19歳世代の子どもの大学進学割合は29.1%、これは、令和4年度(2022年度)学校基本調査(文部科学省)による大学(学部)進学率の56.6%を大きく下回っており、高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要と考えられます。

イ 就業状況に関する課題

就業状況について、母子家庭・父子家庭ともに2017年度調査時よりも就業している割合が増加しています。また、正社員・正職員の割合も増加しており、雇用形態の安定化が進んでいることがうかがえます。

一方で、正社員であっても年間収入が300万円未満の方も多くおり、世帯の家計は依然として厳しい状況にあるといえます。雇用の安定化に向けて、引き続き専門資格取得に係る支援や、効果的な就業相談を行うことが重要です。

ウ 養育費の確保に関する課題

母子家庭では、養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、取決めに関する支援を継続していく必要があります。加えて、取決めが養育費の適切な受取につながる取組について検討が必要です。

また、父子家庭では取決めをした人の割合が低い状況となっています。父子家庭では、養育費に関する「話し合い自体していない」割合が母子家庭と比べて高い傾向にあることから(2022年度母子:15.3%、父子:30.0%)、養育費等に関する制度についての周知が重要です。

エ 経済状況に関する課題

昨今の物価高騰の影響もあり、母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれにおいて厳しい家計の状況にあることがうかがえます。(2)の就業に係る支援に加え、ひとり親家庭等の生活を支えるための複合的な支援を行っていく必要があります。

オ 支援制度の認知度に関する課題

支援制度について、2017年度時より認知度は向上しており、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」での発信等、各種広報による成果がみられます。

支援制度の認知度は利用の促進に直結することから、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、引き続き効果的な広報について検討が必要です。

3 計画の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるよう、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、地域の福祉団体、民間企業等と連携しながら、ひとり親家庭等を支える社会を目指していくこととし、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、以下の基本理念と5つの基本目標を定め、それぞれに基づいた施策を展開します。

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

■ 基本目標

基本目標1:子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標2:就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標3:養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な親子交流(面会交流)が行われるよう、養育費及び親子交流(面会交流)に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標4:経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標5:利用者目線に立った広報の展開

ひとり親家庭がより簡単に必要な情報を入手し、様々な制度の利用につながるよう、必要な情報が必要な方に確実に届くような広報を展開します。

(1) 施策体系

■ 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標	基本施策
基本目標1 子育て・生活支援の充実	1 子育て支援の推進 2 生活支援の推進 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進
基本目標2 就業支援の充実	1 就業相談・就業機会創出等の推進 2 資格・技能習得等の支援の推進 3 働きやすい環境づくりの推進
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	1 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進
基本目標4 経済的支援の推進	1 給付型支援の実施 2 経済的負担の軽減 3 貸付金による支援の推進
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	1 利用者目線に立った広報の展開

(2) 成果指標

この計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。成果指標は、基本目標別に設定し、アンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

今回は、令和4年度(2022年度)のアンケート調査結果を現状値として目標設定をしています。

基本目標	指標項目	区分	前回値 (平成29年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
計画全体	今後の生活に不安のある方の割合	母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
		父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
		寡婦	66.0%	82.2%	60.0%
基本目標1 子育て・生活支援の充実	困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合	母子家庭	14.3%	16.0%	10.0%
		父子家庭	33.1%	33.1%	20.0%
	18～19歳世代の大学進学者の割合	ひとり親家庭	30.1%	29.1%	40.0%
基本目標2 就業支援の充実	就業している人のうち、正社員・正職員の割合	母子家庭	35.2%	45.3%	55.0%
		父子家庭	58.8%	65.1%	75.0%
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	養育費の取決めをしている人の割合	母子家庭	52.6%	63.7%	75.0%
		父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%
	養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合	母子家庭	62.7%	66.2%	70.0%
		父子家庭	31.0%	19.4%	25.0%
基本目標4 経済的支援の推進	家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合	ひとり親家庭	78.2% (平成28年度)	78.2%	65.0%
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	支援制度の認知度(各事業の認知度の平均)	母子家庭	28.5%	36.5%	45.0%
		父子家庭	9.1%	19.3%	30.0%
		寡婦	43.9%	49.9%	55.0%

4 具体的な施策の展開

本計画では、5つの基本目標ごとに施策を展開していきます。

(1) 基本目標1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。

また、アンケート調査の結果からは、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいらない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低いことなどが明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 子育て支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子)子育て支援部	97
2	区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業	子)子育て支援部	66
3	こそだてインフォメーション	子)子育て支援部	97
4	利用者支援事業	子)子育て支援部	97
5	保育所等の利用調整	子)子育て支援部	109
6	私立保育所等整備補助事業	子)子育て支援部	95
7	病児・病後児保育事業	子)子育て支援部	96
8	休日保育事業	子)子育て支援部	96
9	夜間保育事業	子)子育て支援部	96
10	延長保育事業	子)子育て支援部	96
11	一時預かり事業	子)子育て支援部	96
12	市立幼稚園預かり保育事業	子)子育て支援部	96
13	子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業	子)子育て支援部	97
14	子育て短期支援事業	子)児童相談所	79
15	こども家庭センターの機能の強化	子)児童相談所／子育て支援部	78

※以下、本章の複数の施策の推進に資する事業・取組については、重複して掲載しています。

イ 基本施策2 生活支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子・婦人相談員による相談対応	子)子育て支援部	115
2	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子)子育て支援部	94
3	子どものくらし支援コーディネート事業	子)子ども育成部	66
4	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	115
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子)子育て支援部	115
6	母子生活支援施設の運営	子)子育て支援部	115
7	住宅確保要配慮者居住支援事業	子)子育て支援部	79
8	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	子)子育て支援部	105
9	母子生活支援施設改築費補助事業	子)子育て支援部	115

ウ 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子)子育て支援部	115
2	子どもの居場所づくり支援事業	子)子ども育成部	69
3	放課後子ども教室運営事業	子)子ども育成部	101
4	ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業ほか)	子)子ども育成部	80
5	児童手当の支給	子)子育て支援部	108
6	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	108
7	特別児童扶養手当	保)障がい保健福祉部	108
8	札幌市奨学金支給事業	教)学校教育部	100
9	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	100
10	就学援助	教)学校教育部	109
11	特別支援教育就学奨励費	教)学校教育部	84
12	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教)学校教育部	109
13	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教)学校教育部	100
14	認可外保育施設等利用給付事業	子)子育て支援部	108

(2) 基本目標2 就業支援の充実

ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にありますが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組めます。

ア 基本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭支援センター運営事業	子)子育て支援部	115
2	就業サポートセンター等事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105
3	母子・父子福祉団体への支援	子)子育て支援部	116
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経)経営支援・雇用労働担当部	104

イ 基本施策2 資格・技能取得の支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子)子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子)子育て支援部	116
3	就業サポートセンター等事業	経)経営支援・雇用労働担当部	105

ウ 基本施策3 働きやすい環境づくり

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	女性の活躍サポートの推進	市)男女共同参画室	104
2	女性起業家の育成事業	市)男女共同参画室	104
3	ワーキング・マタニティスクール	子)子育て支援部	113
4	男女がともに活躍できる環境づくり応援事業	市)男女共同参画室	104

(3) 基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流(面会交流)が行われるよう、養育費及び親子交流(面会交流)に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、養育費や親子交流(面会交流)に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和6年(2024年)5月に国会にて養育費や親子交流(面会交流)の規定を含む民法等の一部改正が成立しています。改正法は2年以内に施行される予定となっており、今後法改正にかかる施策の検討にあたっては、今後の動向を注視していく必要があります。

ア 基本施策1 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	養育費及び親子交流(面会交流)の相談・啓発	子)子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	子)子育て支援部	116

(4) 基本目標4 経済的支援の推進

令和4年(2022年)国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率⁵⁶が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 給付型支援の実施

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	災害遺児手当及び入学等支度資金	子)子育て支援部	109
2	児童手当の支給	子)子育て支援部	108
3	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	108
4	特別児童扶養手当	保)障がい保健福祉部	108
5	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子)子育て支援部	116
6	就学援助	教)学校教育部	109
7	札幌市奨学金支給事業	教)学校教育部	100
8	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	100

イ 基本施策2 経済的負担の軽減

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	子)子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等医療費助成	保)保険医療部	116
3	子ども医療費助成	保)保険医療部	107

ウ 基本施策3 貸付金による支援の推進

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子)子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子)子育て支援部	116

(5) 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

アンケート調査の結果から、新規事業以外の全ての支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわれているところですが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされることです。

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子)子育て支援部	116
2	子育て情報発信事業	子)子育て支援部	96
3	関係機関との情報連携の推進	子)子育て支援部	116

第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について

市町村は5か年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供することとされています。

「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めることとされています。

札幌市では、この章を札幌市の子ども・子育て支援事業計画の「需給計画」と位置付けています。

2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として市内にある10の「行政区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区）」とし、一部の事業についてのみ「札幌市全域」とします。）。)

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育

事業名	概要	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0歳～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設	3歳～5歳
認定こども園	保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設	保育所部分 0歳～5歳 幼稚園部分 3歳～5歳
小規模保育事業	保育を必要とする乳幼児を保育所より少人数の単位で保育する事業	0歳～2歳
家庭的保育事業	保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業	
事業所内保育事業	保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業	札幌市事業名
利用者支援に関する事業	・利用者支援事業 (各区こそだてインフォメーション、ちあふる等、保育コーディネーター、保健センター)
時間外保育事業	・時間外保育事業
放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ ・民間児童育成会
子育て短期支援事業(ショートステイ)	・子育て短期支援事業(ショートステイ)
地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業(常設の子育てサロン)
一時預かり事業(幼稚園型)	・幼稚園や認定こども園での一時預かり事業
一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	・保育所等での一時預かり ・さっぽろ子育てサポートセンター事業(未就学児) ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業(病気以外・宿泊預かり)
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	・札幌市病児・病後児保育事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業(病児・病後児預かり)
乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)
養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦一般健康診査事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	・実費徴収に係る補足給付事業(※2)
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(※1)	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(※3)
子育て世帯訪問支援事業	・子育て世帯訪問支援事業
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	・札幌市こども誰でも通園制度
産後ケア事業	・札幌市産後ケア事業

※1 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外となっています。

※2 低所得者世帯等の副食材料費(私学助成幼稚園のみ)及び生活保護世帯等に係る文房具等の購入・遠足等の行事参加費等(1～3号)に関して、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助するもの。

※3 新たに認可施設(事業)に参入する教育・保育施設等の事業者に対して、事業運営が軌道に乗るまでの間、事業運営上の相談・助言等を行うもの。

4 教育・保育の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)

(1) 「量の見込み」の基本的な考え方

「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。

事業名等	量の見込みに 当たっての考え方
「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業(小規模保育事業等)で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国の手引きによる。 アンケート調査に基づき、国の示した算出方法をベースに推計。

※ この表にいう「国の手引き」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2)」について」のほか、事業計画の策定に当たり、これまで国から発出された各種通知を指します。

なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数に、アンケート調査(札幌市では、令和5年(2023年)12月～令和6年(2024年)1月にかけて、市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」のことをいう。)により把握した利用意向率(現在は、保育所利用を希望していないが将来的に稼働して利用したいといった潜在的な利用意向を含む)を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。

(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基本的な考え方

「提供体制(供給量)」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、原則として既存施設の活用により供給量を確保していきます。

目標年度

計画期間内の保育ニーズに対応する供給量を令和12年(2030年)4月までに確保します。

供給量確保の考え方

既存施設を活用して取組を進めるとともに、老朽化施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業⁵⁷(定員のうち地域枠⁵⁸相当部分に限る。)や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上します。

供給量確保の主な方策

既存の幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行などにより、不足する受け皿の確保を行います。また、既存の認可保育所及び認定こども園の改築整備などにより、老朽化施設の更新を進めるとともに、必要な受け皿を維持します。

<確保に向けた留意点>

① 幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行

既存の幼稚園及び認可保育所の認定こども園への移行については、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置⁵⁹を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。

なお、既に1号の保育ニーズに対する供給量が十分に確保されていることから、新たに1号定員を設ける場合は、必要最小限の設定とします。また、新たに2、3号定員を設ける場合においても、地域の保育ニーズを踏まえ、定員を適切に設定するものとします。

② 認可保育所及び認定こども園の改築

認可保育所及び認定こども園の改築については、建物の耐用年数を超過した施設や老朽化が著しい施設について、事業者の整備意向等を踏まえながら実施するものとします。

供給量の確保に向けた環境整備

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとします（「第4章 基本目標2」参照）。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法について随時必要な検討及び見直しを行います。

(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

■ 教育・保育に関する需給計画のポイント

ニーズ	需給計画のポイント
幼稚園等の教育を利用したいというニーズ (※1)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和11年度末(2029年度)末(令和12年(2030年)4月)のニーズ量と計画初年度である令和7年度(2025年度)の供給量を比較すると、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、供給量は満たされていることから、既存施設の活用を行うことで、必要な受け皿の維持を行います。

保育所等の保育を利用したいというニーズ (※2)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和11年度末(2029年度)末(令和12年(2030年)4月)のニーズ量と計画初年度である令和7年度(2025年度)の供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供給量は概ね満たされており、必要に応じて「供給量確保の主な方策」に記載した手法等により供給量を確保します。また、老朽化施設の更新を順次行うことで、必要な受け皿の維持を行います。
-----------------------------	---

- ※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ(1号)」及び「3～5歳保育の必要性あり(2号)」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量
- ※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり(2号)」、「2歳保育の必要性あり(3号)」、「1歳保育の必要性あり(3号)」及び「0歳保育の必要性あり(3号)」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量

■ 「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	10,965	4,015	17,053	6,442	6,195	2,754
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,354	21,068			15,391	
	特定地域型保育事業		3,334	15,861	5,726	5,324	3,142
	確認を受けない幼稚園	4,050			878	836	429
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		23,404	9,106	16,390	6,993	6,498	3,846
			25,496			17,337	
②-①	過不足	12,439	5,091	▲ 663	551	303	1,092
	認定こども園特例枠	0	4,428			1,946	
			112	0	15	2	6
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	10,394	4,502	16,860	6,228	6,307	2,722
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,113	21,362			15,257	
	特定地域型保育事業		3,425	15,861	5,749	5,347	3,153
	確認を受けない幼稚園	4,050			878	836	429
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		23,163	9,197	16,390	7,016	6,521	3,857
			25,587			17,394	
②-①	過不足	12,769	4,695	▲ 470	788	214	1,135
	認定こども園特例枠	0	4,225			2,137	
			81	0	16	8	6
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	9,859	4,413	16,135	6,141	6,228	2,689
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	18,823	20,548			15,058	
	特定地域型保育事業		3,566	15,826	5,771	5,368	3,153
	確認を受けない幼稚園	4,050			878	836	429
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		22,873	9,338	16,355	7,038	6,542	3,857
			25,693			17,437	
②-①	過不足	13,014	4,925	220	897	314	1,168
	認定こども園特例枠	0	5,145			2,379	
			141	0	12	0	5
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	9,304	4,165	15,233	6,065	6,151	2,660
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	18,823	19,398			14,876	
	特定地域型保育事業		3,566	15,826	5,771	5,368	3,153
	確認を受けない幼稚園	4,050			878	836	429
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		22,873	9,338	16,355	7,038	6,542	3,857
			25,693			17,437	
②-①	過不足	13,569	5,173	1,122	973	391	1,197
	認定こども園特例枠	0	6,295			2,561	
			0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	9,011	4,031	14,760	5,987	6,087	2,640
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	18,823	18,791			14,714	
	特定地域型保育事業		3,566	15,826	5,771	5,368	3,153
	確認を受けない幼稚園	4,050			878	836	429
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		22,873	9,338	16,355	7,038	6,542	3,857
			25,693			17,437	
②-①	過不足	13,862	5,307	1,595	1,051	455	1,217
	認定こども園特例枠	0	6,902			2,723	
			0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	8,886	3,975	14,565	5,922	6,038	2,623
			18,540			14,583	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	18,823	3,566	15,826	5,771	5,368	3,153
	特定地域型保育事業				878	836	429
	確認を受けない幼稚園	4,050					
	幼稚園一時預かり事業		5,772		51		
	企業主導型保育事業			529	338	338	275
		22,873	9,338	16,355	7,038	6,542	3,857
			25,693			17,437	
②-①	過不足	13,987	5,363	1,790	1,116	504	1,234
			7,153			2,854	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

※本計画は令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)を計画期間としているが、保育所等の開所が翌年度4月1日であることが多く、量の見込み、供給量の実績を評価するに当たっては、翌年度4月1日の計画値と比較することとなるため、「教育・保育」の量の見込み及び確保方策については、計画値を令和12年4月1日までとして記載している。

5 地域子ども・子育て支援事業の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)

(1) 利用者支援事業

札幌市事業	・利用者支援事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築等を行う事業。 ●基本型:各区こそだてインフォメーション 区保育・子育て支援センター(ちあふる)等 ●特定型:各区保育コーディネーター ●こども家庭センター型:各区保健センター ●妊婦等包括相談支援事業型:各区保健センター		
基本的な考え方	・実施主体は、施設や事業の紹介等を含む支援と位置付け、行政によるものとする。 ・基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型について下記内訳で供給する。 ●区役所の窓口別箇所数・面談回数 ①各区こそだてインフォメーション(基本型) ②各区保育コーディネーター(特定型) ③各区保健センター(こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型) ●区保育・子育て支援センター ④各区保育・子育て支援センター(ちあふる)等(基本型) ・児童福祉法改正により設置が努力義務となった地域子育て相談機関については、他の事業を勘案しながら、実施について検討する。		

(箇所)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	基本型	20	20	20	20	20
②確保方策	基本型	20	20	20	20	20
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(箇所)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	特定型	10	10	10	10	10
②確保方策	特定型	10	10	10	10	10
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(箇所)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	こども家庭 センター型	10	10	10	10	10
②確保方策	こども家庭 センター型	10	10	10	10	10
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(人回)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	妊婦等包括相 談支援事業型	30,153	29,795	29,427	29,132	28,909
②確保方策	妊婦等包括相 談支援事業型	30,153	29,795	29,427	29,132	28,909
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

札幌市事業	・時間外保育事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・通常の保育時間の前後に延長して保育を実施する事業		
基本的な 考え方	・量の見込みについては、国手引きによりニーズ量調査から算定する。 ・確保方策については現在、時間外保育事業を実施している施設における利用定員を供給量とし、今後もニーズを上回る供給の維持を目指す。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		13,444	12,872	12,432	11,997	11,744
②確保方策		34,862	34,862	34,862	34,862	34,862
②—①	過不足	21,418	21,990	22,430	22,865	23,118

(3) 放課後児童健全育成事業

札幌市事業	・放課後児童クラブ ・民間児童育成会	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊び場や生活の場を与える事業		
基本的な 考え方	・量の見込みについて、1年生は国手引きによりニーズ調査の結果を用い、2年生から6年生は前年度の登録実績に過去の実績による通減率※と登録数の増加率を加味して算定する。 ・確保方策については、専用区画での受入可能人数により算定し、小学校の児童数が多い場合などに、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、ミニ児童会館の拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図る。 ・なお、過密化しているミニ児童会館において、放課後の時間帯に学校で使用していない教室等を使用できるよう各学校と調整を行い、放課後等専用区画と⁶⁰するなどの方法で過密化解消に努める。 ・共働き世帯の増加等によりニーズ量が年々増加していることから、今後も継続して供給量の確保に努める。 (※)学年が上がるにつれて登録数が減少する傾向があるため通減率を用いる。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	全体	26,013	25,435	24,310	23,177	21,884
	1年生	5,743	5,654	5,309	5,248	4,815
	2年生	7,217	5,728	5,640	5,296	5,219
	3年生	5,778	6,290	4,992	4,915	4,615
	4年生	3,980	4,186	4,557	3,617	3,561
	5年生	2,142	2,340	2,461	2,679	2,127
	6年生	1,153	1,237	1,351	1,422	1,547
②確保方策	専用区画	19,882	20,168	20,636	20,786	21,207
	放課後等専用区画	9,574	9,714	9,542	9,471	9,430
②—①	過不足	3,443	4,447	5,868	7,080	8,753

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

札幌市事業	・子育て短期支援事業(ショートステイ)	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業		
基本的な考え方	・国手引きにより算出した量の見込みは、令和5年度(2023年度)の利用実績との乖離が大きいため、直近の利用実績を基本に過去5カ年の通年化比率と養護相談の伸び率を加味して算定した。 ・確保方策は、直近の児童養護施設等の受入れ実績及び児童養護施設等から聴取した受入れ可能数に令和5年度(2023年度)より一部の区で実施している里親ショートステイの受入れ実績を加味して算定した。 ・本事業を実施する市内児童養護施設等において、量の見込みを上回る供給量を確保する。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		2,001	2,059	2,119	2,180	2,243
②確保方策		2,736	2,736	2,736	2,736	2,736
②—①	過不足	735	677	617	556	493

(5) 地域子育て支援拠点事業

札幌市事業	・地域子育て支援拠点事業(常設の子育てサロン)	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロン		
基本的な考え方	・国の手引きによるニーズ量調査結果と直近の利用実績に大きく乖離があるため、量の見込みは、直近の利用実績を基本とし、推計児童数を加味して算定する。 ・確保方策は、令和6年(2024年)4月1日現在の常設子育てサロンにおける利用可能人数に過去の開催実績を加味して算定する。		

(人回)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		22,777	22,290	22,020	21,877	21,672
②確保方策		44,537	44,537	44,537	44,537	44,537
②—①	過不足	21,760	22,247	22,517	22,660	22,865

(6) 一時預かり事業(幼稚園型)

札幌市事業	・幼稚園や認定こども園での一時預かり事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業。		
基本的な 考え方	・国の手引きによるニーズ量調査結果と直近の利用実績に大きく乖離があるため、量の見込みは、直近の利用実績を基本として算定する。 ・確保方策については、現在、幼稚園型の一時的預かり事業を実施している施設における「年間利用可能日数×定員」として算定する。		

(人日)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	1号認定による利用	224,068	224,068	224,068	224,068	224,068
	2号認定による定期的な利用	950,700	950,700	950,700	950,700	950,700
②確保方策		2,090,744	2,090,744	2,090,744	2,090,744	2,090,744
②—①	過不足	915,976	915,976	915,976	915,976	915,976

(7) 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

札幌市事業	・保育所等での一時預かり ・さっぽろ子育てサポートセンター事業(未就学児) ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業(病気以外・宿泊預かり)	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を実施する事業。 ・子どもの預かり等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。		
基本的な考え方	・国の手引きによるニーズ量調査結果と直近の利用実績に大きく乖離があるため、量の見込みは、直近の利用実績を基本として算定する。 ・確保方策について、「一時預かり事業(幼稚園型除く)」は、保育所、認定こども園等における受入れ可能児童数により算定する。「子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)」は、推計提供会員数、過去の未就学児の利用割合及び提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定する。		

(人日)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		59,260	59,260	59,260	59,260	59,260
②確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型除く)	687,420	687,420	687,420	687,420	687,420
	子育て援助活動 支援事業(病児・ 緊急対応強化事 業を除く)	14,556	15,245	16,243	17,480	19,014
	子育て短期支援 事業(トワイライ トステイ)					
②—①	過不足	642,616	643,757	644,755	645,992	647,526

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

札幌市事業	・札幌市病児・病後児保育事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業 (病児・病後児預かり)	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・病気の子どもを一時的に預かる事業		
基本的な考え方	・国の手引きによるニーズ量調査結果と直近の利用実績に大きく乖離があるため、ニーズ調査において「病児保育事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク」を利用した、又は利用意向があると回答した方の割合に、ニーズ調査において両事業を利用した世帯が1年間で利用した日数の中間値を乗じて量の見込みを算定する。 ・確保方策について、「札幌市病児・病後児保育事業」は施設数、1日の利用定員数、開所日数から供給量を算定し、「子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)」は、推計提供会員数、過去の提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定する。 ・札幌市病児・病後児保育事業実施施設数は令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)にかけて年間1施設ずつ拡充し、令和10年度(2028年度)以降に供給量を更に増やす必要がある場合は、各施設の定員増等による対応を検討する。		

(人日)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		34,223	32,772	31,673	30,572	29,921
②確保方策	病児・病後児保育事業	9,376	10,548	11,720	14,650	14,650
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	26,882	27,583	29,984	31,086	33,974
②—①	過不足	2,035	5,359	10,031	15,164	18,703

(9) 子育て援助活動支援事業(就学後)

札幌市事業	・さっぽろ子育てサポートセンター事業(就学後)	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・子どもの預かり等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい費人(提供会員)とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。		
基本的な考え方	・国手引きによるニーズ量調査において利用意向は確認できなかったが、令和5年度(2023年度)まで就学児の利用実績があり、調査結果と実態に差異がある。そのため、直近の利用件数に子どもの減少率を乗じて量の見込みを算定する。 ・確保方策については、推計提供会員数、過去の提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定する。		

(人日)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
②確保方策		3,510	3,722	3,995	4,323	4,717
②—①	過不足	2,423	2,635	2,908	3,236	3,630

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

札幌市事業	・乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う事業。		
基本的な考え方	・量の見込み及び確保方策として、各年度における0歳児の推計人口から算定する。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		9,895	9,778	9,657	9,560	9,487
②確保方策		9,895	9,778	9,657	9,560	9,487
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業

札幌市事業	・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・育児不安の軽減及び育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う事業等。		
基本的な考え方	・量の見込みについて、国補助（養育支援訪問事業）の申請基準に則り、対象者総計を算出後、各区の人口に基づき、区ごとの推計を算定する。 ・養育支援訪問事業の支援については、区保健センターの保健師及び母子保健訪問指導員が実施しているが、現状で支援実施のために必要な体制を確保しているため、確保方策は量の見込みと同数とする。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		8,396	8,396	8,396	8,396	8,396
②確保方策		8,396	8,396	8,396	8,396	8,396
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

札幌市事業	・妊婦一般健康診査事業	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成する事業。		
基本的な考え方	・量の見込みについて、各年度における0歳児の推計人口を妊婦数と仮定し、妊婦一般健康診査の回数(14回)を乗じた数として算定する。 ・確保方策については、市内の産婦人科医療機関及び助産所に妊婦健診を委託しており、必要な健診体制を確保しているため、量の見込みと同数とする。		

(人回)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		138,530	136,892	135,198	133,840	132,818
②確保方策		138,530	136,892	135,198	133,840	132,818
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(13) 子育て世帯訪問支援事業

札幌市事業	・子育て世帯訪問支援事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者(訪問支援員)を派遣する事業		
基本的な考え方	・量の見込みについては、国手引きに基づき算定する。 ・確保方策については、現状では事業実施のために必要な体制を確保しているため量の見込みと同数とする。		

(人回)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		2,700	2,617	2,534	2,447	2,371
②確保方策		2,700	2,617	2,534	2,447	2,371
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

札幌市事業	・令和7年度 地域子ども・子育て支援事業 ・令和8年度以降 乳児等通園支援事業(法定給付化)	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園できる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化する		
基本的な考え方	・国の算出方法をベースに令和6年度(2024年度)試行的事業における利用実績をふまえ算出する。 ・確保方策については量の見込みと同数とする。 ・制度創設から本計画の始期までの期間が短いため、令和7年度(2025年度)以降の事業実施状況をふまえ、必要に応じて見直しを行う可能性がある。		

(人)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		3,876	3,588	3,552	3,504	3,456
②確保方策		3,876	3,588	3,552	3,504	3,456
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業

札幌市事業	・札幌市産後ケア事業	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・支援を必要とする産婦を対象に心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うことにより、育児力を高め不適切な養育や児童虐待を予防する。		
量の見込み の考え方	・ニーズ量は過去の利用実績および一部政令指定都市の平均を用いて、国の手引きに基づき算定している。 ・確保方策については、実施施設の月ごとの最多受け入れ実績より供給量を算定している。利用ニーズの高まりに対し、実施施設数を増やしていくことで、供給量を確保していく。		

()

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		2,589	3,144	3,679	3,643	3,615
②確保方策		3,822	4,248	4,602	4,602	4,602
②—①	過不足	1,233	1,104	923	959	987

6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 中央区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,287	262	1,851	691	618	303
			2,113			1,612	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	559	365	145	118	158	183
			510			459	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,245	332	1,870	647	636	301
			2,202			1,584	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	601	295	126	162	140	185
			421			487	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,200	337	1,818	642	632	299
			2,155			1,573	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	646	290	178	167	144	187
			468			498	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,144	322	1,735	638	629	298
			2,057			1,565	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	702	305	261	171	147	188
			566			506	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,100	309	1,667	634	627	298
			1,976			1,559	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	746	318	329	175	149	188
			647			512	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,092	307	1,656	632	626	298
			1,963			1,556	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,716	177	1,794	584	559	333
	特定地域型保育事業				121	116	69
	確認を受けない幼稚園	130					
	幼稚園一時預かり事業		450		0		
	企業主導型保育事業			202	104	101	84
		1,846	627	1,996	809	776	486
			2,623			2,071	
②-①	過不足	754	320	340	177	150	188
			660			515	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	3,979	3,932	3,883	3,844	3,815
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	3,979	3,932	3,883	3,844	3,815
②-①	過不足	0	0	0	0	0
2 時間外保育事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		1,433	1,382	1,351	1,316	1,288
②確保の内容		3,713	3,713	3,713	3,713	3,713
②-①	過不足	2,280	2,331	2,362	2,397	2,425
3 放課後児童健全育成事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	2,429	2,195	1,927	1,708	1,564
	1年生	401	386	355	360	350
	2年生	724	400	385	354	359
	3年生	559	631	348	336	308
	4年生	426	405	457	252	243
	5年生	213	250	238	269	148
	6年生	106	123	144	137	155
②確保の内容	専用区画	1,927	1,927	1,927	1,991	2,142
	放課後等専用区画	502	417	417	417	417
②-①	過不足	0	149	417	700	995
4 子育て短期支援事業(ショートステイ)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					
5 地域子育て支援拠点事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,447	4,272	4,243	4,223	4,209
②確保の内容		4,779	4,779	4,779	4,779	4,779
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	332	507	536	556	570
6 一時預かり事業(幼稚園型)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	22,860	22,860	22,860	22,860	22,860
	2号認定による定期的な利用	48,260	48,260	48,260	48,260	48,260
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	151,151	151,151	151,151	151,151	151,151
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	80,031	80,031	80,031	80,031	80,031

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		7,778	7,778	7,778	7,778	7,778
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	53,265	53,265	53,265	53,265	53,265
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	2,323	2,452	2,607	2,762	2,943
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	47,810	47,939	48,094	48,249	48,430

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		3,568	3,441	3,363	3,276	3,198
②確保の内容	病児保育事業	0	0	1,172	1,758	1,758
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,765	3,853	3,940	4,028	4,115
	区間調整	▲197	▲235	0	0	0
	過不足	0	177	1,749	2,510	2,675

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		133	133	133	133	133
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	563	601	639	685	730
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	430	468	506	552	597

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一三量調査によらない推計)	1,253	1,238	1,222	1,210	1,201
②確保の内容		1,253	1,238	1,222	1,210	1,201
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一三量調査によらない推計)	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
②確保の内容		1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一三量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一三量調査によらない推計)	175	170	165	159	155
②確保の内容		175	170	165	159	155
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一三量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(2) 北区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,534	859	2,628	1,007	975	404
			3,487			2,386	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,378	781	62	127	59	185
			843			371	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,441	914	2,576	971	984	397
			3,490			2,352	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,471	726	114	163	50	192
			840			405	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,356	883	2,447	950	966	390
			3,330			2,306	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,556	757	243	184	68	199
			1,000			451	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,275	830	2,301	933	949	383
			3,131			2,265	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,637	810	389	201	85	206
			1,199			492	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,229	800	2,217	916	934	379
			3,017			2,229	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,683	840	473	218	100	210
			1,313			528	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,206	785	2,176	901	922	376
			2,961			2,199	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,322	734	2,643	1,021	933	524
	特定地域型保育事業				72	69	40
	確認を受けない幼稚園	590					
	幼稚園一時預かり事業		906		12		
	企業主導型保育事業			47	29	32	25
		3,912	1,640	2,690	1,134	1,034	589
			4,330			2,757	
②-①	過不足	2,706	855	514	233	112	213
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	4,288	4,237	4,185	4,143	4,111
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	4,288	4,237	4,185	4,143	4,111
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		2,079	1,975	1,894	1,818	1,769
②確保の内容		5,979	5,979	5,979	5,979	5,979
②-①	過不足	3,900	4,004	4,085	4,161	4,210

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	4,011	4,041	3,947	3,796	3,603
	1年生	946	949	883	860	786
	2年生	1,135	943	947	880	858
	3年生	865	989	822	825	767
	4年生	617	627	717	596	598
	5年生	292	363	369	421	350
	6年生	155	169	210	213	243
②確保の内容	専用区画	2,847	2,847	2,847	2,911	2,911
	放課後等専用区画	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
②-①	過不足	573	543	637	852	1,045

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,304	2,453	2,406	2,454	2,416
②確保の内容		7,193	7,193	7,193	7,193	7,193
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	4,889	4,740	4,787	4,739	4,777

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	31,760	31,760	31,760	31,760	31,760
	2号認定による定期的な利用	158,800	158,800	158,800	158,800	158,800
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	367,957	367,957	367,957	367,957	367,957
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	177,397	177,397	177,397	177,397	177,397

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		16,216	16,216	16,216	16,216	16,216
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	137,742	137,742	137,742	137,742	137,742
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	2,312	2,563	2,891	3,271	3,787
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	123,838	124,089	124,417	124,797	125,313

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		5,304	5,040	4,833	4,638	4,514
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,765	3,678	3,590	3,503	3,415
	区間調整	747	1,362	1,243	1,135	1,099
②-①	過不足	▲ 792	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		57	57	57	57	57
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	525	593	669	768	882
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	468	536	612	711	825

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二ニズ量調査によらない推計)	1,385	1,368	1,351	1,338	1,328
②確保の内容		1,385	1,368	1,351	1,338	1,328
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二ニズ量調査によらない推計)	1,376	1,376	1,376	1,376	1,376
②確保の内容		1,376	1,376	1,376	1,376	1,376
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二ニズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二ニズ量調査によらない推計)	174	168	162	155	150
②確保の内容		174	168	162	155	150
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二ニズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(3) 東区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,448	547	2,568	839	870	374
			3,115			2,083	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738			2,511	
②-①	過不足	1,671	701	▲ 78	168	74	186
			623			428	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,345	605	2,482	802	887	369
			3,087			2,058	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738			2,511	
②-①	過不足	1,774	643	8	205	57	191
			651			453	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,240	578	2,309	792	873	362
			2,887			2,027	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738			2,511	
②-①	過不足	1,879	670	181	215	71	198
			851			484	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,154	538	2,148	779	857	356
			2,686			1,992	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738			2,511	
②-①	過不足	1,965	710	342	228	87	204
			1,052			519	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,112	518	2,071	765	844	353
			2,589			1,962	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738			2,511	
②-①	過不足	2,007	730	419	242	100	207
			1,149			549	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,094	510	2,037	753	836	349
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,819	452	2,399	854	802	494
	特定地域型保育事業				100	95	38
	確認を受けない幼稚園	300					
	幼稚園一時預かり事業		796		12		
	企業主導型保育事業			91	41	47	28
		3,119	1,248	2,490	1,007	944	560
			3,738		2,511		
②-①	過不足	2,025	738	453	254	108	211
			3,738			2,511	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	4,084	4,036	3,986	3,946	3,916
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	4,084	4,036	3,986	3,946	3,916
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		2,010	1,900	1,806	1,726	1,682
②確保の内容		5,251	5,251	5,251	5,251	5,251
②-①	過不足	3,241	3,351	3,445	3,525	3,569

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	3,717	3,619	3,442	3,243	3,001
	1年生	807	789	744	708	630
	2年生	1,030	805	787	743	707
	3年生	874	898	702	686	647
	4年生	546	633	651	508	497
	5年生	298	321	372	383	299
	6年生	161	172	185	215	221
②確保の内容	専用区画	2,980	2,980	3,131	3,131	3,195
	放課後等専用区画	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
②-①	過不足	271	369	697	896	1,202

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,022	1,950	1,919	1,887	1,860
②確保の内容		5,772	5,772	5,772	5,772	5,772
②-①	過不足	3,750	3,822	3,853	3,885	3,912

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	23,352	23,352	23,352	23,352	23,352
	2号認定による定期的な利用	133,440	133,440	133,440	133,440	133,440
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	305,441	305,441	305,441	305,441	305,441
②-①	過不足	148,649	148,649	148,649	148,649	148,649

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		1,987	1,987	1,987	1,987	1,987
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	96,921	96,921	96,921	96,921	96,921
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,363	1,367	1,372	1,410	1,447
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	96,297	96,301	96,306	96,344	96,381

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		4,809	4,544	4,320	4,129	4,023
②確保の内容	病児保育事業	2,344	2,344	2,344	2,930	2,930
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,802	3,327	4,028	4,903	5,954
	区間調整	▲ 337	▲ 1,127	▲ 1,243	▲ 1,135	▲ 1,099
②-①	過不足	0	0	809	2,569	3,762

9 子育て援助活動支援事業(就学後)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		68	68	68	68	68
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	365	373	381	388	403
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	297	305	313	320	335

10 乳児家庭全戸訪問事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	1,441	1,424	1,407	1,393	1,382
②確保の内容		1,441	1,424	1,407	1,393	1,382
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
②確保の内容		1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	348	336	323	310	296
②確保の内容		348	336	323	310	296
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②確保の内容						
②-①	過不足					

(4) 白石区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,302	350	1,971	773	715	365
			2,321			1,853	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,414	291	1,997	724	662	427
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,524	900	2,027	843	774	504
			2,927			2,121	
②-①	過不足	1,222	550	56	70	59	139
			606			268	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,222	403	1,924	753	734	363
			2,327			1,850	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,264	332	1,997	732	670	430
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,374	941	2,027	851	782	507
			2,968			2,140	
②-①	過不足	1,152	538	103	98	48	144
			641			290	
認定こども園特例枠		0	41	0	8	8	3
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,153	395	1,830	749	730	361
			2,225			1,840	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,264	332	1,997	732	670	430
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,374	941	2,027	851	782	507
			2,968			2,140	
②-①	過不足	1,221	546	197	102	52	146
			743			300	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,075	369	1,707	744	726	359
			2,076			1,829	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,264	332	1,997	732	670	430
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,374	941	2,027	851	782	507
			2,968			2,140	
②-①	過不足	1,299	572	320	107	56	148
			892			311	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,051	360	1,668	740	722	356
			2,028			1,818	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,264	332	1,997	732	670	430
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,374	941	2,027	851	782	507
			2,968			2,140	
②-①	過不足	1,323	581	359	111	60	151
			940			322	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,045	358	1,658	735	717	354
			2,016			1,806	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,264	332	1,997	732	670	430
	特定地域型保育事業				78	73	42
	確認を受けない幼稚園	110					
	幼稚園一時預かり事業		609		0		
	企業主導型保育事業			30	41	39	35
		2,374	941	2,027	851	782	507
			2,968			2,140	
②-①	過不足	1,329	583	369	116	65	153
			952			334	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	3,608	3,565	3,521	3,486	3,459
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	3,608	3,565	3,521	3,486	3,459
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		1,565	1,498	1,450	1,397	1,377
②確保の内容		4,193	4,193	4,193	4,193	4,193
②-①	過不足	2,628	2,695	2,743	2,796	2,816

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	2,538	2,429	2,261	2,129	1,969
	1年生	527	507	473	480	418
	2年生	680	526	506	472	479
	3年生	614	593	458	441	411
	4年生	390	445	430	332	320
	5年生	223	229	262	253	195
	6年生	104	129	132	151	146
②確保の内容	専用区画	2,047	2,047	2,047	2,047	2,111
	放課後等専用区画	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238
②-①	過不足	747	856	1,024	1,156	1,380

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,505	2,448	2,435	2,420	2,405
②確保の内容		4,099	4,099	4,099	4,099	4,099
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	1,594	1,651	1,664	1,679	1,694

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	14,295	14,295	14,295	14,295	14,295
	2号認定による定期的な利用	133,420	133,420	133,420	133,420	133,420
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	239,886	239,886	239,886	239,886	239,886
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	92,171	92,171	92,171	92,171	92,171

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		2,223	2,223	2,223	2,223	2,223
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	72,405	72,405	72,405	72,405	72,405
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,073	1,176	1,279	1,408	1,537
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	71,255	71,358	71,461	71,590	71,719

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		3,863	3,695	3,577	3,446	3,396
②確保の内容	病児保育事業	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,977	3,327	3,678	4,115	4,553
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	286	804	1,273	1,841	2,329

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		13	13	13	13	13
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	244	259	289	320	358
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	231	246	276	307	345

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	1,250	1,236	1,220	1,208	1,199
②確保の内容		1,250	1,236	1,220	1,208	1,199
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
②確保の内容		1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	432	421	408	396	384
②確保の内容		432	421	408	396	384
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(5) 厚別区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	536	284	862	351	315	133
			1,146			799	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,240	313	765	300	282	179
	特定地域型保育事業				48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,240	778	791	363	346	210
			1,569			919	
②-①	過不足	704	494	▲ 71	12	31	77
			423			120	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	510	307	856	325	318	131
			1,163			774	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,205	323	765	307	289	184
	特定地域型保育事業				48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,205	788	791	370	353	215
			1,579			938	
②-①	過不足	695	481	▲ 65	45	35	84
			416			164	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	475	293	806	319	313	129
			1,099			761	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,205	323	765	307	289	184
	特定地域型保育事業				48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,205	788	791	370	353	215
			1,579			938	
②-①	過不足	730	495	▲ 15	51	40	86
			480			177	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	450	278	763	314	308	127
			1,041			749	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,205	323	765	307	289	184
	特定地域型保育事業				48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,205	788	791	370	353	215
			1,579			938	
②-①	過不足	755	510	28	56	45	88
			538			189	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	429	265	727	308	302	125
			992			735	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,205	323	765	307	289	184
	特定地域型保育事業				48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,205	788	791	370	353	215
			1,579			938	
②-①	過不足	776	523	64	62	51	90
			587			203	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	421	260	713	302	298	124
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,205	973	765	307	724	184
	特定地域型保育事業		323		48	48	18
	確認を受けない幼稚園	0					
	幼稚園一時預かり事業		465		0		
	企業主導型保育事業			26	15	16	13
		1,205	788	791	370	353	215
			1,579			938	
②-①	過不足	784	528	78	68	55	91
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	1,373	1,357	1,340	1,327	1,317
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	1,373	1,357	1,340	1,327	1,317
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		727	692	660	636	615
②確保の内容		1,943	1,943	1,943	1,943	1,943
②-①	過不足	1,216	1,251	1,283	1,307	1,328

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	1,536	1,479	1,409	1,329	1,254
	1年生	347	324	311	289	279
	2年生	388	346	324	310	289
	3年生	344	338	302	282	270
	4年生	241	249	245	219	204
	5年生	136	141	147	144	129
	6年生	80	79	82	85	83
②確保の内容	専用区画	1,470	1,470	1,470	1,492	1,492
	放課後等専用区画	712	712	712	648	648
②-①	過不足	646	703	773	811	886

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②確保の内容						
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,455	1,385	1,360	1,337	1,313
②確保の内容		3,607	3,607	3,607	3,607	3,607
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	2,152	2,222	2,247	2,270	2,294

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280
	2号認定による定期的な利用	56,784	56,784	56,784	56,784	56,784
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	141,660	141,660	141,660	141,660	141,660
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	64,596	64,596	64,596	64,596	64,596

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		5,497	5,497	5,497	5,497	5,497
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	45,591	45,591	45,591	45,591	45,591
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,092	1,046	1,006	992	978
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	41,186	41,140	41,100	41,086	41,072

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		1,842	1,753	1,672	1,612	1,558
②確保の内容	病児保育事業	2,344	2,344	2,344	2,930	2,930
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	1,139	876	613	438	351
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	1,641	1,467	1,285	1,756	1,723

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		77	77	77	77	77
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	297	289	282	274	274
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	220	212	205	197	197

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	488	483	477	472	468
②確保の内容		488	483	477	472	468
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	417	417	417	417	417
②確保の内容		417	417	417	417	417
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	518	495	476	455	436
②確保の内容		518	495	476	455	436
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(6) 豊平区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,151	434	1,881	770	731	340
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,434	2,315			1,841	
	特定地域型保育事業		335	1,676	606	556	336
	確認を受けない幼稚園	550			143	138	65
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,984	993	1,707	780	726	431
			2,700			1,937	
②-①	過不足	1,833	559	▲174	10	▲5	91
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,122	502	1,913	726	758	342
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,393	2,415			1,826	
	特定地域型保育事業		365	1,676	614	564	339
	確認を受けない幼稚園	550			143	138	65
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,943	1,023	1,707	788	734	434
			2,730			1,956	
②-①	過不足	1,821	521	▲206	62	▲24	92
	認定こども園特例枠	0	30	0	8	0	3
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,072	497	1,845	730	764	343
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,303	2,342			1,837	
	特定地域型保育事業		383	1,676	620	570	339
	確認を受けない幼稚園	550			143	138	65
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,853	1,041	1,707	794	740	434
			2,748			1,968	
②-①	過不足	1,781	544	▲138	64	▲24	91
	認定こども園特例枠	0	406	0		131	
			18	0	6	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,024	474	1,761	735	765	346
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,303	2,235			1,846	
	特定地域型保育事業		383	1,676	620	570	339
	確認を受けない幼稚園	550			143	138	65
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,853	1,041	1,707	794	740	434
			2,748			1,968	
②-①	過不足	1,829	567	▲54	59	▲25	88
	認定こども園特例枠	0	513	0		122	
			0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	996	461	1,714	737	773	349
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,303	2,175			1,859	
	特定地域型保育事業		383	1,676	620	570	339
	確認を受けない幼稚園	550			143	138	65
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,853	1,041	1,707	794	740	434
			2,748			1,968	
②-①	過不足	1,857	580	▲7	57	▲33	85
	認定こども園特例枠	0	573	0		109	
			0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,001	464	1,722	744	781	353
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,303	2,186	1,676	620	1,878	339
	特定地域型保育事業		383		143	570	65
	確認を受けない幼稚園	550				138	
	幼稚園一時預かり事業		658		0		
	企業主導型保育事業			31	31	32	30
		2,853	1,041	1,707	794	740	434
			2,748			1,968	
②-①	過不足	1,852	577	▲ 15	50	▲ 41	81
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	4,364	4,312	4,259	4,216	4,184
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	4,364	4,312	4,259	4,216	4,184
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		1,575	1,535	1,502	1,472	1,458
②確保の内容		3,742	3,742	3,742	3,742	3,742
②-①	過不足	2,167	2,207	2,240	2,270	2,284

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	3,155	3,280	3,332	3,350	3,309
	1年生	836	835	813	814	773
	2年生	847	834	833	811	812
	3年生	642	738	727	726	707
	4年生	443	465	535	527	526
	5年生	254	260	274	314	310
	6年生	133	147	150	158	182
②確保の内容	専用区画	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060
	放課後等専用区画	1,095	1,220	1,272	1,290	1,249
②-①	過不足	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,081	3,001	3,015	3,034	3,057
②確保の内容		4,379	4,379	4,379	4,379	4,379
②-①	区間調整	0	0	0	0	0
	過不足	1,298	1,378	1,364	1,345	1,322

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	32,270	32,270	32,270	32,270	32,270
	2号認定による定期的な利用	124,470	124,470	124,470	124,470	124,470
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	221,669	221,669	221,669	221,669	221,669
②-①	区間調整	0	0	0	0	0
	過不足	64,929	64,929	64,929	64,929	64,929

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		7,917	7,917	7,917	7,917	7,917
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	72,963	72,963	72,963	72,963	72,963
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,514	1,486	1,466	1,445	1,431
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	66,560	66,532	66,512	66,491	66,477

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		4,116	4,011	3,927	3,848	3,812
②確保の内容	病児保育事業	1,172	1,172	1,172	1,758	1,758
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	1,839	1,489	1,226	964	788
	区間調整	1,105	1,350	1,529	1,126	1,266
②-①	過不足	0	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		253	253	253	253	253
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	411	403	403	403	403
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	158	150	150	150	150

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二重量調査によらない推計)	1,271	1,255	1,240	1,227	1,218
②確保の内容		1,271	1,255	1,240	1,227	1,218
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二重量調査によらない推計)	963	963	963	963	963
②確保の内容		963	963	963	963	963
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二重量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二重量調査によらない推計)	352	345	337	329	324
②確保の内容		352	345	337	329	324
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二重量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(7) 清田区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	779	247	827	328	289	122
			1,074			739	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	778	459	▲177	5	2	46
			282			53	
認定こども園特例枠		0	30	0	5	2	3
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	741	275	826	315	288	117
			1,101			720	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	816	431	▲176	18	3	51
			255			72	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	701	268	790	303	278	114
			1,058			695	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	856	438	▲140	30	13	54
			298			97	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	660	252	743	293	270	110
			995			673	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	897	454	▲93	40	21	58
			361			119	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	628	240	707	284	260	106
			947			650	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	929	466	▲57	49	31	62
			409			142	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	606	232	683	274	251	102
②確保の内容(人)			915			627	
	特定教育・保育施設	1,117	253	645	253	242	136
	特定地域型保育事業				47	44	28
	確認を受けない幼稚園	440					
	幼稚園一時預かり事業		453		27		
	企業主導型保育事業			5	6	5	4
		1,557	706	650	333	291	168
			1,356			792	
②-①	過不足	951	474	▲ 33	59	40	66
			441			165	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	1,312	1,296	1,280	1,267	1,257
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	1,312	1,296	1,280	1,267	1,257
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		620	590	563	536	513
②確保の内容		1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
②-①	過不足	964	994	1,021	1,048	1,071

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	1,754	1,651	1,540	1,440	1,347
	1年生	372	344	325	318	296
	2年生	452	371	343	324	318
	3年生	391	394	323	299	282
	4年生	283	283	285	234	217
	5年生	158	167	167	168	138
	6年生	97	91	96	96	97
②確保の内容	専用区画	1,240	1,240	1,304	1,304	1,304
	放課後等専用区画	641	641	641	641	641
②-①	過不足	127	230	405	505	598

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②確保の内容						
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,184	1,126	1,087	1,051	1,015
②確保の内容		3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	2,281	2,339	2,378	2,414	2,450

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	8,582	8,582	8,582	8,582	8,582
	2号認定による定期的な利用	60,074	60,074	60,074	60,074	60,074
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	145,699	145,699	145,699	145,699	145,699
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	77,043	77,043	77,043	77,043	77,043

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		3,349	3,349	3,349	3,349	3,349
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	31,746	31,746	31,746	31,746	31,746
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	795	865	936	1,032	1,154
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	29,192	29,262	29,333	29,429	29,551

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		1,672	1,589	1,517	1,444	1,384
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,539	3,327	4,378	5,779	7,617
	区間調整	▲ 867	▲ 1,350	▲ 1,529	▲ 1,126	▲ 1,266
②-①	過不足	0	388	1,332	3,209	4,967

9 子育て援助活動支援事業(就学後)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	191	198	221	244	274
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	191	198	221	244	274

10 乳児家庭全戸訪問事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	423	418	413	408	405
②確保の内容		423	418	413	408	405
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	401	401	401	401	401
②確保の内容		401	401	401	401	401
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	86	82	78	73	70
②確保の内容		86	82	78	73	70
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(8) 南区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	584	265	1,083	375	389	185
			1,348			949	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,224	190	762	268	260	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,404	555	791	359	345	188
			1,346			892	
②-①	過不足	820	290	▲292	▲16	▲44	3
			▲2			▲57	
認定こども園特例枠		0	13	0	0	0	3
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	578	311	1,119	389	396	183
			1,430			968	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,209	200	762	268	260	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,389	565	791	359	345	188
			1,356			892	
②-①	過不足	811	254	▲328	▲30	▲51	5
			▲74			▲76	
認定こども園特例枠		0	10	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	568	316	1,112	383	390	179
			1,428			952	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,179	273	727	278	269	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,359	638	756	369	354	188
			1,394			911	
②-①	過不足	791	322	▲356	▲14	▲36	9
			▲34			▲41	
認定こども園特例枠		0	73	0	0	0	5
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	558	310	1,092	378	384	176
			1,402			938	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,179	273	727	278	269	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,359	638	756	369	354	188
			1,394			911	
②-①	過不足	801	328	▲336	▲9	▲30	12
			▲8			▲27	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	553	307	1,081	372	376	174
			1,388			922	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,179	273	727	278	269	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,359	638	756	369	354	188
			1,394			911	
②-①	過不足	806	331	▲325	▲3	▲22	14
			6			▲11	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	544	303	1,065	364	371	172
			1,368			907	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,179	273	727	278	269	147
	特定地域型保育事業				79	76	32
	確認を受けない幼稚園	180					
	幼稚園一時預かり事業		365		0		
	企業主導型保育事業			29	12	9	9
		1,359	638	756	369	354	188
			1,394			911	
②-①	過不足	815	335	▲ 309	5	▲ 17	16
			26			4	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	1,572	1,553	1,534	1,519	1,507
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	1,572	1,553	1,534	1,519	1,507
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		756	749	737	724	715
②確保の内容		1,683	1,683	1,683	1,683	1,683
②-①	過不足	927	934	946	959	968

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	1,709	1,618	1,538	1,476	1,404
	1年生	341	343	348	344	330
	2年生	479	340	342	347	326
	3年生	386	417	297	298	302
	4年生	249	280	302	215	216
	5年生	159	147	164	178	126
	6年生	95	92	85	95	103
②確保の内容	専用区画	1,586	1,808	1,808	1,808	1,808
	放課後等専用区画	834	834	834	834	834
②-①	過不足	711	1,024	1,104	1,166	1,238

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,359	1,347	1,325	1,303	1,282
②確保の内容		2,387	2,387	2,387	2,387	2,387
②-①	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	1,028	1,040	1,062	1,084	1,105

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	24,717	24,717	24,717	24,717	24,717
	2号認定による定期的な利用	45,903	45,903	45,903	45,903	45,903
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	127,807	127,807	127,807	127,807	127,807
②-①	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	57,187	57,187	57,187	57,187	57,187

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		3,197	3,197	3,197	3,197	3,197
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	47,892	47,892	47,892	47,892	47,892
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,007	1,012	1,024	1,035	1,073
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	45,702	45,707	45,719	45,730	45,768

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		2,311	2,280	2,251	2,211	2,183
②確保の内容	病児保育事業	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,277	2,014	1,839	1,664	1,489
	区間調整	▲ 238	0	0	0	0
②-①	過不足	900	906	760	625	478

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		76	76	76	76	76
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	236	244	251	259	267
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	160	168	175	183	191

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	519	512	506	501	497
②確保の内容		519	512	506	501	497
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	486	486	486	486	486
②確保の内容		486	486	486	486	486
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	178	176	173	171	168
②確保の内容		178	176	173	171	168
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(9) 西区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,375	386	2,139	819	832	348
			2,525			1,999	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,605	267	2,071	701	666	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,515	862	2,120	868	823	474
			2,982			2,165	
②-①	過不足	1,140	476	▲19	49	▲9	126
			457			166	
認定こども園特例枠		0	69	0	10	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,279	441	2,071	818	845	344
			2,512			2,007	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,605	267	2,071	701	666	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,515	862	2,120	868	823	474
			2,982			2,165	
②-①	過不足	1,236	421	49	50	▲22	130
			470			158	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,220	439	1,993	806	834	341
			2,432			1,981	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,435	317	2,071	707	672	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,345	912	2,120	874	829	474
			3,032			2,177	
②-①	過不足	1,125	473	127	68	▲5	133
			600			196	
認定こども園特例枠		0	50	0	6	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,155	415	1,887	796	826	338
			2,302			1,960	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,435	317	2,071	707	672	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,345	912	2,120	874	829	474
			3,032			2,177	
②-①	過不足	1,190	497	233	78	3	136
			730			217	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,132	407	1,849	788	819	335
			2,256			1,942	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,435	317	2,071	707	672	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,345	912	2,120	874	829	474
			3,032			2,177	
②-①	過不足	1,213	505	271	86	10	139
			776			235	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,118	402	1,826	782	812	333
			2,228			1,927	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,435	317	2,071	707	672	379
	特定地域型保育事業				123	116	63
	確認を受けない幼稚園	910					
	幼稚園一時預かり事業		595		0		
	企業主導型保育事業			49	44	41	32
		2,345	912	2,120	874	829	474
			3,032			2,177	
②-①	過不足	1,227	510	294	92	17	141
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	3,774	3,729	3,683	3,646	3,618
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	3,774	3,729	3,683	3,646	3,618
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		1,749	1,667	1,616	1,564	1,541
②確保の内容		4,214	4,214	4,214	4,214	4,214
②-①	過不足	2,465	2,547	2,598	2,650	2,673

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	3,250	3,414	3,443	3,407	3,278
	1年生	887	885	797	797	712
	2年生	900	885	883	795	795
	3年生	624	784	771	769	693
	4年生	464	452	568	559	557
	5年生	233	273	266	334	329
	6年生	141	135	158	154	193
②確保の内容	専用区画	2,335	2,399	2,652	2,652	2,652
	放課後等専用区画	915	1,015	791	766	766
②-①	過不足	0	0	0	11	140

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,784	2,729	2,695	2,669	2,644
②確保の内容		4,541	4,541	4,541	4,541	4,541
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	1,757	1,812	1,846	1,872	1,897

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	32,824	32,824	32,824	32,824	32,824
	2号認定による定期的な利用	110,781	110,781	110,781	110,781	110,781
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	217,405	217,405	217,405	217,405	217,405
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	73,800	73,800	73,800	73,800	73,800

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		3,057	3,057	3,057	3,057	3,057
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	61,683	61,683	61,683	61,683	61,683
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,994	2,309	2,707	3,184	3,737
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	60,620	60,935	61,333	61,810	62,363

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		4,255	4,057	3,934	3,808	3,752
②確保の内容	病児保育事業	0	1,172	1,172	1,758	1,758
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,452	2,189	2,014	1,839	1,664
	区間調整	1,803	696	748	211	330
②-①	過不足	0	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		17	17	17	17	17
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	449	533	631	753	897
	区間調整	▲164	▲164	▲164	▲164	▲164
②-①	過不足	268	352	450	572	716

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,233	1,219	1,204	1,192	1,183
②確保の内容		1,233	1,219	1,204	1,192	1,183
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	704	704	704	704	704
②確保の内容		704	704	704	704	704
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)	263	256	250	243	237
②確保の内容		263	256	250	243	237
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(10) 手稲区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	969	381	1,243	489	461	180
			1,624			1,130	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,334	416	▲115	8	▲22	56
			301			42	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	911	412	1,223	482	461	175
			1,635			1,118	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,392	385	▲95	15	▲22	61
			290			54	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	874	407	1,185	467	448	171
			1,592			1,086	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,429	390	▲57	30	▲9	65
			333			86	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和10年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	809	377	1,096	455	437	167
			1,473			1,059	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,494	420	32	42	2	69
			452			113	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	781	364	1,059	443	430	165
			1,423			1,038	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,522	433	69	54	9	71
			502			134	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0	0

		令和12年度					
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0-2歳 保育の必要性あり(3号)		
			学校教育利用 希望強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	759	354	1,029	435	424	162
			1,383			1,021	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,463	322	1,109	415	362	187
	特定地域型保育事業				67	61	34
	確認を受けない幼稚園	840					
	幼稚園一時預かり事業		475		0		
	企業主導型保育事業			19	15	16	15
		2,303	797	1,128	497	439	236
			1,925			1,172	
②-①	過不足	1,544	443	99	62	15	74
			542			151	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(箇所)	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	特定型	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(箇所)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0
①量の見込み(人回)	妊婦等包括相談支援事業型	1,799	1,778	1,756	1,738	1,725
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	1,799	1,778	1,756	1,738	1,725
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		930	884	853	808	786
②確保の内容		2,560	2,560	2,560	2,560	2,560
②-①	過不足	1,630	1,676	1,707	1,752	1,774

3 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	1,915	1,709	1,471	1,299	1,154
	1年生	278	290	261	278	240
	2年生	582	277	289	261	277
	3年生	478	507	242	252	227
	4年生	320	346	367	175	183
	5年生	175	188	203	216	103
	6年生	83	101	109	117	125
②確保の内容	専用区画	1,390	1,390	1,390	1,390	1,532
	放課後等専用区画	892	892	892	892	892
②-①	過不足	367	573	811	983	1,270

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,636	1,579	1,535	1,499	1,471
②確保の内容		4,315	4,315	4,315	4,315	4,315
②-①	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	2,679	2,736	2,780	2,816	2,844

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128
	2号認定による定期的な利用	78,768	78,768	78,768	78,768	78,768
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型)	172,069	172,069	172,069	172,069	172,069
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	80,173	80,173	80,173	80,173	80,173

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		8,039	8,039	8,039	8,039	8,039
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	67,212	67,212	67,212	67,212	67,212
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	983	969	955	941	927
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	60,156	60,142	60,128	60,114	60,100

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		2,483	2,362	2,279	2,160	2,101
②確保の内容	病児保育事業	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,327	3,503	3,678	3,853	4,028
	区間調整	▲ 2,016	▲ 696	▲ 748	▲ 211	▲ 330
②-①	過不足	0	1,617	1,823	2,654	2,769

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)		393	393	393	393	393
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	229	229	229	229	229
	区間調整	164	164	164	164	164
②-①	過不足	0	0	0	0	0

10 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	632	625	617	611	606
②確保の内容		632	625	617	611	606
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	(二一ス量調査によらない推計)	437	437	437	437	437
②確保の内容		437	437	437	437	437
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②確保の内容						
②-①	過不足					

13 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	174	168	162	156	151
②確保の内容		174	168	162	156	151
②-①	過不足	0	0	0	0	0

14 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	全体	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②確保の内容	全体					
	0歳児					
	1歳児					
	2歳児					
②-①	過不足					

15 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	(二一ス量調査によらない推計)	教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②確保の内容						
②-①	過不足					

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画で推進していく施策は広範囲に渡ります。庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

(2) 様々な主体との連携による計画の推進

行政の取組だけではなく、子どもの権利の重要性を全ての市民や関係団体が共通の認識のもと実践していく必要があります。

このため、市民、NPO団体や地域団体など、子ども・若者及び子育て当事者と関わる様々な関係者や関係団体との連携を深めながら、計画を推進していきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

本計画に位置付けた事業・取組は、毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認し、子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進捗管理を行います。

(2) 附属機関による評価の実施

第4次プランと同様に、本計画においても附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます。

報告時には、第3章に定める「成果指標」の達成状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、第5章に定める「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、第6章に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」及び第7章に定める「需給計画」の実施状況をについて点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

3 計画の見直し

本計画は、令和11年度(2029年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策や社会情勢の変化等により、特に第7章に定める「需給計画」を中心に見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について「札幌市子ども・子育て会議」の審議を経て、改定を行うこととします。

参考資料

1 各種調査結果

(1)札幌市子どもに関する実態・意識調査

ア 調査目的

本計画の策定に向け、本計画に包含する「子どもの権利に関する推進計画」に関連して、子どもの権利保障の観点から子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、計画検討の基礎データを収集することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した子ども・大人10,000人。

【子ども】札幌市在住の10歳以上18歳以下の方5,000人

※子ども用の調査票は、10～12歳用と13～18歳用の2種類を作成

【大 人】札幌市在住の19歳以上の方5,000人

ウ 調査期間

令和5年12月11日(月)～令和5年12月26日(火)

エ 回収状況

	対象数	回収数	回収率
子ども	5,000	1,679	33.6%
10～12 歳	1,632	709	43.4%
13～18 歳	3,368	970	28.8%
大人	5,000	1,777	35.5%
合計	10,000	3,456	34.6%

オ 調査方法

郵送アンケート調査(郵送発送、郵送回収)。Web アンケートフォームによる回答受付も併用。

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/plan.html>)に掲載しています。

本計画において、第2章「2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状」のうち「(1)-ア 子どもの権利に関する現状」に掲載しているグラフデータのうち、別途資料記載のないデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

(2)札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査

ア 調査目的

本計画の策定に向け、市民の教育・保育ニーズと札幌市における子育て支援の課題を抽出し、基礎データを収集することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した、就学前児童(5歳以下)の保護者15,000人。

ウ 調査期間

令和5年12月11日(月)～令和6年1月5日(金)

エ 回収状況

5,394件(回収率36.0%)

オ 調査方法

郵送アンケート調査(郵送発送、郵送回収)。Web アンケートフォームによる回答受付も併用。

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/shinplan.html>)に掲載しています。

本計画において、第2章「2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状」のうち「(2)-イ 子育て家庭の現状」に掲載しているグラフデータのうち、別途資料記載のないデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

(3)グループヒアリング調査

ア 目的

就学前児童がいる世帯の保護者及び保育所・幼稚園・児童会館等の現場スタッフ・子育て支援を行っている市民活動団体関係者から、子育てや子育て支援の現場における生の声を把握し、札幌市における子育て支援の課題を抽出することを目的に実施したものです。

イ 実施日

①就学前児童の保護者へのグループヒアリング

令和6年2月10日(土)、2月11日(日)

②子育て支援者へのグループヒアリング

令和6年2月17日(土)

ウ 会場(①②とも同様)

かでる2・7 (札幌市中央区北2条西7丁目)

エ 参加者

①就学前児童の保護者へのグループヒアリング 25名

②子育て支援者へのグループヒアリング 15名

内訳:保育士:5名/幼稚園教諭:4名/児童会館スタッフ:2名

民間児童育成会関係者:1名/市民活動団体関係者:3名

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/shinplan.html>)に掲載しています。

本計画において、第2章「2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状」のうち「(2)-イ 子育て家庭の現状」に掲載しているグループヒアリングの内容が、本調査に基づく結果の一部になります。

2 子どもからの提案・意見募集ハガキ

(1)子どもからの提案・意見募集ハガキ

ア 概要

市内の小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象に、市政やまちづくりについての意見や提案を返信用ハガキで募集する「子どもからの提案・意見募集ハガキ」のテーマを「子どもにやさしいまち」とし、広く市内の子どもたちから意見を募集しました。

イ 意見の提出方法

返信用ハガキ又はWeb回答フォーム

ウ 提出のあった意見

260通／328件 ※複数意見の提出あり

エ 主な意見

- ・子どもの意見を聞いてくれる大人の存在や子どもの権利を尊重してくれるような環境があるまち
- ・明るく元気にあいさつをして、いろいろな人と交流できるまち
- ・将来の夢に向かって自分のやりたいことや目標を達成できるように支援してくれるまち
- ・子どもにやさしいまちは、子ども自身がその地域に住んでいることに誇りを持てるまち
- ・公共の場が安全に整備されていて、事故などが起きない 一人一人が安心して暮らせるまち
- ・互いの良いところを見つけられるように努力し、認め合えるまち
- ・誰もが何かあったら誰かを頼ることが簡単にできるまち



(2)子ども議会

後日掲載

3 用語解説

1 特定のライフステージ(P.5)

「こども大綱」では、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示すこととしている。

2 医療的ケア児(P.5)

日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を恒常的に受けることが不可欠である児童。

3 社会的養護(P.5)

家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てるとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

4 ヤングケアラー(P.5)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

5 居場所(P.5)

「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得ることから、居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るとしている。

6 自己肯定感(P.5)

自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情など。

7 さっぽろ子どもの権利の日(P.11)

権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11 月 20 日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

8 まちづくり(P.11)

快適な生活環境の確保、地域社会における安全や安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体。札幌市自治基本条例第2条第2項に規定するまちづくりと同義。

9 子ども食堂(P.11)

地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。さまざまな体験、学習や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

10 潜在保育士(P.13)

保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者。

11 国定義での待機児童(P.13)

認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

12 NPO(P.13)

ノン・プロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の略。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

13 ワーク・ライフ・バランス(P.13)

やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

14 母子保健相談員(P.14)

各区子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対し継続的な状況把握及び総合相談支援を行なう保健師等専門職による相談員。

15 子育て世代包括支援センター(P.14)

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するセンター。

16 SNS(P.14)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

17 コミュニティ・スクール(P.15)

保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校。

18 放課後児童クラブ(P.15)

放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

19 アウトリーチ(P.16)

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人たちが自ら相談に来るのを待つのではなく、行政や支援機関などから積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

20 幼児教育支援員(P.17)

札幌市立幼稚園の教員のうち、札幌市幼児教育センターを補完する研究実践園の5つの機能「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「保護者等啓発支援」、「幼保小連携の推進」を園長とともに中心となって推進する者。

21 子どもコーディネーター(P.17)

児童会館など地域の子どもの居場所を巡回して、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーター。

22 教育訓練給付(P.18)

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるもの。

23 児童発達支援(P.19)

就学していない障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、集団生活への適応のための必要な支援などを行う。

24 放課後等児童デイサービス(P.19)

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

25 里親(P.26)

保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(＝要保護児童)の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。児童福祉法第6条の4により規定。

26 **ファミリーホーム**(P.26)

里親が管理者となり、自宅で最大6人の児童の養育にあたる事業。(里親家庭は最大4人)

27 **児童福祉施設**(P.26)

児童福祉法第7条では「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。」と定義されている。

28 **自立援助ホーム**(P.27)

児童福祉法第6条の3、同法第33条の6において、児童自立生活援助事業として、第二種社会福祉事業に位置付けられ、義務教育終了後、他の社会的養護(児童養護施設、里親、児童自立支援施設など)の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導を行う場。

29 **札幌市ひきこもり地域支援センター**(P.34)

ひきこもり専門の相談窓口。ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行う。

30 **スクールカウンセラー**(P.36)

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者。

31 **医療型児童発達支援**(P.37)

就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行う。

32 **保育所等訪問支援**(P.37)

保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行う。

33 **居宅訪問型児童発達支援**(P.37)

外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行う。

34 **合計特殊出生率**(P.38)

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

35 **アップサイクル**(P.53)

捨てられるはずの廃棄物を再利用して、元の製品よりも付加価値の高い製品を生み出すこと。

36 **サーキュラーエコノミー(循環経済)**(P.53)

従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

37 **心のバリアフリー**(P.59)

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

38 **こども家庭センター**(P.61)

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

39 オレンジリボン地域協力員(P.61)

児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

40 スクールソーシャルワーカー(P.61)

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援を行う専門家。

41 ピア・サポート(P.65)

ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

42 ユニバーサルデザイン(P.67)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)。

43 フリースクール(P.68)

不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

44 DV(P.70)

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

45 要保護児童対策地域協議会(P.77)

支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

46 地域小規模児童養護施設(P.77)

定員が6名で、住宅地などに設置された家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設。

47 ユニバーサル社会(P.81)

障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。

48 周産期医療体制(P.91)

周産期とは妊娠 22 週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。周産期医療体制は、充実した周産期医療を提供するため、都道府県において、地域の実情に応じ、保健医療関係機関・団体の合意に基づきその基本的方向を定めた上で、周産期に係る保健医療の総合的なサービスを提供するものとして整備される必要がある。

49 自立した札幌人(P.98)

札幌市の教育が目指す人間像。「未来に向かって 新たな価値を創造し 主体的に学び続ける人」、「自他のよさや可能性を認め合い しなやかに自分らしさを発揮する人」、「ふるさと札幌に誇りをもち 持続可能な社会の発展に向けて 行動する人」を意味する。

50 小規模特認校(P.98)

札幌市の辺縁部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の学校のこと。心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもとで、入学を認めているもの。

51 **ロールモデル**(P.98)

目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人物。

52 **ICT**(P.102)

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT(Information Technology)も同義として用いられる。

53 **等価可処分所得**(P.117)

世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額。

54 **貧困線**(P.117)

国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて中央値を算出したものの半分の金額。

55 **サードプレイス**(P.129)

Oldenburg(1989)が提唱した概念であり、家庭(第 1 の場)でも職場(第2の場)でもない第3のインフォーマルな公共生活の場、つまり居心地よい場所を意味する。

56 **相対的貧困率**(P.154)

一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

57 **企業主導型保育事業**(P.158)

従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成 28 年度(2016 年度)に創設された事業。認可外保育施設に分類される。

58 **地域枠**(P.158)

企業主導型保育施設において、事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業に雇用されている者の監護する児童以外の児童の受入枠。

59 **需給調整の特例措置**(P.159)

認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があった場合、当該区域の供給量の確保の状況に関わらず、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととする特例。

60 **放課後等専用区画**(P.165)

児童会館の体育室への特別な措置又は放課後における学校施設の活用等によって確保した区画。